

平成20年 第4回

# 宿毛市議会定例会会議録

平成20年12月3日開会  
平成20年12月15日閉会

宿毛市議会事務局

平成20年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成20年12月 3日 水曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時20分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 平成19年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計 決算認定について	4
委員長報告	
決算特別委員長	4
質疑・討論・表決	5
○日程第4 議案第1号から議案第19号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
散 会 (午前10時41分)	
陳情文書表	8
----- . . . -----	
第 2 日 (平成20年12月 4日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成20年12月 5日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成20年12月 6日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成20年12月 7日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成20年12月 8日 月曜日)	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9

出席議員	9
欠席議員	9
事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	9
開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第 1 一般質問	11
1 松浦英夫議員	11
市 長	15
松浦英夫議員	21
市 長	24
松浦英夫議員	27
市 長	28
松浦英夫議員	29
2 野々下昌文議員	29
市 長	31
野々下昌文議員	35
市 長	37
野々下昌文議員	38
3 岡崎利久議員	39
市 長	41
岡崎利久議員	44
市 長	45
岡崎利久議員	46
4 有田都子議員	47
市 長	50
教 育 長	53
有田都子議員	54
市 長	58
教 育 長	58
有田都子議員	59
延 会 (午後 3 時 42 分)	
----- ● ● -----	
第 7 日 (平成 20 年 12 月 9 日 火曜日)	
議事日程	61
本日の会議に付した事件	61
出席議員	61
欠席議員	61

事務局職員出席者	6 1
出席要求による出席者	6 1
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	6 3
1 浅木 敏議員	6 3
市 長	6 7
浅木 敏議員	7 1
市民課長	7 1
浅木 敏議員	7 2
市 長	7 5
浅木 敏議員	7 6
市 長	7 7
浅木 敏議員	7 7
市 長	7 8
浅木 敏議員	7 8
2 寺田公一議員	7 9
市 長	8 0
教 育 長	8 3
寺田公一議員	8 5
市 長	8 7
教 育 長	8 8
寺田公一議員	8 9
市 長	9 0
教 育 長	9 1
寺田公一議員	9 1
○日程第 2 議案第 2 0 号	9 1
(提案理由の説明)	
市 長	9 1
散 会 (午後 2 時 1 7 分)	
----- . . ----- . . -----	
第 8 日 (平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日 水曜日)	
議事日程	9 3
本日の会議に付した事件	9 3
出席議員	9 3
欠席議員	9 3
事務局職員出席者	9 3
出席要求による出席者	9 3

開 議 (午前 10 時 00 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 20 号まで	9 5
質疑	9 5
1 松浦英夫議員	9 5
企画課長補佐	9 6
税務課長	9 6
環境課長	9 7
商工観光課長	9 8
建設課長	9 9
松浦英夫議員	9 9
2 今城誠司議員	100
企画課長補佐	101
教育次長兼学校教育課長	101
企画課長補佐	102
今城誠司議員	102
委員会付託省略 (議案第 1 号から議案第 11 号まで)	102
委員会付託 (議案第 12 号から議案第 20 号まで)	102
散 会 (午前 10 時 47 分)	
議案付託表	104
----- . . . -----	
第 9 日 (平成 20 年 12 月 11 日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 10 日 (平成 20 年 12 月 12 日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 11 日 (平成 20 年 12 月 13 日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 12 日 (平成 20 年 12 月 14 日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 13 日 (平成 20 年 12 月 15 日 月曜日)	
議事日程	105
本日の会議に付した事件	105
出席議員	105
欠席議員	105
事務局職員出席者	105
出席要求による出席者	106
開 議 (午前 11 時 26 分)	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 20 号まで	107

(議案第1号から議案第11号まで)	
討論・表決	107
(議案第12号から議案第20号まで)	
委員長報告	
総務文教常任委員長	107
産業厚生常任委員長	108
質疑・討論・表決	108
○日程第2 陳情第11号	
委員長報告	
産業厚生常任委員長	109
質疑・討論・表決	109
○日程第3 委員会調査について	109
継続調査	110
○日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号	110
質疑	110
討論	110
浅木 敏議員(反対)	110
表決	111
(閉会あいさつ)	
市長	111
閉会(午前11時51分)	
委員会審査報告書	114
陳情審査報告書	116
閉会中の継続調査申出書	117
意見書案第1号	120
意見書案第2号	121

----- ● ● -----

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議案	付-3
陳情	付-6

平成20年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成20年12月3日 水曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 平成19年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

第4 議案第1号から議案第19号まで

議案第 1号 平成20年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 2号 平成20年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第 3号 平成20年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 4号 平成20年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 5号 平成20年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 6号 平成20年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 7号 平成20年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について

議案第 8号 平成20年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成20年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成20年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について

議案第11号 平成20年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第12号 宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第13号 宿毛市税条例の一部を改正する条例について

議案第14号 半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 幡多広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約について

議案第16号 指定管理者の指定について

議案第17号 指定管理者の指定について

議案第18号 財産の取得について

議案第19号 市道路線の変更について

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 平成19年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について

日程第4 議案第1号から議案第19号まで

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

13番 山本幸雄君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	夕部政明君
次長	児島厚臣君
議事係長	岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	岡本公文君
企画課長	岡崎匡介君
総務課長	出口君男君
市民課長	弘瀬徳宏君
税務課長	美濃部勇君
会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	小栗幹夫君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	立田明君



建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食センター 所長補佐	島内千尋君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時20分 開会

○議長（宮本有二君） これより平成20年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において中川 貢君及び西村六男君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（西郷典生君） おはようございます。

議会運営委員長。ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る12月1日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案のうえ、慎重に審査いたしました結果、本日から12月15日までの13日間とすることに、全会一致をもって決定をいたしました。

以上、報告いたします。

○議長（宮本有二君） おはかりいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から12月15日までの13日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月15日までの13日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

山本幸雄君から、会議規則第2条の規定により、今期定例会は欠席する旨の届け出がありました。

閉会中の議員派遣については、お手元に文書

を配付いたしておりますので、これによりご了承願います。

本日までに、陳情1件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託をいたします。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告期限を、本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました事務報告書のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3「平成19年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について」を議題といたします。

本決算は、平成20年第3回定例会において「決算特別委員会」に付託をし、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めます。

決算特別委員長。

○決算特別委員長（西村六男君） おはようございます。決算特別委員長、報告を行います。

平成20年第3回宿毛市議会定例会において、決算特別委員会が設置され、閉会中の審査として本委員会に付託されました。平成19年度宿毛市一般会計並びに特別会計、そして水道事業会計の決算認定について、審査を終了いたしましたので、宿毛市議会規則第103条の規定により、下記のとおり審査の経過及び結果を報告いたします。

審査の方針といたしまして、平成19年度各会計の決算審査に当たっては、担当各課の日常業務に極力支障を来たさないように審査日程を考慮し、審査時間を延長して、審査日数の短縮を図りつつ、監査委員から提出された各会計決

算及び基金運用状況審査意見書を参考としながら、予算が議会議決に従って、適法かつ合理的、効果的に執行されているか。財政の健全化並びに財産の適正管理に十分留意されているか。しかも、期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に寄与したかという視点を置いて、審査をいたしました。

なお、委員は、次の8名であります。浦尻和伸、岡崎利久、野々下昌文、松浦英夫、中平富宏、有田都子の各議員と岡崎 求議員、そして私、西村でございます。

審査結果の報告を申し上げます。

各会計における予算は、適法かつ合理的、効果的に執行されており、平成19年度宿毛市の一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算については、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査の中で指摘され、今後の財政運営上、改善または検討を要するものとして、次の意見を付記いたしました。

例年、指摘されているところであるが、市税、国民健康保険税を初め、いずれの会計決算においても多大の滞納及び不納欠損額が生じている。

現在の厳しい社会情勢、経済状況にあっては、収納が困難な事例もあると思われるものの、受益と負担の公平性を損なうことのないよう、未収金の解消に向け、なお一層の努力を求めたい。

また、予算執行に当たっては、例えば学校給食センターにおいては、今、声高く叫ばれている食の安全の確保に対する地産地消への取り組み、福祉にあっては、保育所、千寿園等の運営において、それぞれの法や規制を、高いハードルととらえず、それらを多様化する住民ニーズにおいて、弾力的に運用することにより、絶えず宿毛市のため、市民のためになるよう、積極的かつ果敢な行政政策に取り組んでいただきたいと思います。

なお、審査日程及び各諸表は以下に添付しておりますので、ご参照していただきたいと思えます。

以上、報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、平成19年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、平成19年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 全員起立であります。

よって、「平成19年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計決算」は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第19号まで」の19議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長。おはようございます。

本日は、平成20年第4回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、年末を控えまして、何かとお忙しい中をご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、ただいまは平成19年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算を認定をいただきましたこと、まことにありがとうございます。

審査報告書のご指摘はもとよりではございますが、審査の過程でご指導、ご指摘をいただきました点につきましては、今後、さらに検討をしながら、これからの行政執行に反映させてまいりたいというふうに考えております。

議員の皆様方におかれましては、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、ご提案を申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案第1号は、平成20年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で7,526万8,000円を増額しようとするものでございます。

歳出で増額する主なものは、民生費の介護給付費等扶助2,936万1,000円、私立保育所入所児童運営委託料3,184万6,000円。衛生費の幡多広域市町村圏事務組合負担金775万5,000円。

減額をするものとしましては、総務費の財政調整基金積立金2,065万5,000円、民生費の私立保育所運営補助金1,222万9,000円などでございます。

一方、歳入で増額する主なものは、国庫支出金3,031万5,000円、県支出金1,427万2,000円、諸収入2,065万円などを計上しております。

第2表債務負担行為補正の追加につきましては、高知県及び幡多郡内の6市町村が、宿毛フェリーを支援するため、宿毛佐伯航路運航経費支援事業補助金として平成21年度に2,000万円を限度として、補助しようとするものでございます。

議案第2号から議案第11号までの10議案は、平成20年度の各特別会計及び水道事業会計の補正予算でございます。

いずれも人件費等及び必要最小限の経費を補正しております。

議案第12号は、宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

人事院勧告に基づきまして、平成20年4月に遡及して、一律700円を加算した給料表に改定しようとするものでございます。

議案第13号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法の一部を改正する法律等が、平成20年4月30日に施行され、条例で指定する学校法人や、社会福祉法人に対する寄附金について、市民税及び県民税から税額控除できることとなっています。

そのため、対象となる法人につきましては、高知県条例との整合性を保つ必要が生じてきます。

今回、高知県において、対象法人を包括指定しましたので、本市におきましても、県と同様に包括指定するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案第14号は、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、半島振興法が平成17年4月1日に改正され、半島振興対策実施地域のうち、過疎地域並みの要件を満たす地域につ

いては、製造業に加え、旅館業が追加されていますので、本市の条例を半島振興法に基づいて同様に整備しようとするものでございます。

議案第15号は、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約でございます。

幡多広域市町村圏事務組合に幡多郡内の6市町村が出資しまして、「幡多広域ふるさと市町村圏基金」を設置し、基金の運用益で各種事業を行っていますが、総務省において基金の取り扱いが緩和され、事業に支障のない範囲内で基金の取り崩しができることになりましたので、地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして、組合規約の一部を改正することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号及び議案第17号の2議案は、いずれも指定管理者の指定でございます。

内容につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、実績等を考慮した結果、「宿毛中央デイケアセンター」を「社会福祉法人 宿毛福祉会」に、「すくもサニーサイドパーク」を「宿毛市産業振興株式会社」に、今後、引き続き3年間、指定管理者として指定することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第18号は、財産の取得についてでございます。

内容につきましては、もともと斎場及び総合運動公園用地の目的として、宿毛市が土地開発公社に先行取得依頼をしていた土地が、今回、高規格道路事業であります「中村宿毛道路用地」の対象となりました。

現在、この土地につきましては、本来の目的としての土地利用の計画もありませんので、高規格道路事業用地として売却することを目的に、宿毛市が土地開発公社から再取得する契約を締結することにつきまして、地方自治法第96条

第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号は、市道路線の変更でございます。

石原添ノ川線の終点を、議案内容のとおり変更することにつきまして、道路法第10条第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

ありがとうございます。

○議長（宮本有二君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

おはかりいたします。

議事の都合により、12月4日及び12月5日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、12月4日及び12月5日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

12月4日から12月7日までの4日間を休会し、12月8日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時41分 散会

陳 情 文 書 表

平成20年第4回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第11号	平成 20.9.19	宿毛市森林整備計画書作成について	宿毛市森林組合代表理事 組合長 江口文夫	産 業 厚 生

上記のとおり付託いたします。

平成20年12月3日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二

平成20年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第6日（平成20年12月8日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
10番 宮本有二君	11番 濱田陸紀君
12番 西郷典生君	14番 中川貢君
15番 西村六男君	16番 岡崎求君

----- . . . -----

4 欠席議員（2名）

9番 寺田公一君      13番 山本幸雄君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君  
次長 児島厚臣君  
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
副市長 岡本公文君  
企画課長 岡崎匡介君  
総務課長 出口君男君  
市民課長 弘瀬徳宏君  
税務課長 美濃部勇君  
会計管理者兼  
会計課長 小島秀夫君

保健介護課長	三	本	義	男	君
環境課長	岩	本	克	記	君
人権推進課長	小	栗	幹	夫	君
産業振興課長	頼	田	達	彦	君
商工観光課長	立	田		明	君
建設課長	安	澤	伸	一	君
福祉事務所長	沢	田	清	隆	君
水道課長	豊	島	裕	一	君
教育長	岡	松		泰	君
教育次長兼 学校教育課長	小	島	正	樹	君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有	田	修	大	君
学校給食 センター所長	岡	村	好	知	君
千寿園長	村	中		純	君
農業委員会 事務局長	小	野	正	二	君
選挙管理委員 会事務局長	土	居	利	充	君



----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告をいたします。

寺田公一君から、公務出張のため、会議規則第2条の規定により欠席の旨の届け出がありました。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

市長の政治姿勢について、通告いたしております3点について一般質問を行いたいと思います。

まず、最初は、地域特産品開発支援事業についてであります。

このことにつきましては、去る6月定例議会において、議会としての一定の結論が出されておりますことをご案内のとおりでございます。

私といたしましては、市長を初め、執行部の説明を受ける中で、地域の地場産品の育成、並びに活性化につながるものである。そして、議案質疑を通じて、株式会社すくも酒造の経営計画や、販売計画等経営の見通しを十分精査した上での補助金であるとのことでありましたので、この支援事業について、了といたしました。

しかし、このような重要な案件を審議する場合には、経常収支計画や、販売計画等の関係書類の提出を受ける中で、慎重に審査すべきでなかったのかと、非常に反省をいたしておるところであります。

その後、総額8,000万円の補助金をめぐり、市民の方々から多くのご意見やお話をいただきました。宿毛市の財政が大変厳しい今日の状況下にあつて、どうして一企業に対して、高

知県や宿毛市、このような多額の補助金を出すのか、地域の産業の振興並びに地元農家の育成につながるのか。また、確実に販売が見込まれるのか等、多くの疑問の声であります。

宿毛市地区長会におかれましても、これら市民の声を受ける中で、今日まで数回にわたり、この問題についての会議を開催をしてきた経緯があります。

そこで、今回の支援事業に対して、市民の皆さんが一番関心を持っているこれらの疑問の声に対し、それを払拭していく上からも、説明をしていく必要があるかと思っておりますので、市長としての所見をいただきたいと思っております。

大変厳しい経済状況下であり、これといった産業もなく、人口もますます減少していく等、今日の宿毛市の現状を見た場合に、皆さんもそうでありますように、私としても、地域を活性化していくことは大変重要な課題であることは、十分承知をいたしております。

本市にとりましては、市政浮上のためにも、産業の振興並びにそれを推進しようとするのことに對して、何ら異論を唱えるものではありません。

そのためにも、今回の事業は1つの取り組みでありまして、地方財政を取り巻く厳しい状況にもかかわりませず、8,000万円もの巨額の県民、市民の血税を投資し、地域振興をしていこうとするからには、ぜひ成功させなければなりませんし、失敗は許されません。

そして、この事業は、単年度で終わるものではありません。

そこで、私がこの事業を進めていく上で、一番心配することは、会社はできたは、操業は始めたものの、今後においても焼酎の製造を継続的に、安定をして続ける上での芋の確保対策、並びに製造された焼酎が確実に販売をされるのかどうかということでもあります。

このことについて、若干、質問をさせていただきます。

まず、芋の栽培計画についてであります。

私もこの間、実際に栽培農家の実態についてお話を聞いてまいりました。

ことしの約50トンについては何とかなれるけれども、本格的に焼酎の製造が始まる来年以降、毎年約100トンの芋をつくり続けなければならぬけれども、高齢化が進む今日の状況を見ると、大変厳しいのではないかと、将来にわたって芋の栽培を継続していくことに不安を持つお話を聞きました。

免許要件の1つに掲げられておりますところの、焼酎の製造に必要な原料の入手が確実に認められることが挙げられております。

来年以降の芋の栽培、作付面積の確保、並びに芋を生産する組合員の確保対策について、どのように考えておられるのか、お示しをいただきたいと思っております。

あわせて、栽培農家のお話を聞きますと、各種の必要経費を差し引いた栽培農家が実際に手にする収入は、総販売実績の約50パーセントぐらいであるとのことでもあります。芋の栽培、総栽培面積は241アールであり、1アール当たり200キロの生産が見込まれるとのことでもあります。そして、すくも酒造の買取価格は、1キロ当たり60円とのことでもあります。

その説明をもとにして計算してまいりますと、栽培農家全体で得る総収入は144万6,000円となります。一番栽培面積の少ない方は、1アールでの栽培であります。収入は6,000円。一番栽培面積の多い方でも、30アールで18万円となります。

これは、平成20年度の計画をもとにして算出したものであり、来年度以降はこれの倍ぐらいの収入になります。

あわせて栽培農家の方に、芋の栽培について

の今後についてもお話を聞いてまいりました。

栽培農家には、高齢者が多くて、しかも芋は重たいので、今後、栽培を続ける上で、高齢者には向かないのではないかと。実際の手取りが50パーセントくらいでは、新規の参入にためらいを感じる方々もおるようでもあります。

しかも、これくらいの実益で本当に地域おこし、並びに地域産業の振興につながるのかと、栽培農家の方々の率直な声であります。

そこでお伺いをいたします。

宿毛市として、栽培農家の実態をどのように把握をしているのか。並びに、この事業が産業振興、及び農家所得の向上に結びつくのかと大変疑義を感じますので、所見をお伺いいたします。

次に、焼酎の販売計画並びに販売価格についてであります。

まず、販売計画についてお伺いをいたします。

先日の高知新聞によりますと、11月20日から操業が開始されたとの記事がありました。そして、来年4月からの出荷を目指すとのことでもあります。

会社の経営を安定して、継続していくためには、絶対的条件として、製造された製品が確実に販売をされなければなりません。どの業界においても同じことが言えますが、焼酎業界も、大変厳しい競争の時代でありますので、その競争に打ち勝たなければなりませんし、製品を確実に販売していくためには、どうしても会社の営業体制の強化が求められますが、どのように把握をしているのか、お伺いいたします。

そして、6月議会における私の質疑における答弁において、小売価格については、1本1,260円で販売をしていくとの説明であります。私の調査によりますと、1本当たりの卸価格は650円となっております。これを見ますと、中間マージンとして610円が含まれておるこ

とになりますが、その根拠、並びにその内容について、わかっておればお示しをいただきたいと思ひます。

そして、さつまいもプレミアムの卸価格は、1本当たり1,300円となっていますが、小売価格は幾らくらいを予定しているのか、この点についてもお示しをいただきたいと思ひます。

各種の申請書類等を拝見しますと、販売開始から地元愛飲家を初め、観光客にも好評を得て、着実に販売実績を伸ばしているとのことですが、平成17年から製造されましたこれまでの「ざまに」と「すくもの芋」の生産合計本数と、実際の販売合計本数はどれくらいであるのか、あわせて市内での販売実績はどれくらいであるのか、お示しをいただきたいと思ひます。

この会社は、すくも夢いっぱい会に所属するメンバーが中心となって設立したといわれております。すなわち、これらのメンバーが、自主的に創立したものと思っておりましたが、広報の12月号での市長雑感の中で、宿毛市の要請を受けてつくられたとあります。

宿毛市から要請を受ける中で設立したものであれば、すくも酒造会社に何かあった場合には、今後も補助金等を含めて、追加の支援をしていく考えなのかどうか、お伺いをいたします。

次に、父子手当条例の制定について、お伺いをいたします。

児童扶養手当は、ご案内のとおり、昭和36年11月に、離婚や父親の死亡などによる母子世帯等を対象とし、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活を安定させるとともに、自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、対象児童が1人の場合、月4万1,720円、そして児童が2人の場合には5,000円を加算して支給をいたしております。

また、児童扶養手当は、国民年金制度の創設

に際し、死別母子世帯を対象とした母子福祉年金制度が設けられた後、母子世帯の収入が一般世帯に比べて低いという状況から、生別母子世帯にも同様の社会保障を設けるべきとの要請があり、創設されたものでございまして、母子家庭における生活安定の一助として、大変すばらしい制度であると思ひます。

しかし、この制度は、あくまでも父親がいない家庭を対象としておりまして、お父さんが子どもさんを養育している家庭は対象外であります。

そこでお伺いをいたします。宿毛市の例規集を見ましたけれども、父子家庭に対する児童扶養手当に相当する条例は見つかりませんでした。日本で初めて、こうした父子手当条例が制定されたのは、栃木県の鹿沼市でありました。昭和14年7月に児童育成手当として、児童扶養手当相当額の援助を実施いたしております。

次に、福井県の越前市、千葉県野田市、そして岡山県の新見市、滋賀県大津市、静岡県島田市等、多くの自治体において、こうした父子手当条例を創設いたしております。

埼玉県朝霞市においては、去る6月定例議会において、市民からの要請を受ける中で、市長に対して、父子手当の制定を求める意見書が可決をされました。宿毛市としても、父子家庭に対する援助と言いますか、対策として、このような条例を創設する考えはないか、お伺いをいたします。

現在、宿毛市で生活をされておる方で、児童扶養手当に相当する援助を必要としている家庭は存在しないのか、つまり、困っている父子家庭はいないのかどうか、お伺いをいたします。

そして、父子家庭に対する相談体制についてお伺いをいたします。

一般的に子どもさんを養育する場合に、母子家庭に比べて父子家庭で子どもさんを養育して

いる家庭の方が、日常の生活を営む上で困りごとは計り知れないものがあります。

例えば、御飯のつくり方を初めとする日常の家事の問題。子どもとのいろいろな接し方や、保育や教育の問題、あるいは、もし思春期の女の子がいたら、どのように接したらよいか等があります。

宿毛市におけるこれら父子家庭に対する相談支援体制は、どのようになっているのかお伺いをいたします。

それから、父子家庭の問題につきまして、民生委員とか児童委員の方々は、どのようにこの問題について関与をしているのか。もし、関与していないとすれば、教えていただきたいと思えます。

関与していなければ、今後の課題としてほしいので、この点についてもお示しをいただきたいと思えます。

次は、保育行政についてお伺いをいたします。

私はちょうど1年前の12月定例議会において、中央保育園の廃園計画について質問をした経緯がありますが、この問題に関連する事項について、質問をいたしたいと思えます。

市長は、私の質問に、答弁の中で中央保育園の廃園計画に対し、決して保護者や地域の同意を得ないまま実施しようとは思っていないと明言いたしました。これを受けて、中央保育園の保護者の皆さんは、中央保育園を守る会を結成し、市内で廃園反対の署名活動を行い、わずか2週間余りで2,499人もの皆さんの賛同を得る中で、市長に対して、庭園が広く、のびのびとした環境は育児に最適である。平屋で、南海地震に対しても安全である。住宅地が近く、交通量も多過ぎず、立地条件がよい等の観点から、廃園計画に対して反対の申し入れしたことはご案内のとおりでございます。

そして、去る9月議会において、同僚の中平

議員からの質問に答える中で、中央保育園の廃園計画は延期することになりましたと答弁がされました。

今後の取り組み、計画をどのように進めようとしているのか、お伺いをいたします。

延期の理由としましては、去る9月議会において、この議場にて公式に発表いたしましたように、宿毛保育園の南海地震に対する震災対策が十分でない。朝夕の送迎時における交通安全対策が不十分である。そして、庭園が狭い等のことであります。

私は、昨年の12月議会において、延期の理由として挙げられた地震対策や庭園の問題を初め、中央保育園は平屋で保育をしており、あわせて日当たりがよいと、保育環境のよい場所でのびのびと保育をしていくことが大切ではないか。そして、全体的に考えるならば、むしろ中央保育園を存続させて、宿毛保育園を中央に統合するのがよいのではないかと指摘をし、この計画を再検討すべきであるとの質問をいたしました。

しかし、市長は答弁の中で、防災対策面も、そして何よりも園児の安全安心、それから保育サービスの向上に努めるのが、我々に課せられた義務であるとのことで、それらを考えて計画を出したものであるから、もう一度、詳細を分析していただき、理解をいただきたい。また、協力をお願いしたいとのことであります。

私から申し上げますと、もう一度詳細を分析してみただきたかったのは、むしろ行政の方ではないでしょうか。

そこでお伺いいたしますが、宿毛市行政にとりまして、このような重大な計画を発表して、わずか半年で延期しなければならぬ状態になることは、今後の市政運営を考えますと、大変危惧をするところであります。

この中央保育園の廃園計画を発表するまでに、

庁内であらゆる角度から、十分に検討をなされていなかったのではないかと思います、市長の所見をお伺いいたします。

行政改革大綱や小中学校の統廃合計画とも関連いたしますが、宿毛市における今後の保育園のあり方を含めての長期ビジョンを作成されているのかどうか。もし作成されていなければ、作成する用意があるのか、お伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に地域特産品開発支援事業ということでございますが、質問の中にありました、区長会が何度も会議を開いているということがございました。

8月の市政懇談会で、私ども、区長会の区長の皆さんが集まる席で、この焼酎工場を起爆剤にして、いろいろな、今、県が産業振興計画を進めておりますが、市として、どういった形で行き届かぬかということ、その場で、芋焼酎工場も含めまして、堆肥工場であるとか、そういった一次産業の廃棄物についても、いろいろやって、関連させていかなきゃいけない、そういうふうなことをする説明して、区長に説明をしまして、その席では、特に、ある方が質問されただけで、その後、何の質問もないということだったのでございましたので、何回会議されたかについては、私は承知しておりません。

それから、もう1点、質問の中で、免許要件の1つに、焼酎の製造に必要な原料の入手が、確実に認められることというふうなことをおっしゃいました。

これは、免許要件の中には、そういう言葉が入っていないんじゃないかというふうなことを、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

恐らく、免許要件の中には、条件でございま

す。これは、ちょっと手に入れましたので、きのう。条件をつけられております記で、中村税務署長の方から来ておりますが、これは、製造する酒類の範囲は、宿毛市で生産された。その前に、下記条件は、酒税保全上、酒類の需給の均衡を維持するために付与するものですというふうなことで、記を読ませていただきますと、製造する酒類の範囲は、宿毛市で生産された特産品であるサツマイモを主原料として製造するもの、及びこれに発泡性を持たせたものに限る。

それから、製造する数量は100キロリットル以下に限るというふうな条件だけだと思います。

だから、焼酎の製造に必要な原料の入手が確実に認められることというのは、免許条件ではないというふうに思います。

そのこのところを、まず1つ申し上げておきたいと思います。

それから、区長会の後で、ある方が、これも申し上げておきます。補助金の差しとめ請求を出す、うちの職員に言ってきたという方がおります。そういった方もおるということは、事実でございますので。まだ、補助金の差しとめ請求は出ておりませんが。まだ補助金も支出をしておりませんので、これはちょっと無理かなというふうなことを思います。

それから、るる、いろいろのご質問の中を答えてまいりたいと思います。

まず、最初に、製造プラント建設事業への支援することになった経緯でございます。

これは、当市一次産業、二次産業、非常に衰退が著しいということでございまして、このような状況を改善するためには、地域の資源を生かした産業創出ということで取り組みたい。

また、私、市長になって5年になりました。いろいろ、やっぱり陳情等に行きます。それから、知り合いにもお土産も持っていききたいなど

思うときに、何かこう、宿毛の特徴のある物がないかなというふうなことで、昔を、私思い出して、芋。済みません、こういう公式の場で言っていていかどうかわかりませんが、もう時効だと思って聞いていただきたいんですが。

私の子どもころは、闇だろうと思いますが、芋を生産して、芋焼酎をつくっていたようなことがございまして。そういったことで、今は免許をいただければ、芋は植えて、余り手入れなくて収穫できるというふうなことで、そういったものを、高齢者のこともありますから、そういった産品を開発したらどうだろうというふうなことで、夢いっぱい会の皆さんとして、今、2年になりますが、焼酎開発、今は製造委託をしております。

そういったことで、夢いっぱいの皆さんに取り組んでいただいたような経緯がございますので。そういったことで、1つ、これは宿毛の物ですというものを、いろいろな方々には持っていかけてるというふうなことがございます。

話が途中になりました。

この産業創出でございます。その1つが、今回の事業でございまして、焼酎工場を中心としまして、漁業の方でも、養殖の死魚等がございます。それから、いろんな廃棄物がございまして、廃棄物を生かして、ごみの量を減らすということにもつながる、そういった堆肥化工場をつくるなど、そんな地域資源を効果的に結びつけたい。

それから、そういうことをやることで、皆さんが、市民の方が皆さん参加していただける地域づくりと地域振興、そういったものをさしたということ、今回の支援事業は、この宿毛市の構想の基幹となる事業を確立されてあるというふうにご考えておるわけでございます。

それから、本事業から得られる効果ですが、すぐには、たくさんの所得が上がると思いま

せんが、農業従事者の所得向上と、遊休農地があります。そういった遊休農地の解消、それから雇用創出、また本事業の実施によりまして、宿毛市民による地域活性化の取り組みを、より活性化させて、住民活動が企業化したモデルケースとして、次の企業化を促進させる効果も考えておる、というふうなことでございます。

今後は、この焼酎工場の整備事業を起爆剤といたしまして、市民や関係団体が中心となって進められている、今、ナオシチの搾汁とか、水産加工施設の事業化につなげていきたい、このようなことを思っております。

次に、来年以降の芋の栽培とか作付面積の確保。芋を生産する組合員の確保対策でございます。

宿毛芋生産組合に、これは確認をいたしました。

現在、組合員が20人、面積が241アールということでございます。来年度以降の生産拡大に向けまして、広報すくもの11月におきまして、栽培農家の募集を行いました。20人からの応募がございまして、来年度は、合計40人ほどに、現在の段階ですが、またふえるかもしれせん。

今、この40人ほどで、耕作面積については、550アールほど確保できる見込みというふう聞いております。

これで、生産量100トンを確保しているということでございます。

それから、今年度でございますが、組合員の高齢化対策としまして、県の補助金を活用しまして、トラクターとか、掘り取り機というんですか、運搬車を各1台、この生産組合購入いたしまして、作業の効率化と省力化を図ることができております。

来年度も、移植機1台を導入する計画というふう聞いております。

それから、栽培農家の実態でございますが、現在、出荷の最中で、まだ実績が出ておりません。実績が出ましたら、これを検証しまして、関係機関の協力を得ながら、話し合いをさせていただきまして、所得向上に向けた支援をしていきたいと、このように考えております。

次に、この事業が産業振興、それから農家所得に結びつくのかというふうなご質問であったかと思いますが、産業振興への結びつきにつきましては、先ほど申しました住民活動が企業化したモデルケースとして、市内外を問わず、ピーアールできて、波及効果によりまして、次の事業の企業化につながっていくのではないかと、そういうふうなことを考えております。

それから、農家所得でございますが、稲、水稲の場合、現在の米価下落の影響と、燃料とか肥料等の高騰によりまして、経費を引くと赤字になる農家が大半となっているようでございます。

芋は栽培の、先ほど申しました手間も余りかからないことから、労働時間と収入を比べれば、農家所得の向上が図れるのではないかなというふうなことを考えています。

まだ取り組みを始めたばかりで、生産農家の収穫量にもばらつきがある状況のようです。収穫量増加のために、今後は組合員同士で栽培技術を教え合う、勉強会などにも積極的に取り組んで、行政としても取り組んでまいりたいし、また、将来、収穫量を多くすることができるようになれば、翌年度の種芋として、これが利用することもできます。

そうすることによって、種芋代を削減することができるというふうにして、農家所得をふやすことができるんじゃないかと、そういうふうなことを考えております。

市としましても、100トンの生産ができるように、高知県の協力も仰いで、宿毛市の特産

品開発のために支援して、何らか支援していきたいというふうに考えております。

次に、すくも酒造の販売体制でございますが、これは、社長を筆頭に、役員で頑張っていくというふうなことでございます。これは、事業が軌道に乗るまでは、経費を削減していくこと。それから、役員の人脈を有効に活用しまして、効率的な営業を進めていくというふうに聞いております。

事業を成功させるためには、販売計画の達成は、会社にとっても最重要課題でございます。販売の計画作成段階から、役員等の人脈を通じて、既に交渉が行われているということでございまして、一定の販売が見込まれているとの話は聞いております。

私も、その一端を担いたいと思っております。これは自分の仕事としては、焼酎に限らず、ナオシチとか宿毛で生産されるもの、こういったさまざまなものを、トップセールスをしているつもりでございますけれども、また自分としても努力もしていきたい。販売の上がるように、努力をしていきたいというふうに思っております。

次に、販売価格でございますが、すくも酒造からの説明によりますと、販売をより確実なものにするために、大手の物流会社との取引を計画しておりまして、その会社の担当者と協議した結果等を加味して、設定したというふうに聞いております。

さつまいもプレミアム価格につきましては、まだ決定していないということでございます。これは、現在、同業他社の動向とか、動向の把握とか、取引業者との交渉がまだ終わっていないためということでございます。

これまでの芋焼酎の「すくもの芋」と「ごまに」の販売実績でございますが、これは兵頭酒店の方で、鹿児島、松山の方に製造、委託生産

をしておりますので、何本売れたかという正確な数字は、ちょっと我々つかんでおりませんが、約でございます、これは正確ではございませんので、済みません、1万5,000本ぐらいかなというふうなことは、チラリと聞いておりますので。

私、見ますに、もうちょっと宣伝、販売に力を入れてほしかったなど。これからもそうでございますけれども、実は、高知空港、それから高知の駅のキヨスク、こういったところへ行きますと、県下の酒とか焼酎とか全部置いてあります。ここに宿毛の芋焼酎だけありません。

先日も、あそこは空港で見ますと、土佐電鉄が販売店を持っていますのと、空港ビルそのものが持ってる、2つに分かれておりますが、その両者にもお会いしまして、ぜひ、宿毛の製品を置かしてくれというふうなことで、今、産業振興課長の方で、この担当者とお会いして進めているところでございますし、それから、キヨスクの方、高知駅のキヨスクの方でございますけど、これは、ただいまはすぐに置けたのが、今、ナオシチのポン酢醤油を置いて、これは販売、結構しているそうでございますが、これについても、「すくもの芋」についても、全体、あそこに焼酎、酒がいっぱい置いてありますから、県外の酒を置くよりも、県内の酒を置かしてくれというふうなことで、今、キヨスクにも申し入れをしております。

そういったことでの取り組みを、私どもも積極的に取り組んでおりますので、ちょっと、今の「すくもの芋」と「ぎまに」は、それほど積極的に打って出てない。

それから、やはりこういった形で物をつくっていくのであるなら、やはり宿毛市内の方々に認知してもらわなきゃいけない。宿毛の市内の販売店とか、そういったところには、全部置かなきゃいけないんじゃないかと思いますが、そ

こら辺はちょっと、商売上の取引の関係で私はわかりませんが、置いてない酒屋さんも、たっぷりあります。

まず、やはりこういった地元でつくるものにつきましては、やはり市民の方に、我々もそうでございますが、周知をして、使っていただいて、それがいいんだということを宣伝もしていただきたい、そういうふうなことを思っているわけでございます。

それから、すくも酒造に対する支援でございますが、先ほど、こちらから要請した会社だからということをおっしゃっております。これ、夢いっぱいの方々から始まったわけでございます。私も実は、夢いっぱいのメンバーでもございましたし、三セクでいろんな事業、市がやります三セクでいろんな事業があります。

これは、各市域においてもそうですが、私自身は、三セクということが、先ほど、松浦議員がおっしゃいましたように、三セクでやりますと、どうしても最後、ちょっと赤字になったら、市の金とか、税金を投入、投入というふうなことがあります。だから、そこはしないよということで、できればもう民間でやっていただきたいということを、宿毛市の産業振興の中ですが、民間の方に、ぜひやっていただきたいということでのお願いをしたわけございまして、これ以上、補助金などの直接支援とは、現段階では考えておりません。

これはやはり、自分たちでいいものをつくって、それを質を高めたもので評判を高めて、販売をたくさんしていく。それで、もうかるのは会社だと思っておりますから、それ以上のことはするつもりはございません。

ぜひ、この芋焼酎につきましては、松浦議員も言っていただきましたように、成功させなきゃいけない。これは、やはり質を高めて、特徴のあるもの、それからいろんな焼酎を売る上に



も、全国ありますが、いろんな瓶だとかラベルだとか、一見おいしそうに見えるものを、やっぱりしなきゃいけないし、本当においしいもの、本当に焼酎を飲む人たちにとって、これはいいねというふうなことのものをつくっていただいて、認知してもらうことが一番大切なというふうに思っております。

そういったことで、そのためにも、市民の皆様これを認知していただくということが大切かなということをおっしゃってくださいます。

地域特産品の開発支援事業については、以上でございます。

それから、次に、父子手当でございます。いろいろなお話をいただきました。

実は、私も市長になりまして1年目ぐらいに、母子手当があって父子手当がないとは不自然だということで、市民の方から言われまして、父子になるのが、父子家庭になるのがいいとか悪いとかは別にしまして、これは近ごろ、男女平等の社会でございまして、恐らく、昔は男の方が生活力あってというふうな、日本古来の考えと言いますか、そういったことでの法律ができたんじゃないかなと思ってございまして、母子家庭があるんだから、父子家庭も近ごろできてきてる。

それから、経済力につきましても、やはりこれは女性も男性も一緒じゃないかなというふうなことで、私自身は、この父子家庭に対する、母子家庭と一緒にするということが大賛成でございます。

そこで、父子手当を創設する考えはないかということですが、私ども、財政的なものも、やっぱり考えなきゃいけません。これが、法律にのっとって、母子家庭という言葉、母子または父子というふうな法律に、実はかえていただきたい。そういうことが、私たちが一番望むところでございまして、そうでないと、単

独費、先ほどいろんな市の取り組みとかおっしゃいました。その取り組みのようなことを、本来、したいと思いますが、懐ぐあいとこれ、相談しなきゃいけないと思います。

今、懐ぐあいのことにつきましては、小学校までの医療費をようやく無料化させていただきました。次の段階では、できれば義務教育を受ける権利がある中学生までは、ぜひ無料化をしたいというふうな気持ちを持っておりますが、財政当局と私も折衝しなきゃいけませんので、そこら辺が、つきましたらぜひやっていきたいと、こういうふうな考えのもとに、ちょっとまた答弁をさせていただきます。

今、当市でのひとり親家庭、これ父子、母子なんですけど、母子家庭で281世帯、父子家庭が105世帯ございまして、合計で386世帯がひとり親家庭になっております。

それから、ひとり親家庭に対する手当でございますが、ご承知のように、国の児童扶養手当法に基づきまして、母子家庭のみに児童扶養手当を支給している状況でございます。

これ、先ほど申しましたように、経済状態が、母子家庭の方がというふうな、法律、その当時の恐らく法律の趣旨だったろうと、私は思うわけですが、まだまだ男性優位の社会状況もあるんじゃないかなというふうなこともあります。

ひとり親家庭が、実は増加傾向にございまして、今現在、非常に経済不況がございまして。今後、生活の苦しい父子家庭にも、何らかの援助は必要であるというふうなことは、先ほど申しましたように考えておるわけですが、市は、昨年10月から、県のひとり親家庭医療費助成事業で、母子家庭と同様に、父子家庭にも医療費の助成をしているところでございます。

先ほどお話ありますが、単独でみんな、父子手当を支給しているようでございます。これ、財政状況はどこも大変厳しくて、今、できてい

るところは、少しは裕福なのかなというふうな感じは思っております。

それから、困っているような父子家庭はいないのかというふうなことでございます。これまで、父子家庭の方から、手当等の制度支援はないのかというふうなことも、問い合わせがあります。

昨年度から3件ございまして、現在の制度を説明している状況でございます。

それから、父子家庭に対する相談支援体制でございますが、現在、福祉事務所に家庭児童相談室を設置しまして、専門の相談員2名で、家庭問題全般にわたる相談について、対応しております。

そしてまた、支援もしておる状況でございます。

それから、ことし3月31日には、虐待、いじめ、少年非行等の要保護児童を早期に発見しまして、その家庭への支援を図るとともに、こんな問題の未然防止と、子どもの健全育成に取り組むことを目的にしまして、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会を設置して、さまざまな支援と問題解決には取り組んでいるつもりでございます。

それから、母子・父子家庭の問題に、民生児童委員の関与でございますが、民生児童委員の役割は、地域住民の生活状態を、必要に応じて適切に把握しまして、生活に関する相談に応じるということと、福祉事務所、その他の関係機関の業務に協力することが主な職務でございます。

民生児童委員は、地域の実情に精通した方でもございますし、父子に限らず、母子家庭やひとり暮らしの高齢者とか、障害者の方から相談があった場合には、住民の立場に立って、相談に応じて、行政とも連携を図りながら、迅速な対応を図っていただいているところでございま

す。

これからも民生児童委員には、地域福祉推進のリーダー役として、活躍していただけるように、家庭児童相談室並びに宿毛市子ども支援ネットワーク委員会など、関係機関との連携をより密にしまして、相談支援の充実を図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、先ほどと重なるかもしれませんが、父子家庭の支援策につきましては、国が積極的に推進している子育て支援を、今後、さらに推進していくにも重要であるというふうに考えております。

母子家庭と同様に、これは制度化して実施すべきというふうに考えています。

以前も、市長会として要望を出した経緯もございます。より、これが全国的な取り組みとなるように、また要望もしていきたいというふうに思っております。

できましたら、松浦議員も議員の立場で、議会の方からも、ぜひその法律の改正、たった1字を入れればいいんだというふうなことでございますので、これ、今の社会状況から、できた社会状況とまた違うんだということで、法律の法文の改正ということで、要望していただければ幸いかなというふうなことを、私は思っております。

それから、次に、保育行政でございます。

これ、中央保育園の再編計画でございます。去る9月議会で答弁させていただきました。宿毛保育園に比べまして、中央保育園の方が庭園が広い。それから、地震に対しても安全であり、立地条件もよいといった、保護者の声を聞く中で、その後ということで、庁内でも十分協議を行いまして、今後、中央保育園へ統合するのか、それとも宿毛保育園へ統合するのか。これ、どういった形で、何で統合しなきゃいけないこと

は、前にも申し上げたとおりでございますが、また新たな場所へ、新築をするのかとか、小中学校の再編計画とあわせて、これから、再度、十分検討していきたいというふうに思っております。

再編計画を発表するまで、非常に厳しく、こんなことでは任せられないというふうなことをおっしゃられました。庁内で十分な検討はしたつもりではございますが、やはり、我々も限度がございまして、抜けている部分もあったかと思えます。

だから、そういったことで、先ほど申しました、いろいろな項目と申しますか、条件とか、そういったものの不案内なところもあったかと思えます。そういったことを、いろいろ加味して、そしてまた、再度、検討していく必要があるだろうというふうなことで、いろいろ、この少子化が非常に深刻な問題になっておりますから、その保育園のキャパシティと児童数との関係、そういったものもございまして、地域でどれだけあればいいか。

宿毛街区でも、2園の保育所を運営するだけの園児の確保が難しくなっているということでございます。これで、そのときは、庁内で協議して、1小学校区に1保育園と。また、ここは、中央保育園、公立。それから、宿毛保育園、私立というふうな、運営形態の違いもございまして、保育所に通う子どもにとっては、全然、私立も公立もないわけでございますので、こういったことで、1つで十分、キャパとしてはできるんじゃないかなというふうなこともありました。

いろいろなものも、いろんな要素がたくさん考えなきゃいけないというふうなことは、もう1つの反省点としてできておりますので、これから、先ほど申されました長期ビジョンですか、長期ビジョンのために、いろんな、今回の中央

保育園の廃園のことにつきましても、再度、勉強もさせていただきましたので、これから宿毛市全体の保育所のあり方。小学校のあり方と、学校再編のことも、教育委員会の方でやっておりますが、全体の保育所のあり方を、十分検討しなきゃいけない。そしてまた、この中で、長期にはどういうふうにしていくか。

もちろん、これ、人口の変動というものは、まだ子ども、減っていくような状況だけしかわかっておりませんが、ただ、今、非常に経済不況でございますけれども、今、湾港に企業が来ていただいております、100人ほどの雇用があると。まだ50人ほどですが、そのようなところで、若い人たちが、また結婚して子どもが生まれるとか、そういうふうな、子どもがふえるふうなこともあるんじゃないかなというふうな期待も、抱いてはおります。

保育園の長期にわたるビジョンというものは、やっぱりきちんと、これからも作成していきたいというふうに思ってますし、この中学校の再編計画とか、それから行政改革プラン、そういったものとあわせて、慎重に検討していきたいと、このように考えております。

いずれにしましても、こういった学校の統廃合、保育園の統廃合、これがまた出てくるわけですが、保護者とか、地域のご理解がなきゃ進めないというふうなことは思っておりますので、皆様のご理解をいただきまして、保護者が安心して預けることのできる保育環境、それから保育サービスの充実に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

どうかよろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 大変申しわけありません。先ほど、父子手当に関係する部分で、栃木県鹿沼市が、平成14年7月に児童育成手当を

つくったという発言をしたつもりでしたけれども、昭和14年というように、私の方が申しました。訂正の方、よろしく願いをいたします。

それでは、再質問を若干させていただきたいと思います。

まず、最初は地域特産品開発についてでございますけれども、るご説明もいただきました。

そこで、すくも酒造に芋を提供することを目的につくられたすくも芋生産組合に参加をしている方で、宿毛市だけではなく、お隣の大月町でも栽培をされておるとお聞きしますが、どれぐらい栽培されておるのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

私といたしましては、銘柄が、先ほど、市長の条件の部分で発言がありましたように、すくもの芋でありますので、あわせて宿毛市が3,000万もの補助金を出す以上、100パーセント、宿毛の芋を主原料とすべきではないかと思えます。

そのことが、また、宿毛市の芋栽培農家にとりまして、所得の向上と農家の育成につながると考えますので、この部分について、所見をお願いいたします。

それと、先ほど、市長、条件の部分言われたので、この分については、省かせていただきます。

販売計画についてでありますけれども、先ほどの説明によりますと、これまで1万5,000本ぐらいであるとのことでもあります。

たしか17年からの製造販売でありますので、平均すると17、18、19で5,000本、1年について5,000本強となります。

この間、私も小売店の方々からもお話を聞いてまいりました。現状では、お土産に売れる程度で、市内の一般の方々も飲むために購入することはほとんどない状況のようでもあります。市内のどの家庭においても、好んで飲まれるよう

にならないければ、今後の販売は大変難しいのではないかと思います。

そして、執行部の説明によりますと、今まで以上に販売ルートも確立をされておるとの説明もお聞きしました。

サニーマート、スリーエフ、エースワン等のコンビニでも、そしてまた、キヨスクとかいう部分のお話もございましたが、県内でも、約2万3,000本ぐらいを販売していく計画のようでもあります。

問題は、それからなんです。

焼酎は、大衆性があり、消費者が求めるのは、安くて品質のよいものでなければなりません。そして、店頭には並ぶものの、売れなくなり、そしてその見込みが立たなければ、それぞれの企業や販売業者は、一夜にして撤退ということも考えられます。

そして、会社を4年目から黒字経営にしていこう計画ではありますが、そのためには、プレミアム焼酎の販売は重要となってまいります。

プレミアム焼酎の販売が、経営を安定していく条件でもあります。4年目からの販売を計画しており、4年目には、約、製造の1割を、初年度の1割をするということで、約6,000本ぐらい。5年目以降は、1万本強の見込んでいようではありますが、現在、販売をされておる焼酎でも、年間に5,000本くらいしかないこの販売の状況、並びに価格についても、今まで以上に高い販売価格となることを考えた場合、いわゆる1,300円の卸価格から中間マージンを計算すると、2,000円ぐらいになるのではないかなという、私の考えですけれども、そういった高い焼酎が販売できるのかどうか、大変疑問に感じるところであります。

酒税法第10条第10号の経営基礎要件にあります安定的な経営が行われると認められる場合とも関連いたしますので、それぞれの販売計

画並びに販売方法について、その内容について、今一度お示しをいただきたいと思います。

高知新聞によりますと、宿毛酒造が製造する焼酎は、「すくもの芋」、「ざまに」とのことでありましたが、この商標登録は、兵頭さんが持っておるとお聞きしますが、兵頭酒店の焼酎を、すくも酒造が製造して、兵頭さんのルートで問屋に卸して、問屋から市内外の小売店等に販売をしていくシステムなのか、その点について、今一度お示しをいただきたいと思います。

あわせて、焼酎を市場へ出していくための流通、卸売り流通業者は、兵頭さん以外にあればお示しをいただきたいと思います。

そして、このブランド名であります「すくもの芋」「ざまに」と決めた経緯、並びに商標使用料金でありますロイヤリティは発生するのか、お伺いをいたします。

芋焼酎の製造に当たりましては、井戸水を使う計画のようではありますが、最近の新聞紙上において、千葉県柏市にあります大手の食品加工業者、伊藤ハムの東京工場において、地下水から基準値を超えるシアン化物イオンと、塩化シアンが検出され、ウインナーやピザ等267万袋を回収したとの報道がございました。

この工場では、創業以来約40年間、この地下水が使われておりましたが、初めてのこのようであります。

そのような事例を踏まえて、以下、環境問題について質問をいたしたいと思います。

先ほど申し上げました製造免許の取得に当たり、酒税法第10条第10号の経営基礎要件にありますので、十分な対策は講じられておると思いますが、お聞きをいたしたいと思います。

中国産の餃子事件を初め、事故米問題、ウナギの産地偽装等が問題となり、今日ほど食の安全、安心が叫ばれておるときはありません。

それを考えた場合に、工場の近くには清掃公

社のごみ焼却場がありましたので、ダイオキシンの問題等、大変危惧をいたします。

焼酎の製造に井戸水を使用することは、本当に安全なのかどうか。そして、市長は、焼酎の原料となる芋の搾りかす等の堆肥化を初め、循環型社会の構築に取り組むとのことですが、当面の搾りかすの処理方法は、どのように行おうとしておるのか。

かつて、宇須々木地区にでんぷん工場があったときに、周辺の地区住民は、工場から出る悪臭に悩まされ、大変な迷惑をしたとお話を聞きました。

そこで、悪臭対策はどのような対策をしておるのか。

次は、排水対策についてであります。

これについても、万全の対策をしていますが、下流の住民にとりましては、重要な課題であります。処理方法はどのように行うのか、お示しをいただきたいと思います。

以上、質問いたしました4点については、周辺地域住民が、安心して日常の生活を営む上で、大変重要な問題ばかりであり、環境対策を十分に講じなければならないと考えます。

今後の会社経営にも大きな影響を与えることになりますので、よろしく願いをいたします。

そして、周辺地域住民の理解なしには、芋焼酎の製造は難しいのではないかと考えます。住民の理解を得ておるのか、その点についてもご説明をお願いいたします。

父子手当についてでございます。憲法14条では、すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的または社会的関係において差別されないと明記をされております。

一方、今日は、男女共同参画、男女平等という時代の流れでありながら、なぜ子育てについては、お父さんが育てるときと、お母さんが育

てるとき、児童扶養手当について差別があるのでしょうか。

もちろん、児童扶養手当が設立された経緯等については、先ほど、市長の方からも説明がございました。ある家庭において、もしその人がお母さんだったら出るのに、たまたまお父さんだと出ないということについて、私は到底、理解はできません。

このように、男女で区別すべきではないと考えます。仕事がなくなって、収入がなくなってきた場合に、いきなり生活保護というのではなく、その手前に児童扶養手当があるのであります。

手当がなければ、そのしわ寄せは直接子どもにいくこととなります。憲法の理念からしても、明らかにおかしいのではないのでしょうか。私は、政治とは、こうした部分に政治の光を当てるのが、本来の姿であろうと思います。

先ほど、市長の基本的な考え方についてはお聞きをいたしました。いま一度、所見を求めたいと思います。

母子家庭でもそうでありますが、父子家庭においても、突然、訪れるものと思われま。先ほども申し上げましたが、お母さんに比べてお父さんが子育てをする場合の方が、困り事は決して比べるものにならないほどあります。日常の生活をしていく上で、大変なことではないかと思われま。

先ほど、市役所の福祉事務所で、2名の職員を配置して相談活動、そしてまた、民生委員とか、児童委員の皆さんで、相談活動に対応するというのであります。この点については、ぜひ、なお一層の協力的な相談体制を確立するよう、要請をいたします。

この点、相談体制については、答弁は要りません。

保育園の問題についてであります。

私が調べたところによりますと、昨年とことしの4月1日現在の中央保育園と宿毛保育園の園児数を調べました。

1歳児と2歳児を見ますと、中央保育園では減っており、宿毛保育園ではふえております。保育園へ新しく入所、入園する年齢は、大体、1歳児、2歳児の年齢ではないかと思われま。

その減った理由でありますけれども、私なりに考えてみますと、ことしの入園申し込みのときに、窓口での説明の中で、来年度から中央保育園が廃園となるかもしれないとの説明を受ける中で、保護者の方々が途中で保育園をかわるのは、子どもにとってよくないと考え、このような結果となったのではないかと思われま。

事実、私のところにも、そういう判断のもと、宿毛保育園にかわったというお話を聞きました。この点について、市長はどのように考えるのか、答弁を求めま。

以上です。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質問にお答えをいたします。

先ほどから申し上げますが、この宿毛のすくも酒造に対する8,000万、県5,000万、市3,000万ということでございますが、これは、宿毛の産業振興を行っていく上での、基幹的な、私どもは投資というふうに考えておまして、このすくも酒造から発生するごみ、いわゆるすくもの芋の搾りかすであるとか、魚、養殖業者さんがおります。この養殖業者さんから出る死魚が、年間で600万から700万の処理費用がかかっている。そういうふうなものが、ずっと積み重なってきているわけでございます。

それから、まあ、生ごみを、やはりこれは今は全部燃やしております。この燃やすのに、ほかのを含めまして、このクリーンセンターへも

っているこの費用が2億円かかっている。2億の札束をあそこへ持って行って燃やしているのと一緒ですね。

だから、この生ごみも含めまして、し尿、堆肥をつくるというふうなことを考えたりもしておりますし、それから、水の問題もございすが、水も芳奈の方でいい水がとれております。

といったものも、参考につくっていかうじゃないか。また、焼酎のうめに合わせていかうじゃないかというふうなことも考えておまして、その、ここが1つの核となつて、先ほどちょっと申し上げたかと思いますが、そういうものを、全体として広げていきたい。そしてまた、魚の工場をつくれれば、例えば魚の開きをつくれれば頭は要らないなど、そういった魚のかすも出ます。

そういったものを、全体的に堆肥工場にしていかうじゃないかとか、その次へステップするために、ここのプラントの補助金だけを支援していかうと。次につながるもの。

そしてまた、恐らく焼酎が1年つくつたって、1年目ですぐ黒字になるとは思いません。これはやっぱり、長い計画で、5年、10年、先を見越した形でやらなきゃいけませんし、いい品質のものを、先ほど申しました。それから、皆さんに愛されるものをつくっていかなきゃいけないし、また、宿毛の市民の方が、まず飲んでもらうような、こんな焼酎をつくっていかなきゃ。

これも、会社の方々とも十分話しながら、きております。

そういったことで進めておりますので。

それと、すくもの焼酎の関係で、宿毛市だけでなく、大月町でもということで、これ、生産組合の方にお聞きをしたわけですが、大月町でも、組合員の方が栽培しているのは、13アールつくつているということでございました。

大月の方は、ヒガシヤマにも使つたり、鹿児島

島へ焼酎の原料として送る。それから、けんぴに送るとか、けんぴを生産のために送るとかいうふうなことも聞いておりますが、私自身、この焼酎の製造条件の中に、製造条件と申しますか、先ほど、条件を付されておりますのが、酒類の範囲は、宿毛市で生産された特産品であるサツマイモを主原料としてという形になっております。

こういった形を、実は県の産業振興計画で、幡多の方のアクションプランの会議がございました。この中でも、私は言わせていただいたんですが、宿毛市としては、非常に苦勞して、この焼酎の免許をとつた。それを県の産業計画の中にも、産業振興計画の中にも突っ込んでほしいというふうなことと、あとは、幡多の中で、いろんな連携をしていかなきゃいけないんじゃないかという県の方の説明がありましたので、これこそ、宿毛ばかりというよりも、やはりこの幡多の地域ということを考えて、もし100トンの生産が少なければ、この焼酎をつくる上限は、今、ここに書いておりますのは、100キロリットル以下に限る。以下なんですね。だから、少なくともいいんですが、少なかつたら売上少ないですね。

そういったことで、100キロリットルぐらいはつくっていかなきゃいけないというふうに思っております。

そういったことで、この芋生産につきましては、宿毛は十分、全部、これを入れていただきたいのと、足りない分については、幡多の方にも広げていきたい。そしてまた、この経済圏一緒ですから、愛南町も来てもいいんじゃないかと。この地域の、何と言いますか、土壌ですか、そういったところで生産されたものに、ちょっと広げていきたいという気持ちはあります。

これは、宿毛で、100キロリットルをつくるだけの芋が、もし少なければ、そういった

方々にも協力をお願いしなきゃいけない。そう  
いったことで、宿毛の芋の焼酎の生産性を高め  
ていくことも、1つ要るんじゃないかと。

これは、1年ごとの条件のようです。だから、  
私自身は、次の4月の条件に向かっては、これ  
を税務署の方をお願いをしていきたい。もし宿  
毛の人たちのつくった芋だけで足りなければ、  
もう1つふやして、この幡多地域の芋を使って  
もいい形にさせていただきたいと。この主原料で  
ございますから。そういったことも、やっぱり  
視野にも入れとかなきゃいけないんじゃないか  
というふうなことは、思っているわけでござい  
ます。

それから、販売でございます。3カ年の販売  
計画が作成されております。この計画は、3年  
目までの計画であることでございますので、4  
年目以降に販売されるさつまいもプレミアムは  
含まれておりません。

その販売計画でございますが、1年目は6万  
1,900本、これ、ちょっと言いわけ申し上げ  
ますと、9月に、私どもの課長がちょっと説  
明したときの、実はあのときは9掛けでやって  
おりますので、少し落ちるんじゃないかという  
ふうな危惧があったものですから、これ、正直  
な形でありますと、6万1,900本。

それから、2年目は、11万900本。3年  
目は、12万3,800本というふうな形にな  
っております。

この販売でございますが、先ほど来から申し  
上げておりますように、やはり市内の皆様方、  
そして市内の小売店の方々に、販売もしてい  
ただきたいし、それから始まって、大手の流通業  
者。この大手流通業者に出したからいいという  
ものじゃなくて、先ほどから何回も申し上げま  
したように、質のいいものは売れるというふう  
に思います。幾らくさん出したからといって  
も、大手の流通業者さんに味見をしていただい

て、これならたくさん売れるというふうなお墨  
付きは、やっぱりもらわなきゃいけないと思  
います。

そういったことで、今、これはすくも酒造で  
はつくっていない。今、でき上がっている「ご  
まに」と、「すくもの芋」は、お客さん方にも、  
私もずっとすすめて飲んでいただいております。

そういった形で、これはいい、あれはいいと  
いう形のものがあります。

そして、これだったらいけるというふうな、  
大手の物流業者さんも、私、会いました。そこ  
で味見もしていただきました。

これから、今月の16日ですか、大手の販売  
店の方々が集まる会がございますので、私もそ  
こに出させていただきます、この焼酎であるとか、  
ナオシチポン酢とか、そういったものの宣伝も、  
その場でさせていただきます。そういう機会を  
設けさせていただきますということで、出席す  
る予定にしております。

それから、販売方法等、兵頭酒店さんのこと  
がございました。これ、兵頭酒店とは、この会  
社、もう全く別物だというふうに考えていただ  
きたい。今までの兵頭酒店との関係というもの  
は、いわゆる兵頭酒店さんが、鹿児島、松山に  
製造委託してやっているという形をとっており  
ました。このままでは、余りこの販売というふ  
うな形もありませんので、だから、兵頭酒店と  
今までのものと、今からすくも酒造が販売する  
ものについては、全く販売方法も何もかも、全  
然別だというふうなことも考えておいて、基本  
的にありますということをおきます。

ブランド名は、今まで、「すくもの芋」とい  
うことで、宿毛の焼酎だということやってお  
りますし、それから、「ごまに」もおもしろい  
名前だというふうなことも、ある一定、よその  
方々に、それから私、先ほど申しました、来ら  
れたお客さん方にも提供をしたりしております



から、そういったもので、このブランド名、ある程度、宿毛の物ということにしているんじゃないかということで、商標登録は兵頭酒店がされております。この商標に関しましては、これを、ブランド名を買うというふうなことで聞いておまして、商標登録の買取を予定だけで、あと使用料等は発生しないというふうなことでございます。

それから、るる、廃棄物の処理であるとか、におい対策、排水の処理だとかいうふうなことのご質問が出ました。

これはもう、始めから、会社つくるときから発生、この地域にこういうものは発生するだろうということで、できるだけ、その環境を悪くしないということの基本姿勢がございまして、そのことにつきましては、すべて織り込み済みでございまして、芋かすの処理、当面は養豚業者さん等に持っていか。

それから、排水処理につきましても、川の方の漁業組合とも話をつけておりますし、事前に説明もしております。

それから、におい対策につきましても、松田地区へも説明もしております。

それから、水質につきましても、これはもう、本当に水質、悪い水質使ったらとんでもない話になりますから、こういうことはもう、基本中の基本でございまして、水質検査は十分にしまして、何かがあれば、やはりきちんとした対処をするというふうなことで、いろいろ細かい話は、いろいろあります。まだまだあります。

松浦議員が指摘したようなことにつきましても、まず、事前に、いろんな準備をした形で、発足をしておりますので、ご了解を願いたいというふうに思います。

それから、父子手当は、前回申し上げたとおりでございまして、憲法のお話も出ましたが、私自身は、やはり母子手当だけじゃなく、父子

手当も同様に、今後、この社会情勢の中では、法律を変えた形で、ぜひやっていただきたいというふうなことを、基本的に思っております。

私どもが、まだ父子手当の方に踏み切れないのは、財政的な問題、そのほかの福祉等の関連というふうなことも思っておりますので、私につきましても、男女の区別があってはならない。それから、何らかの支援策は必要というふうな認識は持っております。

以上でございます。

それから、中央保育園の20年度の園児が19年度に比べて減っているのは、再編計画を出したことじゃないかという。これはちょっと、私もはっきりわかりません。はっきりわかりませんが、減っていることは確かでございます、全体が減っております。

これは、宿毛保育園も減っております。各保育園で、ふえているところは、1園、2園。1人がふえている。咸陽が13人ふえている。それから、あとが、大島が2人ふえ、橋上は1人ふえ、和田は1人。こういった形で、ほかの保育園は軒並み、全部減っております。

だから、そういったことで、廃園計画出したからじゃないかというのは、まだ、お母さん方からちょっと聞いておりませんし、私の方で、十分な把握はできておりませんが、そういったことなのかというふうに問い合わせあったら、それは、こういうことですよという説明はするつもりでございまして。

だから、そういったことで減ったんじゃないかというのは、ちょっとこう、当たるか当たらないかは、ちょっとわかりません。

済みません。こういうような答弁で申しわけございません。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） もう時間がないので、

若干、短くさせてもらいますが。

先ほど、市長は販売計画、3年しか出てないということで、話がありましたけれども、今言う、市長の説明で、1年目に6万1,900本つくるということならば、その1割はプレミアムに残るわけですので、4年目から売っていくということなら、6,000本のプレミアムの焼酎が発生をするということで、これは、そういう面では、4年目の販売計画の中に、当然、入ってくる数字ではないかというふうに思います。

それで、高いので売れるのかと、大変危惧するという部分でのことでございます。

それと、産業振興との絡み、すくも酒造を1つの起爆剤にすると。それで、あとその搾りかすの問題とか、いろいろ、ごみの問題とか、話されたわけですが、今日まで、市長からの話は、芋焼酎の部分は具体的にあったわけですが、それ以降の計画について、どういう方向で進めていくという部分が、全然見えてきてないわけです。したいという話は聞くわけですが、具体的に、計画をこういう、年次を追ってこういう計画をしていくという部分があれば、お話をいただきたいと思います。

それと、この工場が順調に稼働した場合に、年間で100キロという、100キロリットルという上限はあるわけですが、大体、どれぐらい製造できる規模なのか。会社の機械そのものの規模が何キロリットルぐらいまでできるような構造になっているのか、教えていただきたいと思います。

それと、これは1点確認なんですけれども、今、市長、宿毛で100トンの芋ができなければ、幡多郡とかいう、そういう話をされましたが、主原料という、主に宿毛の特産品を主の原料としますということであれば、何パーセントぐらいといいますか、大月は13アール言いま

したかね。だから、200キロですけど、2,600キロできるわけですけども、大月で生産された芋も、この焼酎に使用しても構わないということで理解してよろしいかどうか、その点、お願いします。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再々質問にお答えします。

産業振興全体でございますが、今、ちょっと手元には、確定なものが持っておらないわけですが、その焼酎工場を核にしまして、堆肥工場関係、それから、ナオシチが今、ポン酢で民間に出していただいておりますが、これを生産組合の形にしまして、できればここで搾汁工場もやりたい。

その搾汁工場で、搾りかすもやっぱり堆肥の方へ回したい。

それから、もう1つは、魚の加工工場ですね。これは、漁業組合とタイアップした形で、せつかくとれた魚を、やはり生でばっかりじゃなくて、今、いりこ業者さん等ありますが、そこと競合しない形での魚の加工をしたい、そういうふうなことを思っております。これ、まだ全体計画、何年度に何をやるということが、まだまとまっておりません。いろんな交付金事業を使いまして、そういったことをしていきたいというふうに思っておりますので、この宿毛市だけで、単独でお金があれば、今すぐにでもいろんなことをやりたいんですが、そこの辺が、国の方の交付金を使いながらということを入っております。

だから、その面で、年次計画というものが、ちょっとかたまっておりません。

それから、県の産業振興計画との絡みもございますので、その県の産業振興計画は、今、中間発表になっております。中間取りまとめですので、これが確定までには、我々の方も、い

ろんなものについて、また皆さんにお示しできるかなというふうなことを思っております。

これでご了解願いたいと思います。

それから、4年目、価格を高くする。プレミアム価格ですね。あれ、私、ずっと見ましても、いろいろな、何と申しますか、先ほどちょっと触れたかもしれません。瓶の柄であるとか、ラベルであるとか、あれですごい価格。その4合瓶で5,000円だとか、そういうふうなものも、結構、出しているところがございます、焼酎が安くて、大衆の酒というのも、もちろんベースにあります、今、すごい高級なものもなっているというふうなものも、ちょっとにらんでいるかというふうなことを思います。

それから、機械の製造規模でございますけれども、今は100キロリットルまでの免許状がついておりますが、これ、年々更新ですので、できましたら、多くできるようでありましたら、またその面を税務署の方に申請して、これだけつくりたいということが、また出てくるかもしれません。

ちなみに、100キロリットルをつくるのに96日稼働だそうです。それから、この面で行きますと、300日、例えば稼働すれば、300キロリットルできると。ただ、これは100キロリットルですから、96日稼働ということでございます。

それから、サツマイモを主原料ということで、大月とか、ほかのところの地域のやつを、今使っているのかという話につきましては、これはもう、税務署にちょっと確認をさせていただきます。これ、私も踏み込んだ、勇み足をしてはいけませんので。

やはり、免許権者の方にきちんと問い合わせをして、そこで使っているのかどうか、この確認をしたいと思いますので。済みません、今、ちょっと確認を、それしておりませんので。ま

ことに申しわけございませんが、そのことをご了解を願いたいと思います。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 時間がまいりましたので、質問は終わらせてもらいますが、最初の質問の中で申し上げましたように、市民も大変、この問題については、深い関心を持っております。私自身も、この問題については、いろいろ勉強しながらやっていきたいというふうに思います。

ぜひ、成功することを祈念をして、私の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時33分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時00分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 3番、野々下昌文でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大きな項目2点であります。

それでは、早速質問に入ります。

大きな項目、1点目です。

政府与党の新たな経済対策の柱となる総枠2兆円の定額給付金についてであります。

急激な物価高と所得の伸び悩みに苦しむ家計を応援するための生活支援と、金融不安に伴う景気の先行き不安に対応するための経済対策という2つの意味合いがあるといえるのではないかと思います。

11月28日に示された国のガイドラインに沿って、各市町村が、実情に応じて交付要綱をつくり、対応することとなると思いますが、大事なことは、スピーディーな対応と、スムーズ

な運用、そして無事故のための準備作業に万全を尽くすべきと考えます。

そこでお伺いをいたします。

第1点目であります。

金融危機による市民生活への影響を、市長はどうご認識され、定額給付金について、どのような期待を持っておられるのか、お伺いをいたします。

2点目として、定額給付金の支給に当たっては、あらゆる問題が生じてくることが予測されますが、プロジェクトチームなどを早急に立ち上げ、準備に万全を尽くすべきであると考えます。市長のご認識と対応をお伺いいたします。

また、金融危機の影響は、業種を問わず、規模を問わず、あらゆる分野の企業を直撃しております。よって、もう1つの柱は、事業資金の調達に苦しむ中小・小規模企業の資金繰りを支援する新たな緊急支援制度です。

業種を拡大し、セーフティーネット貸付とあわせ、保証・貸付枠を9兆円から30兆円に拡大し、既に10月末から始まっております。

新たな予約保証制度も始まります。

地方自治体には、地域経済を担う中小零細企業を守り抜くという大きな責任があります。金融危機の実態経済への影響はこれからであり、年末、年度末に向けての本市の中小企業支援策について、お伺いをいたします。

3点目ですが、金融危機による本市地域経済への影響、中小零細企業への影響を、どう認識しておられるのか、お伺いをいたします。

また、10月から始まった緊急保証制度について、どのような期待を持っておられるのか、お伺いをいたします。

4点目です。既に自治体によっては、すべての業種を対象にした責任共有制度の対象外とした100パーセント保証や、一定期間無利子とする利子補給制度などに取り組んでいる自治体

も多いと聞いております。

年末、年度末に向けて、一番困っている中小企業、零細企業に向けた本市の支援策について、お伺いをいたします。

続いて5点目です。

本市の一次産業においても、燃料高騰の影響は大きく、漁業へ目を向けると、小釣りで生活をされていた人たちが、船を思うように出せなくなったとか、施設園芸でも、昨年来の燃料高騰による打撃は大きく、中でもミョウガ栽培では、市場価格の低迷と重なり、壊滅的な打撃を受けているようであります。

この燃油高騰対策として、早々に土佐清水市が1,000万円を、先月には黒潮町が1,800万円を、そしてこのたび、四万十市も肥料、飼料高騰緊急対策事業として、20年度に300万円、21年度に700万円、合計1,000万円の支援策を決めております。

宿毛市としても、打撃の大きい一次産業へ、何らかの支援策は必要と考えますが、ご所見をお伺いいたします。

大きな2点目として、このたび、総務省の定住自立圏構想の中心市として、宿毛市と四万十市が、香川県の高松市などとともに、全国で中心市20市、18圏域が定住自立圏の先行実施団体に選定されたことは、新聞等で報道されておりました。

この定住自立圏構想は、大都市への人口流出を防ぐために、人口5万人以上の中心都市と、周辺市町村とが協定を結び、広域的都市計画や、病院ネットワーク、交通や情報ネットワークなどのさまざまな行政システムを整備し、自治体が相互に連携して、その地域が自立できることが意図とされております。

新聞では、幡多地域のテーマとして、医師の確保、各市町村と県の図書館のネットワーク化、観光への地域資源の活用など、7項目を設定し

たことが報じられておりました。

幡多地域の大きな発展の起爆剤になるのではないかと、期待をしておるところでございます。

そこでお伺いいたします。

この定住自立圏構想は、宿毛市にとって、具体的にどのようなメリットがあり、中心市の市長として、どのような構想をお持ちになられているのか、お伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

大きな課題でありまして、非常に難しい問題かと思えます。

まず、金融危機が、地域経済や市民生活に及ぼす影響について、どのように認識しているのかということですが、これは、ご承知のとおり、アメリカ合衆国に端を発した金融危機でございまして、ヨーロッパとか、アジアの各地域や国等も席卷しまして、日本経済にも多大の影響を及ぼしていることは、周知の事実でございます。

マスコミなどでは、もう100年に1度の経済危機ということ、連日、報道がなされているところですが、この影響は、金融危機以前から、景気が低迷していた地方都市にも押し寄せてきているというところがございます。本市におきまして、大変に厳しい経済状況にあるというふうに認識しております。

町の話も聞かしても、本当に景気が底であるというふうなこと、いうふうな声をたくさん聞いております。そういう認識でございますが、まだ、なかなか打つ手と言いますか、宿毛市において、こうするというふうなことが、なかなか出てこないというところが、自分にとってもじれったいというふうなところがございます。

次に、定額給付金でございますが、新聞報道

等で、給付額とか、所得制限等に関する情報とか、いろいろなものが報道されております。

全国市長会、これはもう理事の方でやっておりますし、また、会長、各市の、各県の会長職とか、いうふうなところでの意見も聞いておるということですが、

それからまた、全国市長会が、給付に伴う具体的な作業等についての意見や提言をしているということですが、

私は、法案そのものが、まだ国会において可決されていない状況で、想定した取り組みを行うことは、いかななものかなというふうな感じをしております。

これ、むしろ、ここでちょっと重要と思われることは、予防策と申しますか、今、非常に社会の情勢、この間も行方不明の子を探したよとか言って、7,000万円近く詐欺をしたとかいうふうな報道もありました。

やはり、こういうお金を、現金で配ることに対して、各方面から発せられる情報に惑わされて、定額給付金を装ったような、あたかも新聞報道がもう決まりきって、何でも、予算も通ったような報道でございますので。そういったことで、振り込め詐欺とか、個人情報の不正取得、こんな被害に遭わないように、市民一人ひとりが十分注意していただくことが大切じゃないかなということ、まず先に申し上げておきたいと思えます。

また、政府においては、経済対策とか、生活支援を目的に、この給付金を実施しようとしていることは承知してはいますが、私自身は、定額給付金で1万2,000円、皆さんがいただければ、これはだれも嫌だという人はいないと思います。お金をもらって、要らんというやつは、なかなかいないと思いますが、こういった形で、2兆円もの財源があるのであれば、私自身は、交付税とか交付金という形で、地方自

治体にこのお金を交付していただいて、住民、我々がそうなんです、真に、本当に真に必要なとしている、今、我々としては、緊急には学校建築でございますとか、消防署の建てかえであるとか、救急車が今、ボロくなっております。そういった市民の安全安心につながるような、教育の行政、そしてまた福祉の方にも、非常な負担がっております。

こういったものの費用に充てるべきではないかというふうな考えを、私は持っております。

ただ、これは、政府の決めることでございますので、こういった決め方になるのか、ちょっと私自身にはわかりませんが、必要な公共事業を実施することによりまして、地域経済を活性化させることはできるんじゃないかというふうなことは、思っているわけでございます。

今言った事業は例示的でございますけれども、私ども、やっぱりいろんな事業、先ほど、松浦議員からも、いろんな産業振興の形でもご質問もありましたように、いろんなことをやりたい。このためのインフラ整備というものについても、やはりお金がたくさん要ります。

こういったものに、ちょっと回してくれないかなというふうな気持ちを持っておりまして、それも、今までの人口割だ、面積割だというふうな話じゃなくて、本当に真に必要なものに、我々が困っているものにお金を出してもらえば、ありがたいかなというふうなことを思っております。

決定されたら、従うべきでございます。法案が提出されまして、国会において可決されれば、これは今の新聞報道等によりますと、当然、市町村での給付事務が発生してまいります。

給付の方法とか、所得制限であるとか、整理すべきものがたくさんあると思います。個別の、個々のものにつきましては、その時点で混乱することのないように、情報の収集にも万全を期

し、また、庁内体制を整えてまいりたいと、このように考えております。

次に、金融危機による地域経済、それから中小零細企業への影響と認識ということでございますが、全国的に景気の減退でございます。それから、個人消費が低迷傾向にもございます。市内の企業、個人業者におきましても、非常に厳しい経営環境にあるということは認識しております。

このような経済状況を打開すべくですが、国は、以前から中小企業の支援対策の1つとして、経営の安定に支障を来たしている中小企業者に対しての金融支援を行っているところでございます。

この制度でございますが、中小企業信用保険法により、指定された業種を対象に、市町村が特定中小企業者と認定した中小企業者に対しまして、信用保証協会の審査を経て、金融機関が資金調達を支援するものでございますが、中小企業にとっては、大変厳しい状況の中、今回、国は安心実現のための緊急総合対策、これは平成20年8月29日に政府与党経済対策閣僚会議、合同会議で決定されておりますが、その対策として、原材料価格高騰対策対応等緊急保証制度、非常に長い題名でございますが、これをことしの10月31日から、平成22年3月31日までの時限措置として、導入しているわけでございます。

この制度の導入によりまして、緊急保証枠が、先ほどお話もございました6兆円から20兆円というふうに、大幅に拡大をされまして、指定業種範囲が、この範囲、今までの指定業種が185業種あったわけですが、これが618業種に拡大をされました。

加えまして、特定中小企業者認定要件につきましても、緩和、追加をされております。

また、セーフティーネット貸付枠も3兆円か

ら10兆円に拡大されているところでございます。

制度導入後の本市でございますが、まだ1カ月余りではありますが、認定の申請件数が確実に増加をしております。

これは、指定業種範囲の拡大、認定要件の緩和、並びに金融機関に対する積極的な融資の実行についての、国からの要請が要因ではないかと考えておるところでございます。

いずれにしましても、市内の経営資金に不安を抱える中小業者の方にとって、非常に有利な貸付制度であると期待もしているところでございます。

それから、年末、年度末に向けた中小企業に対する本市の支援策でございますが、先ほど答弁させていただきました緊急保証制度の導入に伴う本市独自の資金面での支援対策につきましては、現在のところ、考えておらんわけでございますが、中小企業者の皆様は、これからの年末、年度末にかけては、通常の事業資金のほかに、臨時・季節的な資金も必要になってくるのではないかなというふうに思っております。

制度の導入以降、認定申請件数が増加していることから、推測をいたしましても、今後も経営安定のため、事業資金が必要な多くの中小企業者の皆さんが出てくると思いますので、広報等による制度の周知や、中小企業者からの認定申請に対しまして、迅速な認定事務作業を行うようにして、中小企業者に対して、スムーズな信用保証手続が図られるよう、努めてまいりたいと思います。

また、12月になってからでございますが、これは、建設企業関係でございます。

ご承知のとおり、公共事業も少なくなっ、建設事業者も非常に、資金繰りも苦しいということでございまして、政府の方からの通達によりまして、工事業者さんへの前払い金等を、こ

れは材料費の4割を超えない範囲において、認められておりますので、受入代金の4割を前払いとして、受注された方には、早急に支払うということをしていただきたいという要請。

それから、また、工期の確保等もございまして、そろそろ年度末にもなりますし、予定された工事関係につきましても、早期に発注するようというふうな指示もございまして。

工事代金、請負代金の、工事が完成しましたら、請求書が出てきます。その請求書についても、余り長いことおくんじゃなくて、請求が出てきたら、すぐ支払うというふうな体制にも努めてくれというふうな要望もございまして、その方に力も向けてまいりたいと思います。

それから、非常に、最低制限価格であるとか、低入札価格、調査基準価格とか、そういうふうなものもありますが、この算定方式というものも、適切に見直せと。地域の物価に応じた形での積算を決めるとか、そういったものについても、実施しなさいと。

資材等の最新の実勢価格によって、積算に、予定価格の作成に当たっては、そういうものを生かしなさいというふうな通達も来ておりますので、この分については、十分生かしながら、我々も事業実施を努めてまいりたい。

そのことが、ひいては中小企業者、地域建設業界、建築業界におきましても、1つの中小企業支援になるんじゃないかなというふうなことも考えております。

また、もう1つは、金融庁の検査局長、金融庁の監督局長の方からも、こういった形で、ちょっとお見せします。中小企業の皆様へということで、今までの改定前、改定内容ということで、貸出金の条件緩和がしやすくなったというふうなことでやっております。

それから、経営改善策についても、今まで、改善計画ですか、3年以内というものを、原則

5年とかいう形で、ちょっと延ばしていただけるというふうなことで、中小企業向けの貸出金の条件緩和というふうな通達もまいっておりますので、こういったことも、金融の関係の方々にも了解をしていただいて、ぜひ、こういった政府の通達なんかを生かしていただき、貸し渋りをしないような形を、ぜひお願いをしたいというふうなことを思っております。

次に、燃料高騰に伴う一次産業への支援でございます。

これは、9月議会で浅木議員からも質問をいただいた内容と、重複した回答となりますが、少し時点修正を加えまして、回答させていただきますと、一応、一次産業を中心とした燃料対策でございます。現在は、大分治まっておりますが、土佐清水に続きまして、黒潮町では、A重油の購入費用への直接補てん、それから施設園芸につきましては、これに加えてボイラーの燃焼促進装置の購入補助を行うというふうなことが報道されておりました。

また、四万十市につきましては、今議会に肥料とか飼料を補助対象項目として提案予定というふうなことも聞いております。

当市でございますが、他の自治体が行っている重油代への直接補助ということは考えておりませんが、特に多くの燃料を使用している施設などを対象としまして、漁協、農協を通じて、アンケートを実施しまして、エネルギー転換などの抜本的対策と、効率的な利用の推進が進むように、対策とか支援策を検討しているところでございます。

これは、ここ3年で急激に高騰した原油価格が、今は下落傾向にございますが、再び価格高騰が起これないとも限りませんので、ある一定、抜本的な対策を講じなきゃいけないんじゃないかというふうなことで、そうしたことをすることで、持続した産業支援につながるというふう

に考えておるわけでございます。

重油をたいて、温風乾燥したり、暖房したりするところにつきましては、これを少し、例えば夜間の電力使用が安いですから、電気と重油とをちょっと合体させた、ハイブリッド的なものをできないかということで、私、今、電力会社にもお願いをしまして、ちょっと研究していただきたいというふうなことを、お願いをしておるわけでございます。

また、漁協等を通じましては、漁業者から直接支援の要望は、まだあがっておりませんが、このような燃料の関係では、省エネにつながるような取り組みをしていきまして、一次産業とか、その関連産業を含めた、包括的な支援というものを構築していきたいと、このようなことを考えております。

それから、次に、定住自立圏構想でございますが、これ、新聞報道でもありました。本市と四万十市を中心市とする幡多圏域でございますが、これが定住自立圏構想の先行実施団体として決定を受けました。この地域の生活機能と、活力の向上には大きく寄与するものと期待をしているところでございます。

この制度の目的について、改めてご説明を申し上げますと、都市への人口流出や、少子高齢化などが進み、さらには長引く地方経済の低迷と、厳しい行財政状況などにより、このままでは地方における基本的な生活機能を維持することが困難な状況になりつつあるとの危機感のもと、人口5万人以上の中心市に、都市機能を集約して、定住のための暮らしに必要な諸機能を確保するとともに、中心市と周辺自治体が協定を結ぶ形で、圏域全体が有機的に提携することによりまして、都市への人口流出を防ぎ、地域の活力を向上させようとするものでございます。

幡多地域には、人口5万人規模の都市が存在をしないために、本市と四万十市が中心市の機



能を担う形で、計画を作成して、このたび、先行実施団体の決定を受けることになった、これが次第でございます。

この地域のテーマとして示している内容を改めてご説明いたしますと、連携した医師の確保、災害時における相互支援、圏域観光の振興、図書館相互のネットワーク化、教育研究所の連携による教育環境の整備、介護保険業務の提携の、この7項目となっております。

この医師の確保であるとかには、私自身は、お医者さんの子弟を通わせる、例えば保育園だとか、教育環境、小学校、中学校、そういったものについても、医師がいないということに對しまして、来てもらうためには、そういった周りの条件を整備をすべきではないかと、そういうふうなことも申しておるわけですが、大きなくくりとして、この7項目を、地域のテーマとして出しているわけでございます。

この7項目のテーマを実現するための共通の基盤整備でございますが、圏域全体のブロードバンド化の推進につきましては、特に重点的な支援を求めていきたいと考えております。

現在、総務省におきましては、地方からのこういう提案をもとに、支援策を模索をしているところでございます。今のところ、具体的な政策決定には至っておりませんが、今後は、それぞれのテーマに沿った事業の具体化を図りまして、本市はもちろんでございますが、圏域全体の住民が、安心して生活できる地域づくりに取り組んでいくことが肝要というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） 今、るる説明をいただきました。

定額給付金については、市長の答弁は、まだ予算執行がなされておらず、実施時期も決まっ

てないということから、具体的なことが決まらない中で、右往左往するようなことはいかななものかというようなご返事でした。

この政府与党は、1月の通常国会冒頭へ、この予算を提出して、3月末までに実施すると言っております。

この実施が決まってからの取り組みでは、準備期間が非常に少ない中での取り組みとなりますが、万全な対応、対策は大丈夫なのか、大変心配をいたします。

また、昨日来、マスコミ等では、迷走したとか、地方に丸投げなどと、さまざまな批判があふれております。6割が反対とか、要らない人も多いとかいっておりますが、しかし一方で、私が市内を回って、一人ひとりと話をする中で、皆さんのおたくでは、給付金は幾らになるのですか、ご存じですかと聞くと、即座に、うちは6万4,000円とか、我が家は高齢夫婦だから4万円などと答える人がほとんどで、皆さん、しっかり計算をされており、期待の大きさを実感させられました。

また、大阪府守口市の西口 勇市長は、この冬、景気後退の寒波が押し寄せる中、定額給付金は市民にとって、一条の光であります。市町村の窓口の混乱、ばらまきなどという否定的な意見もありますが、冷え込んだ購買意欲に火をつけ、消費拡大を促し、景気浮揚につながる、非常に効果的な施策です。

行政を預かる立場として、市民福祉の向上を第一に考え、市民が期待する施策を実施することは使命であり、そのために努力することは当然です。

市民の生活の支援となる定額給付金、少しでも早く市民の手に届けられるよう、全力で取り組む所存ですと、強い期待を寄せられております。

また、日本総研の藤井英彦調査部長は、低中

所得者の所得や、雇用環境が悪化していることから、給付金はほぼ全額が消費に回り、GDP国内総生産を0.4パーセント程度押し上げる効果があるだろうと述べております。

ちなみに、宿毛市の皆さんにいただく総額は、約3億6,600万であります。大月町は、約1億300万。三原村は、約2,950万と。

宿毛市を生活圏にする3市町村で、約5億円が一時的に入り、消費されれば、景気対策として、価値のあることだと思えます。

今回の定額給付金は、どこで使っても自由であります。行政として、できる限り、市内で使っていただけるような呼びかけも必要でないかと思えますが、いかがでしょうか。

また、この施策が実施された場合、あらゆる問題点が出てくることが予想されます。その中で、1点確認をしておきたいと思えます。

条件としては、宿毛市の住民登録が基本となると思えますが、例えば、DV、いわゆるドメスティック・バイオレンス、家庭内暴力等、あらゆる事情で家庭に帰ることができず、また、住所を明かすことができない場合、どのような対応をお考えでしょうか、ご所見をお伺いいたします。

また、金融危機による本市の経済ということで、緊急保証制度についてですが、先ほど、詳しく市長述べていただきましたが、この中小企業は、金融機関から融資を受ける際、全国の保証協会が融資の保証を100パーセント行うということで、融資を受けやすくなっております。

この制度の指定対象は、さっき市長言われましたけれども、現在、618業種、全国の中小・小規模企業者260万企業をカバーしております。

市内の企業、事業主も、ほとんど対象となると思えますが、この緊急保証制度をどうすれば利用できるのか、まだまだ行きわたってない点

もあると思えます。この内容、手続、これを、先ほど、広報に載せるということをおっしゃいました。また、広報の情報欄とか、また、行政チャンネルに載せることはできないか、ご所見をお伺いいたします。

続いて、本市では、預託融資制度というのがありますが、この預託融資制度、融資を受けられる人に、組合員ではなくてはいけない等の制限があり、利用しにくい面もありますが、今後、市内の起業意欲のある、だれもが利用できる制度への見直しが必要でないかと思えます。

これについても、ご所見を伺いたいと思えます。

また、本市で中小企業のほとんどが集まっています平田の工業団地についてですが、本市の年間の総生産額は、約140億円とお聞きしております。その約80パーセントに当たる120億円を、平田の工業団地が占めているようであり、この工業団地には、約800名が雇用され、55パーセントの過半数が、本市から通っているようであり、残念ながら、ここにも人員削減による解雇等も起きてきております。今後、平田の工業団地、また市内への企業誘致の見込みについて、お聞きをいたします。

次に、本市の一次産業への燃料高騰対策ですが、本市は、他市町村のような直接的な補助ではなく、抜本的な措置を講じていくということで、今、検討をしているということですが、ぜひ、多くの一次産業の人たちに行きわたるような支援策にしていただきたいと思います。

その点、よろしくお伺いいたします。

最後の定住自立圏構想ですが、先ほど、市長から詳しく内容に対する思いを語っていただきましたが、具体的なことに関しては、これから総務省の方、検討されるということですが、私としては、定住ということは、そこに住み続け

ることができるということで、そのためには、まず、経済力であり、働くところがある。そして、安心して子育てができるということが基本だと思います。

ぜひ、この定住自立圏構想の中で、幡多地域を若者が安心して暮らせる地域へと、中心市の市長として、指導力を発揮していただきたいと思います。

ということをお願いいたしまして、この項目に関しては、再質問はいたしません。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員の再質問にお答えをいたします。

定額給付金の件でございますが、るお伺いをいたしました。

宿毛市に定額給付金が交付された場合には、宿毛市において3億6,600万というお金が入ってくるということでお伺いしまして、私も今、それだけ入ってくるのかなど。全部集めれば、そんなもんかなど。2兆円のうちの3億ですから、うちの方は少ないかなど。

宿毛市の人口も、2万5,000を切っておりますが、そういった形で3億6,600万が、国会を通りまして、給付されるということになりましたら、これは私自身も、野々下議員と一緒にございまして、これはやっぱり、宿毛市で消費してほしいなど。

貯金に入れるという人もおれば、いろんな使い道がありまして、それぞれ、市の方で何に使いなさいよとかいうふうな、用途については、限定はできませんが、宿毛市で使っていただければありがたいというふうな気持ちを持っておるということを、この場では表明させていただきます。

また、大月、三原を加えると、5億円というふうなことでございます。これは、大月、三原

のことまで、この算定に入れますと、大月、三原両町村に怒られますので、この分については、コメントを差し控えさせていただきますが、お金をいただけ、先ほど申しましたように、ただで喜ばない人は、なかなかいないと思いますので、その面については、ご提案の趣旨については、賛成でございます。

それから、ドメスティック・バイオレンス等、それぞれ、戸籍上は家庭にありながら、それぞれ別居されているとか、いろんな事情の市民がおられるということは承知しております。

そういう方々、また、別れてて、何か理由で住所等も知られたくないというふうな方もおられようかと思いますが、これはもう、全市民に共通して言えることでございますので、個人に関する情報は、本人以外に開示することはございませんので、ご安心をいただきたいと思えます。

特殊なケースにつきましては、住民基本台帳法等で、法的に、二重三重に保護されておるということでございます。

ご心配の向きは、人にだまし取られないようにしていただきたい。先ほど申しましたように、そこら辺が、心配でございますので、この場を借りまして、市民の方々にも、振り込め詐欺、これに、私は絶対遭わないというふうな人が、今まで、全国で何件も詐欺に遭っておりますので、この場を借りまして、市民の方々に、ぜひ振り込め詐欺等に遭わないように、ぜひ、万全の注意をしていただきたいということを、関連でもございませぬけれども、お願いしたいと思います。

それから、こういった金融危機によるいろんな制度でございます。これは、広報等でも、我々、周知をいたしますが、野々下議員から、行政チャンネル等も載せられないかということでございます。これは、ご提案のとおり、行政

チャンネル等も活用しながら、制度周知、いろんな手段で制度を周知すべきだというふうなことを思っておりますので、こういった行政チャンネル等も活用しながら、図っていきたい。周知を図っていききたいと、このように思っております。

それから、今現在の預託融資の問題でありますが、これは、組合員のみ利用ということになっております。金融機関に対しまして、現資金を預託しまして、預託金の4倍に相当する金額を、金融機関より商工組合、専門店会に融資し、融資を受けた商工組合、専門店会が、その組合員、会員に貸付をしているものでございます。

そのために、組合員、会員しか、この融資制度を利用できない状況にありますので、現在の融資制度については、見直し等、必要ではないかなというふうなことは考えております。

今後、新規の企業者とか、市内の中小企業者、それで個人事業主等の皆さんが、幅広く活用できる支援策を研究、検討をしていききたいと考えております。

それから、高知西南中核工業団地でございますが、頑張って操業していただいている、その既存。私自身は、企業誘致もさりながら、やっぱり既存の立地していただいている企業を大切にすべきであるというふうなことは、普段から庁内でも話しているところでございます。

このように、金融危機に端を発した世界的な景気後退でございます。高知西南工業団地の立地企業にも、大きく影響が及んでおりまして、取引先からの受注が大きく落ち込んで、それから、生産調整とか、さらなる経費削減などが実施されているというふうに関き及んでおります。

また、マスコミ等でも報道されておるとおりでございますが、これまで、日本の景気を牽引してきました自動車業界の大手企業が、生産調

整とか、期間従業員を対象とした大規模なリストラを実施しております。

今後、ますます景気が後退して、本市の進出検討企業とか、市内の立地企業にも、さらなる悪影響が、今、予想されているというふうなところでございます。

こういうふうなところから、高知西南中核工業団地や、市内への企業誘致は非常に困難なものになるというふうなことが予想をされます。

現に、企業進出の候補地として、宿毛に興味を示していた企業も、今回の危機により、計画の縮小とか、中止を検討されているようでございます。

今後は、進出企業からも情報を収集しまして、緊密な連携を図る一方、積極的な企業誘致に取り組むとともに、各種制度を活用することで、進出企業の支援をしてみたいと、このように考えております。

それから、燃料高騰に伴う抜本的な燃料代の軽減策でございますが、これは、おのおのいきわたるようにせよという話でございます。こういった省エネ化につきましては、試験的に、まずやって、実施をしていききたいというふうに思います。

それでまた、こういうことを皆さんに周知をして、ぜひ、省エネにつながる、長期にわたっての省エネにつながって、二酸化炭素の削減効果、そういったものもありますよというふうな取り組みにしてみたいと、このように思っています。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 3番野々下昌文君。

○3番（野々下昌文君） ただいま、るる答弁をいただきました。ありがとうございました。

1番、2番の定額給付金についてですが、個人情報等、万全な対策をとっていただけるということで、安心をいたしました。

また、緊急保証制度に対して、この制度の説明を、1月の広報、また行政チャンネルに掲載されるということですが、1人でも多くの事業者の目にとまり、利用していただけることを願っております。

また、預託融資に対しても、将来、見直しが必要ということは検討されるということで、ぜひ、多くの意欲ある人たちに利用していただき、宿毛市の活性化のためになるような制度へと、改善をしていただきたいと思います。

企業誘致に対しては、進出予定した企業も取りやめを検討するというような、非常に厳しい状況であるということですが、今後も企業誘致、努力していただいて、1人でも多くの人の働く場所の確保をお願いをいたしたいと思います。

いずれにいたしましても、今は宿毛市においても、経済的には未曾有の事態であり、経験したことのない事態ということで、この状況を市民とともに共有して、どこまでも市民を守り抜いていくというリーダーシップを発揮していただくことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 2番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、第1回宿毛花へんろマラソン2009について、お伺いをいたします。

6月議会に引き続き、質問をいたしたいと思っております。

まず、宣伝活動については、いろんな場所にてポスターを見る機会がたくさんありました。先週も、高知市内に行ったのですが、途中の四万十町でも、須崎市でも、宿毛花へんろマラソンのポスター、マスコットキャラクターのはなちゃんを見る機会がありましたし、お隣の四万十市でも、見る機会がありました。

これは、宿毛花へんろマラソン実行委員会の

皆様方の努力の賜物ではないかなと感じています。

また、本市のホームページ上でも、参加者の募集なり、ボランティアの募集をしていますし、ランネットのホームページとか、マラソンの専門雑誌、広報誌などにも掲載をされています。

私自身も、市外にパンフレットを持っていき、いろいろなところをお願いをし、ピーアールをしたわけですが、なかなか参加してくれる人、さすがにいなかったのですが、今後ともピーアールをしていきたいと思っております。

日程については、皆様ご存じのこととは思いますが、平成21年3月22日日曜日、フルマラソンについては、9時に宿毛市総合運動公園をスタートすることになっております。

あと残すところ3カ月ほどになっておりますし、申し込み期間も、平成21年1月22日締め切りになっています。

そこで、市長にお伺いをいたします。

12月現時点での参加申し込み人数とボランティアの人数をお伺いいたします。

次に、宿毛花へんろマラソン実行委員会の組織について、お伺いをいたします。

宿毛花へんろマラソン実行委員会は、4部会25班、20数団体の協力によって組織化されているわけですが、余りにも参加団体が多いため、きちんとした意思伝達ができるのか、若干、心配がありますし、平成21年1月1日時点で、団体のトップが交代するようなどころもありますので、その引き継ぎの仕方なども考慮していただきたいと思います。

その点、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

次に、宿毛市都市計画宿毛駅東地区土地区画整理事業について、お伺いをいたします。

この事業は、平成9年に土佐くろしお鉄道宿

毛線が開通するのに伴い、地区に隣接している宿毛駅前地区内に宿毛駅が開設され、宿毛市の玄関口となり、宿毛市の顔となる宿毛駅周辺地区において、都市計画道路を初めとする公園、水路などの公共施設の整備改善を行い、計画的な市街地の誘導により、新たな魅力ある都心の形成と、良好な都市環境整備を実現することを目的として、事業実施に至ったものであります。

施工地区は宿毛駅前地区に隣接をする、面積約15.34ヘクタールの地区を整備するものであります。

当初の事業計画書を見てみますと、平成16年3月31日に完成予定の事業が、まだ完成していませんし、事業計画書も、平成19年2月2日に、第3回目の変更をしています。

工事未施工地区は、平成20年度以降、あと約3.5ヘクタールあり、約3億4,000万円の事業費が必要であります。

その事業費も、保留地を売却したお金を事業費に回していますので、保留地が売却できないことには、事業自体が前進しない状況にあります。

また、今年6月に不動産鑑定士に依頼をして、土地の価格の見直しもしていますので、今後、売れる可能性が少しはあるのかなと感じております。

そこで、市長にお伺いをいたします。

平成19年度までに保留地は何件売却できたのか。それに伴い、処分金額は幾らだったのか。また、残っている保留地の面積と、金額がわかればお伺いをいたします。

また、平成20年度の状況と、保留地を売却するに対して、どのような方法をとっているのか、お伺いをいたします。

最後に、宿毛市次世代育成支援行動計画について、お伺いをいたします。

日本で少子化が意識され始めたのは、合計特

殊出生率が戦後最低の1.57となった1988年で、それに対して、政府は、1994年にエンゼルプランを、さらには1999年には、新エンゼルプランを策定し、子育てと仕事の両立支援や、地域の子育て、環境整備を進めてきました。

しかし、少子化に歯どめをかけるほどの目立った政策効果は見られず、2002年には少子化プラスワンを発表し、子育てと仕事の両立支援を加えて、男性を含めた働き方の見直しや、地域における子育て支援を打ち出しました。

また、2003年には、少子化社会対策基本法と、次世代育成支援対策推進法が制定されました。

この次世代育成支援対策推進法の制定に伴いまして、2005年度から10年間、次世代育成支援に関する取り組みを、集中して行うために、すべての地方自治体、及び事業主に、行動計画の策定と実施を求めてきました。これまでの少子化対策は、子どもの数をふやす施策が中心でしたが、次世代育成支援対策は、少子化という数の問題ではなく、持続可能な社会を築くために、次の時代を担う世代をどう育てるのかという、質の議論を喚起しています。

また、これまでの少子化の施策対象には、子どもを産み育てる、親が中心になっていましたが、次世代育成支援は、次世代となる子ども自身や、社会全体の構成員に焦点を当てた政策になっています。

この行動計画の計画期間は、2005年から2014年までの10年間で前期、後期に分けて、前期計画としては、2005年度を初年度とした5カ年計画の取り組みが実施をされています。

2009年度中には、見直しが行われることとなります。本市においては、2006年3月より、宿毛市次世代育成支援行動計画として策

定をされました。

宿毛市次世代育成支援行動計画の基本理念は、「子どもの笑顔はすくものパワー 育てようこのまちで 輝く子ども」であります。

宿毛市次世代育成支援行動計画の基本方針は、1つ、地域における子育ての支援。2つ、母性及び乳幼児などの健康の増進。3つ、子どもの健やかな成長に資する家庭や地域の教育力の向上。4つ、子育てを支援する環境の整備。5つ、家庭生活と仕事との両立の支援。6つ、子どもの安全の確保。7つ、要保護児童支援の取り組みの推進の7項目となっております。

この次世代育成支援は、単に出生率低下の歯どめ策であってはならず、目指すべきは子どもの育ち行く力を支援する、子ども支援策でもあるべきです。

したがって、子育て支援においても、ゆくゆくは長時間保育などの促進よりも、労働時間の短縮や、多様な働き方を保障するワークシェアリングの実体化など、子育てを男女ともに楽しむことができるような社会をつくるのが、施策としてあらわれなければならないと考えます。

この宿毛市次世代育成支援行動計画の実施から、既に5年が経ようとしている今、本市として、どのように前期計画を評価、検証し、後期の計画づくりをしようとしているのか、お伺いをいたします。

1点目として、前期計画の評価と検証について、お伺いをいたします。

2点目、後期計画策定に向けてのスケジュールは、どのようになっているのかお伺いをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、第1回の宿毛花へんろマラソンでござ

いますが、今、岡崎議員も、ピーアールに努めていただいているということで、市民あげてピーアールにも努めていただいていることというふうに、私も思いますし、またこの場も借りまして、さらにまた、皆さんに、この宿毛花へんろフルマラソンでございますので、ぜひ、関係者の方々、思いつくところに、ぜひ宿毛で初めてやるんだよということを、皆さんでピーアールしていただきたいと思いますし、私も、今まで、関連団体であるとか、こういったところというふうな、思うところでも、やはりそれぞれに、走る人たちは結構おりますので、ここに何で出さなかったんだとか言われないように、あまねく関連団体にピーアールをしていきたいというふうに思ってますし。

きのうも何か、高知ロードレースが高知の方でありました。

高知新聞には、大きく出ておりましたんで、あそこに出ている団体に、やはり送りつけるべきかなとか、そういうふうなことも思っておりまして、ぜひ、市民あげて、この第1回の宿毛花へんろマラソン2009に、ご尽力を願いたいし、ピーアールも願いたい。そしてまた、ボランティアとしても、大会運営に、ぜひ携わっていただきたいという思いでいっぱいでございます。

ご質問の、現在、どれだけの参加申し込みがあるのかということでございます。

まず、募集ですが、フルマラソンには1,000名の募集をかけております。5キロメートルで200名、3キロメートルで150名の定員で募集を行っているわけでございますが、12月5日現在でございます。12月5日現在で、フルマラソンが308名、それから5キロメートルの部で29名、3キロメートルの部につきましては、17名、計354名の申し込みをいただいております。

特にフルマラソン、定員に達するように、ぜひまた、何度も申し上げますが、ピーアールに努めていただいて、参加者を、皆さんのご尽力もいただいて、ぜひ満杯にしたいという気持ちでいっぱいでございます。

申し込み期限は、来年の1月22日までとじていますので、ぜひ参加を促すというふうなことで、努めていきたいと思っております。

次に、大会のボランティアの状況でございます。広報などによりまして、募集を行っているところでございますが、現在、97名の方から申し込みがございました。しかしながら、必要とするスタッフ、ボランティア数は、交通安全員、給水所スタッフ等を中心としまして、約800名を必要数と見込んでおりますので、今後は実行委員会を中心とした、各団体とか、学校、そしてまた地区などにもご協力をお願いを申し上げて、ボランティアを確保していきたいと、このように考えております。

2点目の実行委員会の組織についてのいろいろな、組織が人が変わったりするというふうなことでの、齟齬がないようにということでございます。

実行委員会を組織する24団体以外にも、スタッフなど、あらゆる面で多くの団体にご協力をしていただくということになります。

ご指摘のように、部会間の意思伝達や、情報の共有は特に重要になってまいりますので、各部会の取り組みを、部会委員の皆さんだけにお任せするのではなくて、それぞれの部会に事務局の担当者を配置しまして、情報交換とか、連携に支障を来たさないような体制をつくっております。

また、各部員、班員の交代が生じた場合は、事務局員とともに当事者間の引き継ぎを行ってまいりたい。業務に支障を生じないようにしてまいりたいというふうにご考えておりますので、

また、これはスタッフの皆さん、もろもろ、みんながそういう気持ちで取り組んでいただきたという気持ちもしておるところでございます。

どうかよろしくお願いを申し上げます。

それから、次に、都市計画事業の、宿毛駅東地区土地区画整理事業でございますが、この事業は、うたい文句でございますけれども、新たな魅力ある市街地の形成と、良好な都市環境整備を実現することを目的としまして、面積が15.34ヘクタール、総事業費24億5,000万円で、平成9年度から実施しています。

完成予定日といたしましては、岡崎議員、先ほどおっしゃっていただきました当初計画では、平成16年3月31日となっておりましたが、国費の配分不足や、財政状況の悪化などによりまして、完成予定が延びております。

現在の見通しでは、工事完成予定としては、平成21年度となっております。

また、平成22年度以降に、換地保留地処分の完了後、精算をして、事業の完了というふうになるということでございますが、残事業の資金計画につきましては、保留地の処分金及び借入金で工事金に充当する計画としておりますので、資金需要の観点からも、早期の保留地処分が必要であるというふうにご認識をしております。

その中で、1点目のご質問の、平成19年度までの保留地処分の件数と金額でございますが、14区画で、面積が2,657平方メートル、処分金額が、約2億365万円で、残りが20区画、面積が6,136平方メートル、金額といたしましては、3億8,730万2,000円となっております。

次に、20年度の状況と、売却するに当たり、どのような方法をとっているかのご質問でございますが、本年度の状況でございますが、近年の不況や地価の下落などによりまして、近隣



の実勢価格と保留地価格との差が生じたために、保留地の処分が進まないこともありまして、本年6月に、不動産鑑定士に、本年の路線価をもとに、修正を依頼しました。

8月に評価委員の承認を経て、単価の見直しを行っております。

見直しの単価としましては、場所や土地の形状などにより違っていますが、平均で13パーセントの引き下げをしています。

保留地処分の現在の交渉状況としましては、5区画で面積1,036平方メートル。この金額は、約7,293万円となっています。

現在、本地区に県外の大手量販店による開発申請の事前協議がきております。事前協議が行われておりまして、近いうちに進出してくれそうな状況でございます。

今後、このことによって、土地の動きが活発になるのではないかとというふうな期待感も、1つはございます。

保留地の処分方法につきましては、保留地へ看板の設置や、宿毛市のホームページへの掲載、それから広報すくもなどによりまして、広報活動を行っていますが、今後、市内の不動産業者への販売委託なども行い、少しでも早期に、保留地の処分ができるよう、努力してまいりたいと、このように考えております。

次に、宿毛市次世代育成支援行動計画でございますが、初めに、前期計画の評価と検証でございます。平成15年7月に、少子化対策に取り組むために、次世代育成支援対策推進法が制定されたことに伴いまして、宿毛市においても、平成18年3月に、宿毛市次世代育成支援行動計画を作成し、各関係機関が相互の連携を図りながら、保育の実施を初め、地域における子育て支援、母子保健の推進、家庭や地域の教育力の向上等、それぞれの分野で子育て支援に取り組んでまいりました。

しかしながら、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は、少子化や核家族化の影響を受けまして、子育て家庭の孤立、育児不安、子育てに対する経済的な負担感を抱えるなど、依然として課題は多く残されているのも、現状でございます。

現在、作成しております宿毛市次世代育成支援行動計画は、平成21年度までとなっておりますので、後期計画の作成に向け、その見直しの準備を進めているところでございます。

現段階では、前期計画についての具体的な評価を示すまでには至ってはいませんが、平成19年度から、保育所については、規模によって受入時間は異なりますが、全園での延長保育の実施や、平成20年4月からは、生後4カ月までの乳児のいる家庭の全戸訪問の実施、宿毛市子ども支援ネットワーク委員会の設置、妊婦一般健康審査の公費負担回数拡大、及びことし10月からは、乳幼児医療の助成対象年齢を、就学前から小学校までに引き上げるなどの、子育て支援の充実に取り組んでいるところでございます。

2点目の後期計画策定に向けてのスケジュールでございますが、平成21年3月までに、各関係課で計画の見直しを行いまして、アンケート調査などを実施する中で、平成21年度には、策定委員会を設置し、後期の次世代育成支援行動計画書の作成を予定しております。

今後、「子どもの笑顔はすくものパワー 育てようこのまちで 輝く子ども」を計画の基本理念といたしまして、子どもたちが心身ともに、健やかに育つまちづくりを目指しまして、地域全体で子育て支援ができるよう、効果的な後期計画の作成に向け、各関係機関で連携して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） それでは2番、再質問をいたします。

まず、宿毛花へんろマラソンについてですが、今、市長より、詳しい答弁をいただいたところではありますが、当初、フルマラソンについては、目標参加人数を1,000人に設定していると思いますが、12月5日時点で308人ということですが、まだまだ目標人数までにはほど遠い人数ではないかなと、素直に思うわけですが、前段でも申しました宣伝活動については、すごく努力をされていると感じますし、残り、申し込み締め切りまで、1カ月ほどありますので、引き続き、参加者が目標人数に達するように、今以上に宣伝活動等、頑張ってください、そのように思います。

次に、ボランティアの件ですが、これも当初の目標では、1,000人に対して、12月、これも5日だと思いますけれども、時点で97人ということで、若干と申しますか、かなり少ないように感じます。

参加者の人数をふやす努力も必要ではありませんが、ボランティアの人数の確保も、大変重要なことだと思っております。

ホームページでは、ボランティアの申し込みは、既に12月1日で締め切りをされています。もう少し、このホームページ上でのボランティアの申し込み期間を延長することができなかったかどうか、この点について、1点お伺いをいたしたいと思います。

次に、実行委員会の組織についてですが、先ほども言いましたが、余りにも多い団体が参加をしております。

本市をあげてするイベント、事業でありますので、よいことだとは思いますが、最終的にどのくらいの団体が、もしくは、どのくらいの人数がボランティアなどに参加していただけるのかなと、若干、疑問が残っております。

例えば、ある団体では、前夜祭の担当をすることになっておりますが、前夜祭の何を手伝うのか、まだ具体的な内容までは、今の時点では決定をされていない現状だと思います。

実施までに、まだ3カ月ほどありますが、初めて行くことでもありますし、早め早めに部会なり開いていただきまして、対応していただきたいと、そのように願います。これは要望であります。

次に、宿毛駅東地区土地区画整理事業について、再質問を行います。

今の市長の答弁で、大体のところは理解をいたしました。

平成19年度までに14区間が売却できて、処分金が2億365万ですか。それで、残りの保留地がまだ20区画ほどある。そして、約3億8,730万2,000円ほど残っているということですが、保留地、確かに6月に不動産鑑定士を入れて、13パーセントほど値下げをしたわけですが、なかなか今の経済状況で、13パーセント値下げをしたからといって、すぐには売れる見通しは、なかなか難しいのかなと、個人的には思います。

それで、今現在、平成20年度で交渉しているのが5区画、大体、7,293万円ほどあるとお伺いをいたしました。

この5区画で交渉している、現時点で、例えばことしなり、平成21年に入ってしまうけれども、売れるであろうかなという実感的なものは、感じてらっしゃるのでしょうか。その点、もしわかればお伺いをしたいと思います。

それと、1つ、保留地については、広報紙にて、11月の広報紙ですか、掲載をされておりますが、これがなかなか、一般の市民の方にはわかりにくい掲載の方法だと、僕は思うんですね。

例えば、区画のところがありまして、平米数、

坪単価に直していると思うんですけれども、坪数だけ書いてあって、合計的に、この土地が果たして幾らで買えるのであるかというところまで、明確に書かれておりませんので、できれば、そこら辺も改善していただいて、例えば、この土地でしたら、合計でこのぐらいの金額で購入することができるというのが、一発で、目に見てわかるような形でしていただければと、そのように工夫をしていただきたいと願っております。

あと1つ、提案ですけれども、民間企業の場合、土地を分譲するに当たり、現地説明などを開催しております。保留地についても、できれば、できればですけれども、テントなどを張って、土日を活用して、現地説明などをしていただければ、少しは保留地に対して興味を持っていただける方がふえるのではないかと感じますので、一度検討を、お願いいたしたいと思っております。

最後に、宿毛市次世代育成支援行動計画について。

今、市長より答弁があったわけですが、以前と比較すると、随分、手厚い手当をしていただくようになったと、私自身は感じております。

例えば、今、答弁でありました妊婦健診が、2回から5回になったとか、小学就学前の乳幼児を対象に、医療費の助成をしていたが、小学校卒業まで拡充をしたとか、前期計画の評価としては、まずまず、私自身よかったのではないかと感じております。

今後、後期計画策定に向けまして、反省すべき点もあると、今、市長の方から答弁があったところではありますが、よいところはよいところで継続していただき、今以上に高い目標を掲げていただいて、具体的施策に取り組んでもらいたいと思いますし、反省すべき点は反省をし、なぜ目標に達成できなかったのかを分析をして

いただきまして、今後につなげていっていただきたいと、後期計画につなげていっていただきたいと、そのように思っております。

この行動計画は、7つの基本方針を掲げて、57の具体的施策を、幾つもの担当課に分かれて所管をしていますので、大変は大変だと感じていますが、頑張りたいと思っています。

次に、後期計画策定に向けてのスケジュールについてですが、前回と同様に、次世代育成支援に関するニーズ調査を行うと、今現在、言われたわけですけれども、対象とされる方は、どのような方を対象にし、どのような対象ニーズになるのか。そして、その調査の内容ですね、もし前回と同様か、もしくは若干、異なることがあるのか、今の段階でわかるのであれば、お伺いをいたしたいと思っております。

以上で、再質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎利久議員の再質問にお答えいたします。

非常に、まだまだ、フルマラソンにつきましても、半数にもみたってないというふうな話でございます。先ほど申し上げましたように、これ、皆さんのお力によって、募集をかけていかなきゃいけない事業でございます。

ぜひ、また、再度申し上げます。ぜひご協力も願いたいし、我々も努力してまいりたいというふうに思います。

ボランティアの数でございますが、12月1日で締め切っているというふうなお話でございます。これ、ちょっと私も承知しておりませんので、これ、いろんな各団体がありまして、その団体も含めまして、最終的には800名にというふうなことを、事務局でも思っておりますが、ボランティア、多いにこしたことはないと思えますから、ぜひ、まだまだ間に合う。レースが3

月でございますので、その部分については、まだ間に合うんじゃないか。

実行委員会の各団体だけじゃなくて、本当にボランティアとして、各団体の委員さん方々を含めた形で、全員の名前が登録されるようにというふうなことでやっていけば、800人という数字も可能ではないかなというふうなことも思っておりますので、また、教育委員会とも話しまして、また広報の部分についても、こういう形で取り組んでまいりたいと、このように思っています。

それから、5区画の売れるであろうか、感想を述べよという、なかなか私も、直接、売買の現場に立ち会っておりませんので、そこら辺の感想は、ちょっと、いきなり言われたものですから、ちょっと述べがたいものですから。

また、事務的には、建設課長等とも話しまして、どういうぐあいだということを知り、またお知らせもしたいと思っております。

それから、広報が非常にわかりにくいというご指摘。これは、広報をつくる立場の人間と、見る立場の人間との違いがあるのかなというふうに思います。

私ども、常々、やっぱり見る立場、それからそれを見て判断する立場に立って、やっぱり物はつくらなきゃいけないというふうに思っておりますので、こういったご指摘がありましたら、もう改善もしてまいりたいと思っておりますし、住民のニーズにおこたえするのが、広報の立場でございますので、そういった改善点をご指摘でございますし、もっとよく、わかりやすいものにしていきたいというふうに思います。

それから、ご提案の現地説明会でも開いたらどうかということでございますし、プロの不動産屋さんの意見なんかも聞いたり、また、先ほど申しました、委託できるものでありましたら、そういったところでもお話を聞きながら、とに

かく売らなきゃいけないというふうなことを思っておりますので、また皆さんにもご協力したいと思います。

それから、次世代の育成支援行動計画でございますが、これ、やはり前期の反省というものに立って、計画でございますから、できるだけというよりも、これはできる計画にしていかなきゃいけない。

ただ、計画をつくったらいいたとか、計画をつくることに自己満足じゃなくて、できる計画をつくっていくのが大切だと思いますので、現実に即した、できる計画にしてまいりたいというふうに、私自身は思っております。

これには、関係機関の方々のご協力が必要でございますので、またいろいろな方々のご意見もいただきたいというふうに思います。

それから、これの、後期に向けてのアンケートでございます。今のところ、固定されたものはございませんが、アンケート調査でございます。調査地域としましては、宿毛市全域で、無作為に抽出しまして、対象人数を、就学前児童用に200人、それから小学生児童用に、これは小学校3年以下でございます、児童用に120人というふうな人数を、用意はしておりますが、これもまた、皆様方のご意見を聞きながら、ちゃんとしたアンケートにしていかなきゃいけない。成果の上がるアンケートにしていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、またご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 2番岡崎利久君。

○2番（岡崎利久君） 宿毛花へんろマラソンについては、たびたび、くどいような、ボランティアの人数であるとか、参加者の人数であるとか、お聞きをいたしましたけれども、やっぱり第1回目のこの宿毛花へんろマラソンでございますので、いろいろ、ここで聞いとかないと、

第1回目終わって2回目がなくなったというよう  
な話ではいけないと思いましたので、6月に  
引き続き、12月も質問をさせていただきました  
ので、ご了承願いたいと思います。

保留地については、今、市長より答弁をいた  
だきましたので、了承いたしました。

広報紙については、そのように、わかるよう  
に、改善できるのであれば、改善していただき  
たいと思っております。

ニーズ調査については、就学前児童が200  
人、小学生児童が120人の保護者を対象に、  
開始をするということでしたが、前回、ニーズ  
調査やられてまして、回収率が83.1パーセ  
ントほどだったんですよ。だから、できれし、  
いろんな宣伝活動等をしていただいて、今後の  
ことでございますが、回収率90パーセント以  
上を目指して、頑張っていっていただきたいと、  
そのように願っております。

最後に、後期計画策定に当たっては、少子化  
対策という視点での発想だけではなくて、子ど  
もの育ち、それから働くことと育てることを、  
ともに分かち合い、そういったことができるよ  
うな、子育てをしやすいまちになるような計画  
づくりの準備を、ぜひともよろしくお願いをい  
たしまして、私の一般質問を終わりたいと思  
います。

○議長（宮本有二君） この際、15分間休憩  
いたします。

午後 2時24分 休憩

-----

午後 2時41分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き、会  
議を開きます。

7番有田都子君。

○7番（有田都子君） 7番、一般質問をいた  
します。

日めくりのカレンダーの薄さに、1年の終わ

りの近づきを知るほどの、忙しくも早々と過ぎ  
てきた平成20年。しかし、一日一日は確実に、  
さまざまな人間模様を織り込んで過ぎてきてい  
るのです。

命の軽視、責任感の欠如した行為、金銭欲に  
支配された行為等々、明より暗の多かった日本  
の2008年であったことの残念さが胸にこた  
えます。

犯罪は言うまでもなく、ちょっとしたモラル  
に反する行為でも、それを目にした子どもたち  
から、夢を奪ってしまうことを大人は心にしっ  
かりととめるべきだと言えましょう。

今、大人は、小さな小さなところからでもよ  
い、責任という意味をかみしめての行動により、  
子どもたちの心に人としての誇りをしっかりと  
植えつける手本とならねばと思います。

質問に入ります。

まず、1項目目、お接待についてより、2点  
ほど質問させていただきます。

お接待、それは四国八十八カ所遍路道で生ま  
れた「もったいない」、つまりありがたいとい  
う感謝の心を根底に置く、何の見返りも求めな  
い、長い長い歴史の日々続いている習慣であり  
ます。

見知らぬ他人同士が助け合い、交流をする。  
お互いの心に寄り添い合う1つの文化である  
ということは、多くの人々が認識しているところ  
です。

今、宿毛市においても、遍路文化を見つめる  
行政の、また市民のお接待につながる動き、取  
り組みの温かさ、温もりの広がりを感じます。

道すじを示すための、また救援のために役を  
なす看板の設置、お遍路さんの命を守る行為、  
温かい声かけ、飲食物の提供、座布団の設置、  
署名活動も含めた遍路道を、世界遺産化への  
動き、遍路道ウォーク、国、県よりの委託事業、  
地域ふれあいおもてなし事業を受けての、20

0個にわたる子どもの手紙等を込めたお接待袋配り、延光寺ご住職より子どもたちへの講話等々、多くの人々の動きに「もったいない」と手をあわせたい思いです。

そのように、お接待の形は、そこに他を思いやる心さえあれば、数限りなく生まれてくるものであるはずです。

その流れの中で、1点目、旅人をお迎えする原点ともなるべき清掃という分野において、道等の清掃接待班、これは仮称と記させていただきますが、接待班の組織化について、市長のお考えをお聞きいたします。

当市においても、クリーンデー、各学校の、また地域の、また個々人の、各団体の清掃活動、遍路道清掃活動が毎年実行されております。

確かに、以前より道を含めた町のたたずまいに美しさを感じるのは、私のみではないと思います。

しかし、よき清掃状態が日時的に偏っていること、また、人家の途絶えた道、その周辺、主をなくした家の近隣のごみ、街路樹足元の草、側溝、水たまりなどの草やごみ等々を知るとき、目にするとき、ようこそ宿毛へとお客様をお迎えする清掃の文化の根づきには、距離の長さを覚えます。

モラルの向上のための啓発活動はもちろん大切であり、続けていくべきではあると思いますが、1つの具体的な清掃お接待というボランティア組織体を設け、心地よい道、心地よい宿毛のたたずまいづくりへの動きに入っていくことを、考えていくときにきているのではないかと思います。

1年間の各団体の地域の個々人の清掃活動の時期等を把握し、それぞれの機関が連携を取り合い、最大の効果を発揮していく方向性を考えたいものです。

募集という形をとるのも一方法でしょうし、

各団体、地域、学校等々より、代表の方に一度集まっていた頂き、組織化への協議や、その機関の中から何人か交代も可として、ずつ出ただくという参加者集めの件も考えられましよう。

会員には、ワッペンか腕章、ちり袋を、会員証的な形で提供していくという形も、添えることもいかなものかとも考えます。

今、ここで詳細な形にまで入っていくことは避けませんが、清掃の文化根づく宿毛市づくりのために、具体的な行動を起こしていくことを、市長としても真剣にお考えいただきたいとの趣旨の質問です。

思いをお伺いいたします。

続きまして、お接待への取り組みについての2点目。

旅館、各施設等への文芸部門の作品展示についての質問をいたします。

文芸部門の作品展示をとという内容把握に、難のあるような問いですが、ご容赦いただければと思います。

種々あるお接待の中の1つの形として、市民の皆様日々の文芸活動から生まれた俳句や短歌を、色紙や短冊にしたためていただき、提供されたその作品を、市内の旅館、公衆トイレ、休憩所、駅、商店、公共施設などの入り口や、ロビー等にそっと、一、二点ほどずつ展示してはとの提案でございます。

宿毛の自然をうたった、また宿毛の地で日々、懸命に生きている市民の生活の中から生まれた俳句や短歌を、お遍路さん、旅行客の皆様など、当市を訪れた方々が目にしたとき、そこに市民と旅する人との、文字を介しての交流。また、宿毛の自然や市民の生活を知っていただけることにもつながってくるのではと考えます。

来年には、花へんろマラソンも行われ、多くのお客様もお迎えします。「歴史と文化のかお

るまち宿毛」をキャッチフレーズにしている当市のカラーを、漂わせる空間づくりにもなり、また、旅人と市民の温もりの交換が生まれるのではとの思い深く、質問とさせていただきます。

市長のお考えをお聞かせください。

続きまして、大きな意味での2項目目。潮干狩り場の復活について、お聞きいたします。

海の美しさ、その海に寄り添う島影の美しさに、何ら変わりはなくても、そこに家族連れの、また若者の、世代を超えた多くの人たちの笑いはじける声はない。

松田川河口より少し南の坂ノ下、下り松あたりから、小筑紫方面への海岸線沿いに車を走らせるとき、数十年前、アサリ掘りに興じた思い出が胸によぎり、無性にそのころが懐かしく思われるのです。

自然体験が年齢を問わず、癒しや感動を与え、心の育成によき効果をあげていくことは、だれもが認識しているところです。

北海道滝川市へ、この7月、行政視察に伺った折、市が多くの団体との協力のもと、難病と日々懸命に戦っている子どもたちのために、キャンプ体験の場を設定していることを知りました。

その実行がどんなに大変なことでも、子どもの一日の笑顔のために、命の輝きという、一日の中の思い出づくりのために、決心したすばらしいイベント、胸打たれました。

この宿毛でも、キャンプ、炭焼き、魚釣り、田植え、花植え、芋掘り、植林等々、さまざまな自然体験を、子どもたちのためにという大人たちの優しさが多く目に映ります。

自然体験の場は、多ければ多いほどよい。私の信念です。私どもも、その思いを実行に移しての、4人の子育てでした。

昭和60年ころより、アサリ貝が激減してい

き、自然のままの潮干狩りは不可能に。その後、湊地区の方々の努力にて、稚貝を放流しての潮干狩りが続いていましたが、今はその様相も消えています。

せっかくある干潟です。温暖化等による水の状態悪化が貝の育成に無理なのかと案じたこと、稚貝の調達量が減っているというニュースに心痛めておりましたが、その心配は、今のところなしという漁業指導所の方の言葉です。

今は眠りにについている潮干狩りの場に、命を吹き込み、市民の、また宿毛への観光客の楽しみの場づくりのために、市が中心となり、漁協、地元指導所、PTA等々、さまざまな機関と連携をとり、実現のため、復活のための一步を踏み出してほしいと願われます。

市長のお考えをお聞かせください。

続きまして、教育長への質問に入らせていただきます。

3項目目。教員の児童生徒と向き合う、より深い時間確保について、お伺いします。

過去、意図を同じくする質問をさせていただきました。その質問と意図をつなぐ質問として、教育委員会の取り組みをお聞きいたします。

先生が忙し過ぎる、そう言われて久しい。膨大な事務量、家庭力の低下によって、本来、家庭が受け持つべき課題までもも背負わなければならない現実等々、その原因は多岐にわたったものだと伺えます。

そして、その忙しさが、ゆとりを持って、先生の声かけを待っている子どもたちの中へ入っていき、語らいや遊びなどの触れ合いをもっていく、その大切な時間を縮めているとするなら、残念な、また許されないことだとすら考えます。

いじめや体調不良、学校、家庭への不満、さまざまな子どもたちの心のかげりを、少しでも早く見つける、察知するためには、児童生徒へ向かい合う時間の確保は、いかに重要であるか、

それは教育委員会も認識しておられることと思います。

数ある研修会や事務内容の精査、また先生方と連携して、心の問題に向かい合えるべき存在、スクールカウンセラー、教育相談員等の増員等、教育委員会独自で、また県教育委員会との協議等において、どのようにこの子どもたちと向き合う時間確保のために動かれているか、動いてこられたのか、教育長にお聞きいたします。

続きまして、教育長への2点目の質問。1回目の質問、最後の質問。

尊敬語、謙譲語等に留意した共通語による授業についてお聞きいたします。

この質問の意図は、具体的な授業事例に対する批判の意や、教師の個人的な改善云々というものではなく、将来、社会に飛び立つ児童生徒にとって、この課題は重要な意味を持つという認識を、教育委員会、教員が共有し、さらなる強いその認識の上に立って、授業時間に向かってほしいという希望的提案として、お受け取りいただきと思います。

義務教育9年間、その膨大な授業時間の中に、各教科を教えるその言葉が、丁寧語を基調とし、尊敬語、謙譲語を意識しての共通語、いわゆる標準語を中心とした言語でなされていくということは、自然のうちに正しさに近い日本語の言語学分野の学びが授けられることになり、子どもたちの将来、他者とのコミュニケーションにおいても、職業選択等々の場においても、必ずや利をもたらすと考えます。

また、児童生徒は、たとえ年齢が低く幼くとも、大人と比して、比べて、下の存在でもなく、1個の人格として、大人と対等であるという、忘れてはならない教育者としての心の姿勢を、教育のプロフェッショナルの教師みずからが、みずからの授業にて言葉を発するという重要な行動に、細やかな配慮の肉づけをしてほしいと

の思いもあります。

方言を軽視するものではありません。方言は、その土地固有の生活の中から生まれた、温もりのある大切な言葉です。授業中以外の子どもたちとの触れ合いの時間にまで、共通語のたがをはめてほしいと申すわけではありません。

また、授業中でも、場面場面においては、方言の使用、若者言葉の使用も、授業効果を上げることにつながることもありましょう。

共通語に支えられた授業をとの提案への思い強く、しかし、授業中に共通語に支えられた授業をとの提案への思いは強く、今回、質問としてさせていただきました。

宿毛市の授業状況をかんがみでの教育長のお考えをお伺いします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、有田都子議員からの一般質問にお答えをいたします。

道等の清掃接待班の組織化ということでございますが、19年の第1回、3月の定例議会でも、道に清掃の文化を根づかせるということでの質問も、受けておるところでございます。

議員の清掃文化に対する思い、それからお接待への気配り、本当に感心するところでもございますし、せんだつても、松尾峠までの遍路道を歩く行事にも、参加をいただきました。足のぐあいはいかがでございましたでしょうか。

その前にも、また、実は愛南町の方が、宿毛から松尾峠を越えて、観自在寺まで行くというふうな、トレッキング・ザ・空海、こういった形で、遍路道に文化をということで、このトレッキング・ザ・空海も、実は皆さんにナイロン袋を持っていただいて、道々のごみを拾っていかうじゃないかというふうなものが、1つございました。

その関係で、宿毛市の方にごみも落ちてたよ



というふうなことも、指摘も、去年はされたわけでございます。

宿毛市では、毎年2回、1回だったのを2回にいたしまして、市内一斉清掃クリーンデーを実施しております。

5月のクリーンデーでは、約110団体、約5,100人に参加をいただいております、このとき、ごみが約18トンが回収されました。

秋のクリーンデーでは、あれはたしか小雨の中だったと思いますが、小中学校の生徒、教職員の参加もいただきまして、約、これも110団体、約3,300人が参加されまして、ごみ約5トンが回収されております。

このように、徐々にではありますが、子どもから大人まで参加する清掃活動となっております、市民が一丸となって、自分たちの住む町、通る道のごみ拾い、清掃を行うことは、大きな集団組織化のお接待であるというふうに、私自身も思っております。

また、クリーンデー以外にも、各地区、各団体等におきまして、自主的にごみ拾い、草刈り等を行いまして、毎月、市内のどこかでは、清掃活動がされておりますし、個人でも、朝の散歩のときに、ごみの拾う袋とはしのような物を持って行って、歩いておられる方もおりますし、また、321号線の沿線でございますが、ここでも、ずっとごみを拾いながら歩いておられる方も存じております。

そういった形で、市民の方々に、町をきれいにする、道路等をきれいにするという心が、非常に根づいているというふうには思っておりますが、一方で、まだごみをポイ捨てすると。ごみが18トンもあるということは、それだけ捨てられているということでございますので、やはりごみのポイ捨てをやめる啓発も、やっぱりしていかなきゃいけない。今までもしてきたつもりではございますが、やはりこういうことを

強化していかなきゃいけないんじゃないかなというふうなことを思っております。

きれいな町には、観光客も、お遍路さんも、来てもすがすがしい気持ちで歩いてもいただけるし、ごみのない町、それはもう、本当に素晴らしいことでございますので、市民の皆様には、ごみのポイ捨てを、ぜひやめていただき、また、ごみばかりじゃなくて、落ち葉だとか、そういったものについても、拾っていただいているようでございますので、こういった日々の、皆様方の活動の自主性を尊重して、今、有田議員から提案のございました、清掃接待班でございますか、こういった会を結成してはどうかということでございます。

ただ、今、こういった会が、市民の自主的な取り組みの中でいっていただくのが、本当は一番いいことではないかなというふうに、私自身は思っております、それに、市の職員にも率先して、清掃のものに入って行く。そしてまた、行政支援も、そういったものにしていくというふうなのが、一番いいパターンかなというふうな気持ちを、私は思っております。

市民の自主性を尊重するという形。ただ、行政がやるから来てくれという話ばかりじゃなくて、これはお互いが、行政と市民が協働の関係で、こういったものをつくっていくのが大切かなというふうに思っております。

地域地域で、いろいろな取り組みをさせていただいている。こういった会につきましても、職員の協力も得なきゃいけませんので、庁内で検討してみる価値はあろうかというふうに思っております。

それから、旅館とか、各施設等へ市民の文芸作品関係でございます。

宿毛の情景をよんだ短歌とか俳句と、それから、これらを旅館、店舗、公共施設等に飾ってお接待、おもてなしの心ということで、お遍路

さんとか観光客の皆さんに提供をしたらというふうに言うておられます。これはもう、本当にいいことだと、私自身も思っておりますし、せっかくなつくた作品が、人目に触れないということも、やはりこれは本人も、人目にも少しは触れてもらいたいという気持ちも、少しあるんじゃないかなということがございます。

有田議員も、日ごろから、四国八十八カ所の世界遺産登録であるとか、遍路道のそういった形をしておられますし、婦人会とか子どもたちとともに、お遍路さんにメッセージを残すとか、そういった活動に積極的に取り組まれているということも承知をしております。

私どもも、その公共施設とか、そういった宿とかに、そういったものを、今言った作品を置く、見せるということは、非常に大切だと思います。

予算をかけた取り組みも大事かもしれませんが、こういったお金をかけないで、市民一人ひとりが、それはできる接待であろうかなということも思っておりますので、色紙とか短冊だけではなくて、フォトコンテストをやっておりますが、そういった入賞写真等も、やっぱり人目に触れた方が、宿毛の宣伝にもなるかなというふうなことも思っております。

こういった提案でございます。公共施設でございますましたら、公共ですから、皆さん使う場所でございます。展示スペースの問題等、いろいろございますが、できる限り、そういったものにも尽くしていきたいな。

それから、旅館、店舗でしたら、これ、行政の方で命令するわけにはいかないものですから、そのお店の方々にお話をし、また、作品を制作された方のご了解もいただかなきゃいけないものですから、そういった方の同意を得る中で、可能な施設から取り組みたいなというふうに思っております。

私自身も、この間、中村の税務署に行きましたら、小さなだるま夕日の写真を、宿毛のだるま夕日ということで、税務署が飾っております。本当に小さいものですから、もうちょっと、フォトコンテストで入賞した作品を、できれば大きなやつをどんとご寄贈したら、宿毛市の宣伝にもなるし、中村、四万十ばかりじゃないよと。宿毛にもこういうものがあるよということ、映像と申しますか、写真で、この幡多地域にも置かしていただければありがたいなというふうなことで、商工観光課の方にも、そういう指示はしております。

そういったことで、宿毛の宣伝にもなるということで、非常にありがたいご提案だというふうに思います。

それから、潮干狩り場の復活でございます。

非常に、今、温暖化だろうか、磯やけ現象というのがありまして、昔は、すぐ、磯の方に藻がついて、そこで魚が卵を産卵をして、そして小さな魚でも、非常に、すぐ岸边から魚が見えた。

ところが、今、磯やけ現象が非常にあって、その解消を、やっぱり努めなきゃいけない。

これは、どういう原因なのかということも、やっぱり突き詰めていかないと、その磯やけ現象の解消にはなりませんし、私どもも、磯やけ現象を解消するために、ほかで育てた藻を、その磯やけのところに植えつけるというふうな作業等も、県とか水産庁の指導も受けながら、少しずつ取り組んでいるところでございますけれども、なかなか宿毛湾の沿岸は、宿毛市域は、ちょっと短めでございますけれども、磯やけ現象全面的解消までには至っておりません。

やはり、そういったこととも、アサリがないこと、遠浅であってもアサリがないことの現象にもつながっているんじゃないかというふうなことも、考えられるわけです。

これは、専門家の方の分析とかも、かなりいると思いますが、そういったところで、昔とまた違っている部分があるということで、アサリを放流して、やっぱり皆さんで、そこで潮干狩りができるということは、すばらしくいいことだと思いますし、また、家族団欒の場にもなりますし、そういったことを、できるだけしていきたい。これは、漁協の方とも協力関係をしていかなきゃいけないし、費用もかかることでございますが、あと、稚貝を、どこのものを、どういう稚貝を放流するかとか、そういう場所とか、それから時期とか、いろんなものが絡むと思います。

これ、漁協のご意見もお伺いしながら、また漁業指導所の方のご意見も伺いながら、こういったことができるかどうか、それに予算措置できるかというふうなことも、来年度に向けて、ちょっと考えてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、有田議員の一般質問にお答えをいたします。

最近、小学校や中学校の学校現場におきまして、教員の多忙化により、子どもと向き合う時間が十分確保できていないということが、大きな問題になっております。

文部科学省でも、このことに対して、危機感を抱いております。子どもと向き合う時間の拡充の施策を、何点かを示しております。

まず、1点目に、教員の定員数であります。それから、第2点目として、非常勤講師の活用、それから、3点目といたしましては、地域のボランティアの活用を図ることをあげて、いろいろ本年度から取り組みが始まっております。

教員は、ご承知のように、保護者に続きまして、子どもとかかわる時間が多くて、また、最近、いろいろな問題を抱えている子どもに、

いろいろ熱心に取り組みをしなければならない。いろいろな問題がある子どもがふえております。そのことに対して、十分、対応しなければならないことは申すまでもありません。

本市の事業の1つにも、大島小学校におきまして、多忙化解消に向けた、研究指定校ということで、取り組みをしております。

本年度の9月に、学校支援地域本部事業を導入をいたしまして、地域住民の知識や経験を活用して、多様な学習機会の拡充を図って、地域の教育力の向上を図ることにより、地域全体で学校を支援する体制づくりを推進し、教員の仕事の軽減化を図っております。

そして、子どもと向き合う時間の拡充が図れるように、取り組みを実施をしております。

また、事業面だけではなくて、県の教育委員会に、教員の加配の配置や、事務の軽減についても、要望をしますと同時に、いろいろな教育長会におきまして、多忙化解消についての研修や、意見交換もしております。

議員ご指摘のように、教員が子どもと向き合う時間の確保は、学力指導や、それから生活指導を行う上に、非常に大切な問題ですので、今後も関係機関と協力をしながら、工夫をして取り組みをしてまいります。

それから、2点目の尊敬語、謙譲語等に留意した共通語の授業によるご質問でありますけれども、学校におきましては、言語環境に配慮をして、教育活動を進めることは、とても大切なことであることは、ご承知のとおりであります。

特に、授業の中で、教員は言葉の持つ重大さに留意をしながら、授業を進めておると承知をしております。

基本的には、共通語によって授業展開するわけではありますが、議員もご指摘がありましたように、時と場合においては、少しでも少しくだけた表現とか方言を使ったりする場合があります

し、また、厳しい指導をする場合においては、多少、乱暴な言葉づかいをする場合もあろうかとは思っております。

ことしの3月に、新しい学習指導要領が告示されました。その中におきましても、コミュニケーションや感性、情緒の基盤でもある言語に関する能力の育成を重視しております。

児童生徒がきちんとした言葉づかいで、自分の思いを、自分の言葉で伝えることができるように、学校の現場でお願いをしております。

また、学校以上に、子どもたちと過ごす時間の多い家庭におきましても、言葉づかいの大切さにつままして、十分理解をしていただき、相互に補完をしていく形で、取り組みをしていく必要がないのかと考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 7番有田都子君。

○7番（有田都子君） 7番、再質問をいたします。

前向きなご答弁、ありがとうございました。

1点目から再質問、または確認の意味にて進めさせていただきます。

1点目の、道等の清掃接待班、それを組織化してはどうかという提案をさせていただきましたが、庁舎にて、市長が中心となって、少し考えていくという方向性をお示しいただきました。

確かに、これは市役所の、市の方で、上から下におろすという形の組織体ではなくて、やはり、お接待の形で、お掃除をして、その呼びかけがあったら、そういう1つの組織体があったら、参加したいと、そういう方もたくさんおられます。

そうした意味で、1つの行政と市民との協働的な、1つのそういう形をとることによって、例えば、市が一斉清掃をされるときも、その腕章をつけて、そのお接待班の方が、各家庭に呼びかけに行くとか、もろもろのお掃除に対して

の見回りと申しますか、中心となって、まちを美しくしていくための協力体制を、していくという、協力をしていくという、そういう人たちの集まりというか、そういうものをもってはどうかという提案であります。

もちろん、今後ご検討いただけるということですので、今、ここで具体的な形はお示しさせていただきませんが、実は、ちょっとお聞きしたいことは、宿毛市には、環境指導員さんという方が任務についておられますが、その方が、日々、きょうまでの日々の中で、宿毛市の環境状況を見て、清掃状況を見て、またもろもろ、動いてこられた過程の中で、市の方にご報告のあった顕著な点と申しますか、そういったことがお伝えできることがあれば、お伝えまでしていただきたい。

そして、こうして市中を回る環境指導員が、市におられるわけですから、そういう方たちも、この組織体の、もしそういう組織体が、環境の接待班というのができた場合には、かなめに、中心におっていただいて、さまざまなところを回って、ここはどうしても、これだけの人数でやっていきたいということがあれば、その接待班の中のメンバーを、地域的な形を考える中で、集まっていたりしてやっていくとか、また、いろいろな形の中で、環境指導員さんの位置が、このお接待班の中にあってほしいという思いもするわけですが、一応、今までの経過で歩んでこられた中で、特に清掃に喚起することの報告的なことがあれば、ちょっとお伝えいただきたいと思っております。

それで、私、実はこのような問題、何回かさせていただきますましたが、私を特に突き動かしたことが、最近少しありまして。

実は、コーヒーのご接待をされたある地域の方が、ご接待、どうぞ、お遍路さん、若い女性だったようですけれども、見かけられて、どう

ぞ、雨の降るような寒い日だったと思うんですが、お接待にお呼びしたときに、本当に高知県の人、宿毛の方は温かい声かけや、お接待ということに対して、うれしい思いはすると。

でも、これをどうぞ見てください。そして、このごみを処理してくださいと言って、大きな袋に、ご自分が、歩き遍路さんが集められたごみを、そのおコーヒーのご接待する方に、これを処分しておいてください。そして、世界遺産ということは、どうか口に、今はしないでくださいという言葉が、その方に添えられたそうです。

そして、私がたまさか、このお遍路のことを少しやっているということで、ちょっとその方がお話に来られて、こういう、やはり本当のお客様を迎える市民としての、また宿毛市としての姿勢、確かにいろんな意味で、お接待、真心のご接待はふえています。しかし、根本的に、やはり美しい道を歩いていただくという姿勢、そして、本当に観光客に気持ちよく過ごしていただく空間というものをつくるためには、もっと、本格的に、もう本当に不退転の気持ちで取り組まねばならないのではないかというような話し合いを、その方がお話を持ってこられて、私もお話したことです。

1人の人の、本当に心地よい感覚というものを大事にせずして、観光を言うなかれという思いもすらするわけでした、私とその思いもありまして、今回、こういう組織化ということをご提案させていただいたわけでございます。

今後、きょうすぐ即答的な、すぐには形というお答えはいただけないと思いますけれども、ぜひとも、最大効果をあげるために、いかにすべきか。本当に、もし市長の前に、そういったごみを捨ててくださいと持ってこられたよその方がおられたときに、そこからどう動くとするのか、ということのお考えのもとに立って、

みんなで宿毛市をきれいにしていきたいと、そう願われます。

今の環境指導員さんの件についてのお答えを、1点目には求めます。

2点目、旅館各施設への文芸部門の展示ということは、本当に温かい、前向きのお答えをいただきました。

言葉の持つ力、言葉の人をいやす力、そういうものは、すごく高いものがあると考えます。どうか、これの実行のためには、作品を集め、そして作品の、今、市長も申されましたように、その掲載させていただくところの了解、そしてその作品をまた引き上げる、そしてそれを返す、もろもろの、たくさんの作業があります。

1課でということではなくて、どうか多くの課が認識していただいて、ご協力のもとに、そういう文化薫る、その漂いをお客様に、薫りをかもし出してほしいと、そう願われます。

ご答弁は、この点については求めません。どうかよろしく願いたいと思います。

潮干狩りの復活についてでございますが、潮干狩りは、本当に不思議と、貝掘りというのはうれしいもので、そして、この貝拾いであれば、例えば、身体の不自由な方も、車いすで行って、くまでの長いのを使えば、掘れます。そうして、本当に多くの方が、そうして体の不自由な方も、くまでで掘る。そして、本当に、ああ、うれしい。自産自消ではない、自分がとった物をお汁に。そして、楽しい、そこに心の喜びがあるわけですので、本当に前向きに検討して下さるということで、うれしく思います、一日も早く、そういう賑わいが、この干潟の中にとり返ってくることを願っております。

ただ、今、市長も申されましたように、本当に温暖化ということをあなどれないという、海の状況も、もちろん自然すべてですけれども、そういうこともよく、本当にご研究いただいて、

1つの事業をしたは、すぐ死滅してしまった、稚貝を放流してもということにならないように、一方では、できるだけスピーディーな取り組みを求めますけれども、一方では、気象の関係、温暖化の関係のご研究というか、調査をよろしくお願いしたいと思います。

この点も、答弁は求めません。

それから、児童生徒と向き合う、より深い時間確保について。

教育委員会の方も、私、本当に、先日というか、もう大分前になりますけれども、ある退職された先生とお話しましたけれども、そのころ、46人学級であったと。そういう時があったけれども、何となくという表現は的確ではありませんが、本当に、無事に過ごせてくれた。

今、これ46人のクラスを先生がもつとしたら、それは大変なことであろう。それは今、申しましたように、さまざまな問題が、世の進みとともに起こっているということもありますけれども、本当に、先生は本当に忙しいということ、その認識を教育委員会もお持ちいただいている。そして、そこから、何とかしなければならぬという思いを持ってのご答弁、るるいただきましたことは、非常にありがたく、うれしく思っております。

生徒を見つめる以上の忙しい事務、もろもろは、私はないと。本当にそれくらい思うことでございます。

私も、私事ですけども、46年ほど前です。44年ほど前に、3年ばかり教職についたことがありましたけれども、本当に、何をしたかという。子どもとただ、本当に遊んでた。遊んでたというか、ともに休み時間も遊んでた。日曜日も遊んでた、本当にそういうふうな、本当に子どもたち、時間的に豊かな、豊かな時間があったのかもしれませんが、本当にやっぱり、子どもはそういう触れ合うこと、見つめることに

よって、かわいさがいっぱい増してきます。

ぜひ、その時間の確保をお願いしたいと思います。

それから、1つそこでお聞きしたいことでございますが、研修ということについて、職員、もちろんプロフェッショナルな先生にとって、研修は不可欠であり、大切なものであると思いますけれども、余り、研修が数多く、盛んになるにつれて、教師の、先生方の間に、研修に対する受身の姿勢といいますか、そういう研修を、間接的、直接的な押しつけという形でとらえるという、本当に自分が能動的に、これを研修した。学びたい、子どものためにやっていきたいという、そういう能動的なものから少し離れて、受身の、そういう押しつけという、そういうことを感じる先生がふえているということも、聞くことも、情報として入ってくることもあるわけですが。

今、改めて、研修ということ、先生の側から捉え直して、そして、受ける立場でなく、行う立場ということから、研修会のあり方を考えてみる。そうすることによって、精査することによって、数、本当に必要な研修と、否とのさび分けができて、そして多忙さの警鐘にも、またつながってくるということもあります。この点について、少し教育委員会のご見解をお聞きしたい、そう思います。

それから、最後の、尊敬語、謙譲語に留意した、心を配った授業ということで、このことは、本当に私、以前から、もちろんずっと思って、自分が授業したときも考えてやってまいったわけですけども。

大切なそのことを質問に出す、いつか出させていたideきたいと思っております。このことは、私も、自分の考えというものに対しての、1つの方向性というか、一般質問に出させてもらうきっかけにも、現代学校辞典というのがあ

りまして、そこに、本当に教育長もおっしゃったように、申されましたように、授業中に、その方言と、文化的な、いろいろ地域の文化的な薫りから出た方言とは別に、一国家が、みんなで共通して使うという言葉、いわゆる共通語、標準語をもとにした授業は、非常に重要であるということが述べられていたわけでございまして、今、教育長も、ともに、その考えを申していただきまして、うれしく思っておりますけれども。

本当に、例えば、将来、アナウンサー、また報道関係、また外交的な面、もろもろその職業につく場合に、また入試試験、入社、入試、もろもろのときにも、また文章表現をする場合にも、もちろん、何よりも相手と相手とのコミュニケーションを図るためにも、この言語というものは大切なわけです。

ですから、授業中の長い時間に、自然に身につくということ、特に意識して、これからもやっていただきたい。

そこで、1つお聞きしたいことは、この共通語というのは、抑揚ですね。イントネーション。それが入っているわけです。そして、ちょっと笑うに笑えないような話で、高知市の方と宿毛の方と東京の方とのお話の中で、「いや、雨が降ってきた」といった話の中で、その東京の方が、「どんなあめ、どんなキャンディー、どんなあめが降ってきたの」って。その宿毛の人は、そこで聞かれて戸惑ったという、笑うに笑えない話ありますけれども。

この宿毛市は、私が40何年前に、学校の方で勉強したときに、宿毛という名前が出てまいりました。宿毛市は、いわゆる東京の人、中間の人を集めて、一応、共通語という言葉にしているわけですが、東京とこの宿毛、大月のこの渭南の地域は、共通語を話す貴重な地域なのです。その、初めて私が、18、高校を済

んで学校へ行ったときに、言語学、やっぱり教師になるには言語学を習得せないけませんので、いろいろイントネーション、「あめ・あめ・あめ」こんなことを毎日、そういう時間もあつたわけですが。

そのときに、宿毛の名前が出ました。もう、本当に言語的に幸せな場所にいるのだなといううれしさを感じたものですが、このとき、普通に話す、丁寧にしゃべったときに、すべてイントネーションが、共通語にピタリ合った地域なのです。

それで、高知市は、別にその、さっきも言いましたように、方言は、見下すつもりも何もないわけですが、高知市では全く関西、これ京都なんかも反対なので。

その場合、先生というのは、全部それをもとの、高知、全部、あめがあめ、くもがくも、全部反対なんですね。

でも、それを全部直して、きちっと、もちろん授業されている先生が多いと思うんですが、多いとお聞きしますけれども、宿毛にはそういう言葉の利があるわけですので、本当、そういうことも、子どもたちにしっかり伝えていただいて、その授業をしていただきたいということです。

なお、1つお聞きしたいことは、例えば、高知市の方から、先生に、広域交流で来られて、そういう人は、もちろんイントネーションの場合、反対であるわけですが、そこを意識して、全部、今の、普通の、共通語のイントネーションに直されてされているとは思いますが、その点、ちょっと把握できているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思うんですが、そこまでは。

それは、あれかもしれませんけれども、宿毛のそういう言語が、非常にすばらしい、共通語に合致した地域であるということは、よく知っ

ていただきたいと思うわけです。

本当に、私、最近、教師への手紙というのを  
読ませていただきまして、本当に卒業して何年  
もたった子どもたちが成長して、その人たちが、  
「先生、今だから話せるから、お手紙書きます」という、厚い本を読ませていただきましたが、その日々の学校の中で与えられた、たった  
1つの言葉が、言葉が、本当にその人の、その  
子どもの一生を左右し、一生のかげりか明るさ  
かを与えて、一生、引きずっていく。引きずっ  
ていくというようなことを、そのお手紙から受  
け取りましたけれども。

どうか、日々の授業の中の言葉に、笑顔と愛  
護を添えた共通語の授業をと、ぜひお願いした  
いと思います。

今申しました2点について、お答えいただき  
たいと思います。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、有田議員の再質  
問にお答えいたします。

環境指導員から、いろんな報告を受けている  
かということと、清掃接待班等ができるようで  
あれば、その中核にというふうな、環境指導員  
をですね、そういうことでいかがかということ  
でございましょうか。

環境指導員の委嘱は、13年度から1名を委  
嘱しております、不法投棄だとか、放置自転  
車等の調査、それから回収、それから不法投棄  
をしないようにという指導ということを実施し  
ているところございまして、宿毛市の不法投  
棄の状況であるとか、放置、廃棄物の集計表、  
そういったものについては、統計として出して  
いただいているということが、主な仕事になっ  
ております。

そういった形で、結構、自動車の廃棄だとか、  
テレビ、洗濯機、冷蔵庫、タイヤとか、そうい  
うものを把握するだけでも、非常にもう環境指

導員、大変な仕事をやっていただいております。

そういう中で、こういう報告を受けまして、  
あと清掃公社と環境課等が行きまして、その不  
法投棄されている物の回収だとか、そういうも  
のを実行部隊がやっていくわけでございますけ  
ど。

もう1つ、今、有田議員がおっしゃったよう  
な、ひとつ高い位置でのというふうな話につい  
ては、やはりもう1つ、部隊という言葉を使っ  
ていいのかわかりませんが、1つやっぱ  
り会をつくって、そういうものをしていかないと、環境指導員に全部ということだと、非常な  
負担が、やっぱりまいりますので、やはり環境  
指導員の方は環境指導員の方で、今まで、もう  
これがなくなっただけであればありがたいんで  
すけれども、その放置がですね。

環境指導員の手をわずらわさなくていいよう  
な環境、やっぱり我々がつくっていかなくやい  
けないかなという気がしております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、有田議員の  
再質問にお答えをいたします。

まず、1点目の研修を、押しつけのような研  
修にならないようにというご助言がありました。  
とても大事なことだと思っております。

いやいややらされる研修は、身になるもの  
ではありませんし、それは到底、子どもの中に生  
かしていけるものではないと考えております。

宿毛市といたしましては、教育研究所を中心  
に、できるだけ、自主的に、自発的に研修に取り  
かかれるような組織づくりを、今、進めてい  
るところです。

研修の中には、どうしても、特に高知県、大  
阪府、この前、知事さんの方でもいろいろと、  
にぎやかなご発言がありましたけれども、学力  
低下が盛んに論議をされているところで、高知



県も、今、問題にされているところですが、その学力向上に向けての研修は、教育委員会がどうしてもやらなくてはならないというような、強制はしておりませんが、学校の中から、どういうふうな取り組みをするかということで、それぞれ担当の者が集まって、教育研究所の中で研究を進めていると、こういう状態でございます。

それでよろしいでしょうか。

それから、第2点目の共通語を使って授業を展開することについては、先ほど、私の方から、教育委員会の意見として述べさせていただきました。とても大事なことであります。

僕も、幡多地域、特に宿毛市はアクセントが共通語に、標準語に近いと、僕も思っておりますし、高知市の方から来た先生については、確かにアクセントが違うことがありまして、子どもにも、ちょっと授業をするときに戸惑いがあるかもしれません。こんなふうを考えております。

そのことについて、高知市の先生に、特別、こんなことを注意してくださいという話をしたことがありませんけれども、大事なことです。校長会等で、できるならば標準語で、近い形で授業展開をしていただきたいという願いをしたいと、今、考えております。

それぐらいしか、ちょっと今は思いつきませんが。

以上です。

○議長（宮本有二君） 7番有田都子君。

○7番（有田都子君） これ以上の質問はいたしませんけれども、本当に前向きのお答えをいただきまして、ありがとうございました。

ひとつ、先ほど、お接待のところで述べさせていただきました200個ほどの布の袋をつくりまして、その中に、「お遍路さん、頑張ってくださいね。足を気をつけて、風邪をひかない

ようにね」という子どもたちの手紙と、私ども婦人会のメンバーですけれども、一步一步の尊さ、どうぞ旅の安全をお祈りいたしますとかいうメッセージと、飴玉と、クッキーなどを五、六個入れた袋を、200個、延光寺や、雨の日など、道道でお配りさせていただきましたが、そのお手紙、お手紙を見られて、お遍路さんが、お手紙をまた子どもに送ってきてくださってます。どんどん送ってきてくださってます。

そしてそして、そのことでまたお電話を掛け合ったりして、本当に交流ができておるわけですが、これは、単に私どもが、別にした接待のことだけでは、袋を配って、お接待袋を配ったという行為ではなくて、宿毛の市民、宿毛市の行政、そして市民の皆さんへの、本当にお接待という温かい心でお迎えいただくということへのお礼だと、本当に思っておりますが。

本当に、心に花が咲いたようで、宿毛が大好きになりましたというお手紙を、たくさんもらっているということを、最後に申し添えさせていただきますながら、終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮本有二君） おはかりをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時42分 延会

平成20年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第7日（平成20年12月9日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第20号

議案第20号 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第20号

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

13番 山本幸雄君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君  
次長 児島厚臣君  
議事係長 岩村研治君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
副市長 岡本公文君  
企画課長 岡崎匡介君

総務課長	出口君男君
市民課長	弘瀬徳宏君
税務課長	美濃部 勇君
会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	小栗幹夫君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	立田 明君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育長	岡松 泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中 純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 皆さん、おはようございます。5番の浅木でございます。ただいまから、一般質問をいたします。

まず、市長の政治姿勢について、次の4点を質問いたします。

まず、1番目に、地球温暖化抑止対策についてであります。

その1番目として、地球温暖化を抑止することの重要性について、市長はどのように考えられておられるか、お伺いいたします。

今、地球温暖化問題が国際的にも大問題となっておりますが、農林漁業などに従事している方と対話をしていると、地球温暖化の問題が、話のそこここに出てまいります。

自然条件を相手にして、仕事をしていけば、この温暖化問題に敏感になり、皆さんが将来のことを心配されていることがわかります。

温暖化による地球規模の気候変動によって、2003年には、欧州を襲った熱波によって、3万5,000人が犠牲になり、大型ハリケーンやサイクロンなどによる被害も拡大しております。

北極海の氷や、各地の高山の氷河も解け、人々の暮らしに大きな影響が出つつあります。

日本でも、真夏日の増加、台風の大型化、集中豪雨の増加など、日常生活が脅かされる気象となっております。農業では、稲の高温障害や、ミカンの生育不良、海ではサンゴの死滅、大型クラゲの大量発生など、農林漁業への影響も出始めています。

現在、地球の気温は、約200年前の産業革命のころと比べて0.7度上昇しているようがあります。

加えて、既に排出されてしまった温室効果ガスによって、これから20年間に0.4度上がると予測されています。

もし、このままのペースで二酸化炭素を出し続けると、この世紀の末には、平均気温が最大で6.4度上がり、地球環境と人類の生存が脅かされる破局の事態となってきます。

何としても気温の上昇を2度以下に押さえ込む必要性を、世界の科学者たちは説いているわけでございます。

そして、上昇を2度以下に抑えるためには、2015年までに減少に転じさせ、2020年までに、先進国は25ないし40パーセントの削減をすること。そして、2050年までに、温室効果ガスの総排出量を1990年比で半分以下に抑え、その後、さらに削減させ、この世紀末には、大気中の二酸化炭素濃度を安定させることが求められています。

1997年に京都市で開かれた気候変動枠組条約第3回締約国会議で合意された京都議定書で、2008年から2012年を第1期約束期間として、先進国全体で温室効果ガスを、1990年の比較で5パーセント削減の目標と、国別の削減目標が決められました。

削減目標が12.5パーセントのイギリスは、既に2005年までに目標を上回る15.7パーセントを削減し、2010年までに23.7パーセントの削減となる見通しであります。

また、ドイツでは、21パーセントの削減目標に対して、既に18.7パーセント削減に成功し、2010年には27.5パーセントまで削減する計画であります。

ところが、日本は、6パーセントの削減目標に対して、1990年以降の排出量を7.8パ

一セントも増加させたため、2012年までの削減量が13.8パーセントになってしまいました。ドイツを初め、北欧諸国の政府が、風力発電や太陽熱発電などの自然エネルギーに切りかえたのに対して、日本政府は排出量の約80パーセントを占める産業界や、独占的電気企業に対して、必要な対策を指導しないため、温室効果ガスの排出がふえ続けているものであります。

温暖化対策について、一般マスコミも社説で、政府がもっと積極的にという見出しで取り組みを求めています。

地方自治体としても、同じ立場にあると思いますが、このことについて、市長の考えをお聞かせ願いたい。

2番目として、温暖化を抑止する方法について、お伺いします。

私は、抑止するためには、二酸化炭素の排出そのものを抑えることと、吸収力を高めることだと思います。そして、排出抑制のためには、生産活動では、企業等の省エネ対策、生活様式では省エネ機器の普及、省エネ生活への啓蒙活動が必要かと思われます。

排出抑制のもう一方は、エネルギー転換であります。石油や石炭などから、自然エネルギー、再生可能なエネルギーへの切りかえが必要であります。北欧の国々のように、風力や太陽熱、あるいは地熱を利用した発電所の普及、谷川の水を利用した小型水力発電や、木材関係の燃料も再生できるエネルギーであります。

その他にも、有機質が原料となるバイオマスエネルギーなど、取り組みれば多くの自然エネルギー資源があります。

市長は、さきの9月議会で原油高騰対策を求めた私の質問に対して、石油などに頼るのではなく、自然エネルギーに転換していくことの必要性和、ハイブリッド車のような燃費の効率化、

省エネを強調されましたが、今回は温暖化防止対策という点から、第一次産業だけでなく、一般的なエネルギー政策をどう転換するのかについて、所見をお聞きます。

もう一方の吸収についてであります。世界全体で二酸化炭素の排出される量は260億トンといわれています。そのうち、約100億トンは、自然界が吸収しているとされていますが、この吸収能力を高めることが大切であり、その主役である森林の整備は重要であります。

宿毛市は、森林率が約84パーセントにも達しておりますが、こうした吸収源育成を含めた温暖化対策について、どのようにお考えかお聞きます。

3番目に、宿毛市としての温暖化対策について、お伺いします。

先ほど述べたように、政府が温暖化抑止対策について、極めて消極的なものに対して、各地の自治体では、危機感を持って、積極的に対策を進めているところが見られます。

まず、地球温暖化推進法に基づく地域推進計画策定は、今後、どうしていくのか。また、実行計画の振興状況について、ご説明を願いたい。

そして、宿毛市として、これから温暖化抑止について、どのように取り組むのか、全市民あげてという観点から、市民への普及、啓発活動をどう進めるのかについても、ご説明願いたい。

続いて、大きな見出しで、在宅用火災報知器の設置についてであります。

2004年に、消防に関する法律が改正され、共同住宅はもとより、個人住宅についても、住宅用防災機器の設置が必要となっています。

新築住宅については、既に2006年から建築時の設置が義務づけられています。

一方、それまでに既に建築し、住んでいた住宅についても、2011年の6月11日までに設置することが求められています。

このことを知った多くの市民の皆さんから、どのようにしたらいいのかということもありますが、特に高齢者の方につきましては、逃げるために、大変困難ということもありまして、早期発見、これが非常に重要であります。また、障害者、介護を必要とする方も同じであります。

こうした災害弱者の命を守るために、現在、各地で火災報知器の設置費用を助成する自治体がふえております。

宿毛市においても、火災報知機器の設置について、助成を求める声もお聞きしますので、災害弱者の命を守るために、ぜひご検討いただきたい。

なお、法改正を利用した悪質訪問販売等の被害に、市民が巻き込まれないよう、広報等による周知を徹底する必要もあると思いますので、この点についてもお伺いいたします。

3番目に、後期高齢者医療制度についてであります。

75歳以上の人を、すべて後期高齢者と名づけて、国民健康保険等から切り離し、これまで保険料を支払う必要のなかった人からまで、年金天引きで高い保険料を取り立てる。しかも、75歳以上だからと、医療差別を持ち込むなど、高齢者の生活と尊厳を踏みにじる後期高齢者医療制度が始まってから8カ月が過ぎました。

この制度については、施行前から、中止や撤回の国民的運動が高まり、政府自身が不備を認め、制度の一部凍結をしてのスタートでありました。

私も、昨年の12月議会で、このことについて一般質問をし、高齢者いじめのこの制度の撤回を求めたことでした。

制度が始まった4月以降、さらに国民的批判は広まり、見直しや廃止を求める署名は600万筆を超え、意見書を採択した議会は、全自治体の3割を超えています。

参議院では、6月6日、野党共同提案の廃止法案が可決され、現在、衆議院に送付されております。

なぜこんなひどい制度をつくったのか、政府の説明をわかりやすく言えば、75歳以上の人は、複数の病気にかかりやすく、治療にも時間がかかる。認知症の人も多い。いずれ死を迎える。要するに、やがて死ぬのだから、お金をかけるのはもったいないと、こういう考えではないかと思います。

この制度に対して、国民の中から、姥捨て山制度だ。はよ死ね保険だとの批判があがり、市民の日常会話の中でも、「どうせ後期高齢者だから」との言葉が出てくるなど、人々の心まですさみつつあります。

国民的批判に押されて、政府も一部、見直しに踏み出しましたが、75歳で人生に区切りをつけ、医療差別をしていることや、年金からの天引きの取りやめなどはしていません。

昨日、有田議員が、たびたび発生する凶悪事件に対して、大きな懸念を表明されていましたが、私は、政治が高齢者を、これまでないほどに痛めつけた1年であったと思います。

こうした悪政も、直接の実行は、地方自治体が負わされ、住民の批判の矢面に立たされるわけであります。

宿毛市としても、この制度実施に当たり、市民とのトラブルの発生がどうだったのか。数字的には、後期高齢者医療制度への加入者数、障害を持った65歳から74歳の方の加入状況はどうなっているのか、保険料の平均月額と、徴収方法についても、また年金天引、口座振替、通知書による納入の別についてもお示し願いたい。

また、制度が実施されてから、市民からあがっている次の問題点について、市長の所見をお聞きいたします。

1 番目に、75歳の高齢者だけが邪魔者扱いされ、別保険にされたことに、市民の多くが納得していませんので、可能なご説明をお願いしたい。

2 番目に、政府は、7割の人は保険料が安くなると言っていたが、世帯で見ると、実際にはそうはなっていない。世帯としての負担がふえたとの訴えが多い。また、今後2年ごとに保険料を引き上げることについては、余り説明されていません。

政府に都合のよい説明ばかりが目立つが、本当のことを説明するべきではないか。

3 番目に、4月から約884万人が天引きされていたが、10月から、新たに325万人が天引きされるようになり、合わせて1,209万人が年金天引されています。消えた年金、消された年金など、年金未払問題は解決しない。物価がこれほど上がっているのに、年金額は引き上げない。

そして、何が何でも天引きしようとしていることに対して、全国で不服審査請求を起こすなど、大きな怒りとなっていますが、市民の怒りをどう受けとめているか、お聞きいたします。

4 番目に、後期高齢者も保険料が未納になれば、保険証を取り上げ、資格証明書を発行するようではありますが、宿毛市の後期高齢者で、保険料の支払いが滞っている人が、現在、何人か。このまま未納が続けば、本当に保険証を取り上げするのかをお聞きしたい。

5 番目に、政府がこうした制度をつくり、自治体に押しつけてきたため、今日の諸問題が発生しているわけではありますが、市長は、高齢者いじめのこの制度の廃止を求める考えはないか、お聞きします。

最後に、市庁舎等の維持管理について、お尋ねします。

築45年を超え、宿毛市の庁舎も老朽化し、

迫り来る大地震に耐えられるのかとの議論もありますが、現在の財政事情の中では、新築は困難との話も聞いております。

そうした中でも、庁舎内外の階段へ手すりを設置するなどの安全対策や、本格的な禁煙や分煙に取り組むなど、安全、健康対策にも取り組んでいただいているところでございます。

そうした中ではありますが、なおご検討いただきたい点があり、提起いたします。

私は、宿毛市の庁舎は、宿毛市の玄関であり、宿毛市の顔でもあると思います。そういった面から、古いなりに整理整頓とともに、破損箇所は早期に改修し、市民の皆さんが、気持ちよく訪れることができる施設管理が必要ではないかと思っております。

例えば、庁舎各課を結ぶ通路や階段に敷き詰められたタイルがはがれたままのところ。破損箇所をガムテープでとめ、長期にそのままのところなどがあります。

担当課は、財政困難で補修できないということでもあります。

市民に財政困難を理由に、市民要求を断っている立場もわかりませんが、壊れた庁舎を修理するぐらいの予算執行は、市民の合意が得られるのではないかと思います。特に屋外のトタンなどの構造物は、さびが広がってしまう前に塗装するなどの方が長持ちし、経費節減にもなるのではないかと思います。

荒れてすさんだままの環境であれば、そこで働く人、訪れる人の心にも影響が出はしないかと心配するところでもあります。

本庁舎のみならず、公共物は、古いなりに補修や手入れを加え、気持ちよく、そして長持ちするように使用するべきではないかとの思いから、このことについて、市長の所見をお伺いし、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。  
市長、浅木議員の一般質問にお答えいたします。

少し、通告の内容とかなり違った部分もございますので、それに、今の質問に対して、できる限りお答えをさせていただきたいと思っております。

非常に、通告部分が違っている部分だと、用意をしてない部分もございまして、その辺はご容赦をお願いしたいと思います。

まず、地球の温暖化防止対策で、抑止対策でございまして、浅木議員の見解も、かなり承りました。自然エネルギー採用であるとか、全般のエネルギー対策とか、これ、新聞等でもいわれております、論文等でもありますし、いろいろな対策をとらなきゃいけない。こういうものにつきましては、私自身も、行政方針におきまして、地球温暖化防止のために、世界じゅうの国や都市が、一層、ともに協力していかなくちゃいけない深刻な問題であるというふうなことを感じておりますし、また、過去の議会答弁におきまして、小さいことからやっつけていこうというお話もさせていただいております。

今、ご提案のありました、いろいろな抑止策、それから温暖化防止に、どうしていくかと。状況についても、例えば海が、我々の海も少しずつ温度が上がっているようでございまして、魚の回遊の経路も少しずつ違っている。

それから、魚のとれる場所での時期が違ってきたというふうな話も、漁師の方々からも聞いております。

だから、そんなものが、全体的に温暖化の影響かなというふうな、私も専門家ではございませぬけれども、そういうふうな話も聞いております。そういったことでの、世界的な温暖化抑止ということでございまして、いろいろな策があると思っております。ただ、この策に対しても、インフラの整備がなかなか追いつかない。我々の財政状況では、すぐに、例えば太陽熱発電に

やろうとか、風力発電やろうかと申しまして、いろいろな経費的な問題もございまして。まだまだ、太陽電池の値段も高うございまして、これが経済産業省なんか、力を入れて、できるだけ太陽電池なんか、安くしていこうというふうな話も聞いておりますし、こういった、いろいろ政府も取り組んでいるような施策に対しまして、私どもが使えるもの、できれば取り組んでまいりたいと、こんなふうにも思っております。

ただ、我々ができること、今できることからやっつけていこうというふうな感じで、先ほども申しました過去の議会答弁においては、レジ袋の削減だとか、それから、マイバッグの配布であるとか、ごみの排出の抑制、そういうふうな、物に関する取り組みを、年間通じて行っているところでございまして。

これらの小さなことから、やっぱり始めて、温暖化防止対策の第一歩とするということも必要であると、私も認識しておりますので、これを実行していくということが大切かなというふうに思います。

市庁舎内での、まずできることと申しますと、地球温暖化対策推進法の20条の3というのがございまして、この条文、ちょっと読ませていただきますと、市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全、及び強化のための措置に関する計画、これを地方公共団体実行計画というふうに名づけておりますが、これを策定するものとするというふうに決められております。

これによりまして、平成18年度から、私どもは宿毛市環境保全率先行動計画を定めまして、市民に率先してCO<sub>2</sub>の削減に向けた行動を実施しているものでございまして。



その内容を、事例的に紹介をさせていただきますと、電力使用の削減ということで、朝の8時半から始業でございますが、20分までは照明はつけないで、職場照明の点灯は8時20分からと。市民の方がおみえになる場合もございますので、8時20分からの職場照明の点灯をしております。

それから、昼休みには、市民の方がおみえになる窓口についてはつけておりますが、ほかのところにつきましては、消灯を励行しております。

それから、終業時の17時30分以降、これは不要な部分では消灯をしております。

それから、不用時の、使わないときのパソコン、プリンター、コピー機の電源は断線しております。それから、退庁時の電気器具の電源を切る。それから、室内温度の適正化、冷房と暖房の温度でございます。ただ、市庁舎の場合のこの冷暖房、ここの庁舎は、この議会棟はいいんですが、庁舎内は機械が古うございまして、温度管理というものがなかなかできない状況でございまして、あとで浅木議員からも、まだ質問もございました市庁舎の修繕管理ということにもつながろうかと思っておりますので、これ、非常に適正化の思いはあるんですが、このコントロールがなかなか、機械が古くてできない部分があります。

それから、紙の関係ですが、印刷物を両面に使う。それから、裏紙の有効利用もしております。

この答弁作成をしまして、私の部分は、裏、白紙でございますが、この部分についても、再利用をして、あとで裏を使うというふうなこともやっております。

それから、紙なんかも、分別収集の徹底をしておりますし、環境保全活動追跡チェックリストによりまして、これ、リストをつくっており

まして、各職員に周知励行しております。

結果報告は、どういったことを、どうしたかということにつきましては、事務局で取りまとめをしまして、広報にてこれを公表しております。

結果を申し上げますと、職員に地球温暖化や循環型社会の推進の大切さを認識をさせた効果はあると思います。また、紙類、今言いましたように、丸めてポイっと捨てるんじゃないで、紙類は保存して、分別の資源として出しております。これ、リサイクル業者さんへ紙類を4,640キログラム引き渡しております。

その結果で、庁舎内の大部分を、今まで占めていた紙ごみが激減をしております。平成19年度でございますが、公共用のごみ袋の購入はしなくて済みました。

それから、消灯の、灯を消す消灯の励行は、窓口市民サービスへの影響を来さないような配慮は、先ほど申しましたようにしましたが、1年間で552キロワット削減しております。CO<sub>2</sub>換算では、21万1,968という、細かい数字でございますが、削減したものと推定をしているところでございます。

また、市民への啓発等でございますが、やはり市民一人ひとりが、この二酸化炭素の排出を減量しまして、私たちにできる4Rと呼ばれております、リサイクル、再利用でございます。それから、リデュース、これはごみの減量をします。それから、リユース、再利用、再使用でございます。それから、リフューズ、これは購入、要らない物は購入しないというふうな取り組みとか、エコドライブ、車のアイドリングストップであるとか、急発進をしないとか、そういったものの実践。

それから、待機電力をカットするためのコンセントの引き抜き、これなどは、市民一人ひとりが実行可能なものでございますので、身近な

ことからしていただきたいというふうなことを訴えておるわけでございます。

ぜひ、この場でもお願いをして、市民の方々にこういった身近にできることから取り組んでいただきたいなというふうなことは思っております。

次に、住宅用の火災報知器の設置でございます。障害がある方、生活弱者の方々につきまして、障害があることによりまして、火災の感知とか避難が著しく困難な方につきましては、障害福祉サービス、地域生活支援事業の日常生活用具給付事業というのがございますが、これで一定の障害等級などの条件を満たす方については、火災報知器設置費用の一部、または全額を助成することとしております。

基本的には、火災も地震や津波等の自然災害と同様、まずはご自身、ご家族の安全を第一に、日ごろから安全対策自主防災に取り組んでいただきたいというふうなことを考えております。

火災報知器も災害対策の1つと考えていただきまして、それぞれのご家庭で、日ごろから防災対策に取り組んでいただきたい。火災を起こさない注意を、ぜひ日ごろからしておいていただきたいというふうなことを思っております。

次に、火災報知器の設置と、その悪質な訪問販売等の注意及び周知でございますが、これは、来月号の広報すくもから、周知に向けて掲載していくこととしています。

また、防災訓練とか、自主防災組織の避難訓練の際にも、設置に向けて呼びかけてもまいりたいと、このような、あらゆる機会をとらえて、そういうことをお願いもしてまいりたいと、このように思ってます。

次に、後期高齢者医療制度でございますが、この件につきましても、少しというか、ちょっと違ったところがございますが、私の見解をということでございます。

後期高齢者医療制度、先ほど浅木議員からもいろいろご説明もございました。私自身も、75歳以上の方を、こうやって区別してやることには、問題があるんじゃないかという思いは抱いております。実行の段階で、やはり高齢者の方々、本当に困っているんだというふうなことも、私自身も感じております。

そして、特別徴収、年金からの特別徴収ということもやっておられる。けど、この特別徴収も、やっぱり年金から全部取っていくんでは、その人の生活ができないんじゃないかというふうなことも思っております。国にも要望もしております。

それから、低所得者層からの保険料というものも、容赦なく取るんじゃなくて、低所得者に対しては、配慮をさせていただきたいというふうなこともお願いもしておりますし、市長会へ提案したものを、1つ紹介させていただきますと、まず、1つは、名称が悪いということ。前期だ後期だとかいう、人間をそうやって年齢区別すべきではないんじゃないかと。

それは、行政用語として使用することは構わないかもしれませんが、やはり国民に対して、そういった言葉で区別するということが、私は不快な思いを持たれてしまうんじゃないかというふうなことで、まず、名称というより、その前には、1つお答えさせていただきますと、どうしても我々、法律が通ったら、その法律に従わなきゃいけない義務がございますので、やはり、その法律が悪ければ、またそれを、法律を変えていただきたいということも言わなきゃいけない。

国に対して、こうしてほしい、ああしてほしいということも、制度が決まった後でも、これは言える話でございますので、そういうことも言っております。

名称が変わるべきではないかということも、

お願いをしております。

また、この資格証明書の発給のこともございましたので、自分自身は、今まで後期高齢者医療制度ができる前までは、国保で老人とか、公費の医療受給者は、資格証明書の交付適用除外とされているじゃないかと。だから、後期高齢者医療制度になったからって、1つの保険になったからといって、それ資格証明書を取るのをおかしいじゃないかということは、ここの中でも、文書に書いて、市長会でも出しております。

だから、未納者対策について、他の効果的方法が、効果的なものがあるんじゃないかというふうなこともありまして、資格証明書の交付制度を廃止することを求めるというふうな形で、市長会でも、宿毛市の方からは出させていたいただいているところでございます。

こういった形で、年金から特別徴収で取る。それも容赦なく取るんじゃないくて、やはりその所得に応じた、年金に応じた形で取らなきゃいけないもんであったら、これは1つの効果的なものであるかもしれませんけれども、本当に低い年金だけで、どれぐらいの年金もらっているかは調べればわかることではございますので、そういった形でやっていくんじゃないかというふうなことを思っております。

それから、これ2年ごとに見直すというふうなことの保険料改定があります。これ、医療費の動向等に合わせた保険料の設定は、制度の安定的な運営からも、これは必要じゃないかなと思います。

ちなみに、介護保険料は3年ごとの見直しというふうなことでございますので、医療費が上がったり下がったりする部分がございますので、それはあるかなという事は思います。

制度の廃止を求めろとかいう話もありますが、私どもは、やはりこの制度が、今始まっております。始まっておりますけれども、不都合な部

分について、また市民にとって、非常にづらい運用をしなきゃいけないということについては、やっぱり制度を変えていただきたいというふうなことを、国に対しても、この市長会を通じて話もしておりますし、まだまだこの制度、また政府の方でも、いろいろ変えたりしているようではございます。そういったことの動向を見ながら、やはり市民のため、高齢の方々の困らないような制度を求めてまいりたい、このように思っています。

次に、市庁舎等の維持管理でございますが、浅木議員からいろいろご指摘もあり、いろいろ提言をいただきました。本当にありがたい提言でございます。恐縮を、反対にしているところでございます。

やはり手入れをしないと長持ちをしないということもでございます。

本庁舎は、昭和38年に建設した建物でございます。これは年々、施設の老朽化が進んでいることは、皆様も見た目でもわかるというふうに思います。

適宜、改修工事とか、修繕を行いながら、維持管理には努めているところでございまして、実は、市長室も、お客様のところでは見えないんですが、私の座っているところは、じゅうたんめくれてボロボロでございます。あそこを何とかガムテープでも隠さなきゃいけないなと、私、いつもあそこで足引っ掛けて、ずっけそうになります。

そんなようなところもございまして、実は、この議会棟の裏側の方も、壁が落ちそうな危険な状態がございまして。そういったところも、やっぱり直していかなきゃいけない。

これ、本当に安全にかかわる話でございますので、これはまた、予算として計上させていただきますので、このときはまた議員の皆様には、ご賛同は願いたいというふうなことは思っ

おります。

本当に、財政状況が厳しいからといって、市民が来られるところの安全について、ほったらかしにしておくわけにはいかないという思いでは、いっぱいでございますので、総務の庁務担当の方の見回り等、いろいろしたり、市民からのご指摘の部分につきましても、ぜひ修繕を、改修とか修繕をさせていただきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 再質問をします。

その前に、先ほど質問した中で、市長は答弁しにくいという部分もあったかもわかませんが、数字的なものを求めてあったんですが、それについても、一緒に報告してもらいたいと思います。

担当課長の方で報告してもらって構いませんので、ぜひ、よろしくお願いします。

○議長（宮本有二君） 市民課長。

○市民課長（弘瀬徳宏君） 市民課長、浅木議員の一般質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度の被保険者数について、ご質問がありました。

10月末現在で、3,610名の方が、被保険者となられておられます。そのうち、75歳以上の方は、3,481名であります。

続きまして、65歳から74歳までの一定の障害者と認定された方ですが、216名おられます。そのうち、後期高齢者医療制度には、129名の方が加入をされております。

それから、後期高齢者医療制度の平均保険料は幾らかというご質問があったかと思いますが、宿毛市の平均保険料は、3万9,422円、これは追加対策後の平均保険料です。

ちなみに、県は、5万2,826円、県下平均ですね。それから、国の平均は、6万5,0

00円というふうに聞いております。

それから、特別徴収をされておる、年金からの天引きをされておる方は、宿毛市では2,707名、普通徴収、納付書で納めていただいております方は、903名。そのうち、口座振替をご利用されておられる方は、49名おられます。

それから、国は、7割の方が、保険料が低くなったと聞いているが、宿毛市ではどうかというふうなご質問があったかと思いますが、この部分につきましては、私どもの方では、そういった調査はしておりません。

といいますのは、社会保険なんかの被用者保険に、ご自身が勤務されておって、ご自身が加入されておられる方、こういった方が100名ほどおられるわけですが、この方々の被用者保険の保険料を確認することができませんので、後期高齢の保険料との比較ができないこと。

それから、国民健康保険から、後期高齢者医療制度に加入された方につきましても、世帯全員で移行されたのか。それから、一部の方が移行されたのか、それと、その方に固定資産税が課税されておったのかどうか。

これ、ご承知のように、国民健康保険税においては、国保税の算定において、資産割というのがございますので、そういったことも大きく、要因としてはあろうかと思えます。

したがいまして、宿毛市では、こういったそれぞれの方の保険料が、3月までの保険料と4月以降、後期高齢者医療保険制度に変わってから高くなったのか、低くなったのかというのは、調査はしておりません。

なお、被用者保険の被扶養者であった方、この3月までですね。この方が、約600名ほどおられるわけですが、この方の保険料は、今年度は、6カ月間は徴収しない。残り6カ月間は、9割を軽減しますよということで、年間の保険料が2,428円になったわけですがけれども、

この方々については、3月までは、ご自分の保険料としては、お支払されてなかったわけですから、2,428円といえども、この約600名の方については、増額になっております。

逆に、保険料が、今回の追加対策で8.5割軽減された方の、約、宿毛市では1,800名ほどおられるわけですが、この方の保険料は、この8.5割軽減されたことによって、年間7,200円になります。

したがいまして、国民健康保険税の、宿毛市の国民健康保険税の最低額が、7割軽減が適用された方の保険税が1万4,100円ということになってますので、この約1,800名の方については、確実に減額になっております。

ですから、3,600名のうちの1,800名ですから、半数の方、約5割の方は、確実に減額になっておるということです。

それから、未納者についてのお問い合わせもあったかと思えます。

4期の督促状を送付した方は、143名です。ただし、内容を確認してみますと、年金からの天引きというふうに聞いておったので、私は、もう納めておったというふうに勘違いしておったとか、それから、この3月まで、国保税を口座振替をしておったので、後期高齢でも当然、その口座振替がそのままなされておったのかと思っておったというふうなお話もよく聞きますので、これから、我々も年度末に向けて、皆さんにそういった誤解のないように、啓発をしていきますし、それからまた、未納者の方にも、今後、担当として当たっていきたいというふうに考えております。

そうすることによって、ご指摘のありました資格証明書を交付するというののないように、努めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 5番、再質問をいたします。

まず、温暖化の問題についてであります。この中では、市長の所見も伺いましたが、やはり現実に、世界的規模で温暖化が進んでいるということは、現実でございます。

市長、先ほど、海も荒れているというお話でございましたが、私が先ほど述べました260億トンの排ガスがあると。CO<sub>2</sub>があるということを行いました。そのうち100億トンは、吸収されているというふうに述べました。

そのうち、かなりの部分が、海が吸収しているということがあるようでございます。海へ吸収するとか、溶け込んでいるわけでございますね。

森林が一番多いというふうに、一般的には考えられるわけですが、私の知るところでは、海へ溶け込む部分も、それと同等ぐらい多いというふうに聞くわけです。

そういったことから、今、市長のお話にありましたように、海が酸性化していくということにもなってくるんじゃないかと。

きのう、有田議員の一般質問の中でも、そういう海の荒れを指摘しておりましたが、やはり、CO<sub>2</sub>をふやすことによって、海まで荒れていくということでございますので、これについては、今、お話のありましたように、やはり一般的に削減をしていく。

これ、地方自治体では、当然、やっていかないかんわけですが、やはり、地方自治体でもやっているところはあるわけですが、政府の姿勢が極めて消極的などいうところに問題があるわけです。

例えば、ドイツやノルウェーですね。ここの国については、積極的に、それを取り組んでいくということで、ある面では、経済政策の柱にもしているということなんです。

太陽熱発電所や、そしてまた風力発電、こういったものを、産業おこしの起爆剤にもしているというふうになっているわけです。

こういった面から、政府の取り組みが遅い。それとともに、産業界への指導が悪いということは、先ほども述べたとおりでございます。

市役所内のいろんな取り組みについては、紹介もいただいたし、そして、私自身もみておりますので、お昼も、皆さん暗いところで、中には本を読んでいるときもありますけれども、お昼休みは電気切るとか、庁内では、いろいろ温暖化対策に、紙の分別等についても、私もずっと見てまいっております。

そういった面で、いろいろ取り組みをして回っていることについては、わかるわけでございます。

先般は、新聞の中で、市民課の前へゴーヤを、カーテンをつったことによって、これは大分、温暖化対策になるというような、ユニークな記事も出ておりましたが、何かにつけて、やはりそういういろんな取り組みが必要ではないかと思えます。

それとともに、まだ市民への働きかけという面では、まだ不十分な部分があるんじゃないかと思えます。

先般は、四万十市が大きなスーパー等と提携しまして、レジ袋の廃止、これを有料化しました。することになってます。ほかの自治体でも、そういう取り組みも進んでおります。

宿毛でも、既にそういうところできており、そのことによって、聞いてみると、かなり、もう袋は要りませんということで、受け取らない人、ダンボールの箱に入れて持ち帰る、マイバッグで買い物をする、そういうふうな傾向があるようでございます。

そういった面から、市民に対しては、市長も先ほど触れました、やはり、どれだけ自分がC

O<sub>2</sub>を出しているか、削減しているかというようなことについて、可能な資料提供ですか、例えば、電気製品はもとより、ゴミ袋1つ、買い物でもらうビニール袋ですね、これ1つにしても、どれくらいCO<sub>2</sub>の影響があるのかという、認識を高めていく。そして、できるだけ車は乗らないようにするとか、いろんな面で、数字的に、ここをこうすればこうなっていくんだということを、やることも必要じゃないかと思えます。

そういった面での取り組みをしていただきたいと思えます。

それと、温暖化の取り組みとして、例えば、今、例に挙げましたドイツなどでは、2020年までにCO<sub>2</sub>を40パーセント削減するという目標を出して、先ほど、私が述べたように、経済的効果も含めながら、進めている。デンマーク等についても、同じでございます。

日本については、現在、エネルギーの自給率が、わずか6.3パーセントという低さでございます。ほとんどが石油、石炭に頼るということで、石炭が世界第1位の輸入。石油が、世界第2位の輸入、これは重量ベースでございますが、こういうふうな状況になっていると。

こういう自給率が低いということが高めるためには、先ほど言ったように、自前の電力、エネルギーをつくる、これが非常に大事なわけでございます。

日本でいろいろな太陽熱発電や、それから風力発電ができて、これを外国に向けて輸出して、ほとんど会社・京セラ等についても、そういうふうな外国へ持って行って売って、収入を上げているということでございますが、これを政府がバックアップして、広めていくこと、こういうことが必要ではないかと思えます。

自治体等の取り組みにおきましても、例えば、京都などでは、温暖化対策の条例をつくりまし

て、これをもとに削減の取り組みをしているわけでございます。そしてまた、岩手県の紫波町ですか、ここにおきましても、条例をつくりまして、削減をしております。

特に、自然の恵みを大地に返すということで、有機資源を100パーセント利用する、こういうふうな形で、そこでできたものを、また学校給食等に活用するというような取り組み。

そして、森の恵みの活用では、地元木材を使って、小学校や保育所の建設をする。そしてまた、木材そのものを燃料にしていく。それから、木質ペレット等も生産していく。こういったことをやっていく。いろんな取り組みがあるわけでございます。

高知県でも、大月町はもとより、梶原でも、非常にこの取り組みが進んでおります。梶原町は、町が風力発電所の設置を推進して、電気を売った収入に対して、環境基金を設けて、そして森林整備とか、自然エネルギーに使えるようにしていっているという面があるわけでありませう。

そして、そこであがってくる収益を、今度は家庭用の太陽熱発電ですね。これへ向けて支援をするということで、ここの、梶原の場合は、ちょっと想像外の支援というか、ほかとは比べ物にならない、高い、買い取りと言いますか、出した電力ですね、それに対する補助をして、普及をしているということで、全国的にも珍しいぐらい、5パーセントの普及率になっているというふうなところもあるわけですね。

自治体によって、かなりアンバランスがありますが、宿毛市としても、いろんな形で取り組んでいただきたいと思います。

それから、住宅の火災報知器の設置についてですが、これにつきましては、それぞれの障害等でできる部分の紹介もいただきましたが、それに該当しない人も含めて、やはり高齢者に対

して救済をしていく。高齢者、障害者に対して救済していく、こういうことが必要だと思います。

既に助成をしているところにつきましては、例えば、神奈川県ですね。神奈川県の寒川町、それから北海道の大樹町、山形県の河北町、こういったところで実施されておりますが、やはりそういうところでは、ひとり暮らしの方、そしてまた、きのうお話のありました母子福祉家庭まで広めてやっているところもあるわけですね。

値段は、機器の設置にもよりますが、大体、5,000円から7,000円ぐらいの機器でもある。また、いい物は、それ以上の物があるのかもわかりませんが、それに対して、大体、5,000円ぐらいを限度に、支出している、こういうふうにも聞いているわけですね。

こういった面から、人の命を守るという面で、まだ2011年までには間がありますが、ぜひそういった面で、ご検討を願いたい、このように思います。

それから、後期高齢者医療制度については、私の提起した問題について、宿毛市も、ある面では、困っている部分があるということで、去年の12月の市長への質問からしましたら、非常に前向きな答弁をいただきまして、ありがとうございました。

市長も、私の気持ちと、気持ちとしてはそんなに違いがないぐらい、前向きな答弁をいただいたと思います。

その中で、先ほど、担当課長の方からもご説明いただきましたが、政府は、これほどの負担を押しつけておきながら、実際の負担は減ったんだというふうな話をしているわけでございます。

この政府の試案する根拠の中には、今までゼロだった人が、負担が要るようになった。特に、先ほど課長の方から説明ありました扶養家族で

すね。この人らは、これまでは要らなかった。この人までが、世帯としては負担をさされるようになってきた。こういう方が200万。そして、健康保険から、そのまま移行させられた人が35万人おるといふに聞いておるわけでございます。

そういった人も含めて、実際には、非常に多くの家庭が負担増になっているという部分があるわけでございます。

それとともに、この制度それ自体が、今、お話もありましたように、2年ごとに引き上げていく。見直しということになっておりますが、見直すということは、高齢者人口はふえたら、その分、比率をふやしていくというふうになっておりますので、これは2年ごとに引き上げられていく、こういうことになってくるわけでございます。

今は、低めに設定しておかないと、反発が多いからということで、現在の設定になっているわけでございますが、これがさきでは、さらにふやされていく、こういうふうな状況になってきますので、やはりこの制度それ自体を残しておいたら、何ほどもふえていく、こういうことになってくるわけです。

基本的には、国保の問題でも議論しましたように、政府の方から入れる、こういう後期高齢者制度を初め、国保の方へ、医療保険の方へ入れる金を、以前よりも減らしたために、こういう現状が起こっているということから、これをふやすような形で、政府にも求めてもらいたい、こう考えるわけでございます。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 浅木議員の再質問にお答えをいたします。

ただ、ポイントがちょっとぼやけるかもしらん。何がポイントで聞きたいのかというのが、

ちょっと、私もわかりづらい部分がございます。

温暖化対策については、四万十市はレジ袋の有料化をやっているじゃないかとかいう話も聞きました。ただ、私どもも、先ほど、お答えいたしましたように、マイバッグ運動をやっているということについては、これはレジ袋要らなくなるということにつながるというふうな形でしているわけでございます。

それから、先ほども、レジ袋の削減についてということで、これは表裏一体のものでございますので、有料化したから、じゃあレジ袋が減るのかということは、やっぱり検証しなきゃいけない部分もあろうかと思えます。

そういうことの話の中で、地道に、やっぱり取り組んで、市民にも働きかけをやっているわけですが、また、市民の方の、皆さん方の認識を、ぜひ、きょうもこの場でお答えをしておりますので、ぜひ、市民の皆さんに訴えたいのは、こういったことで、温暖化防止に役立つものですから、マイバッグ運動を、ぜひやっていただきたいというふうなことを思います。

提案のありましたCO<sub>2</sub>削減、これでどれだけ削減できるかというふうな数値的なものを出して、啓発したらどうかという話もございました。

私どもも、できる限り市民の皆様、この温暖化対策についてのご協力を願うような形のもので、広報等、いろんな機会を通じまして、やっていきたいというふうに思います。

それから、ほかの自治体の、いろいろなエネルギー対策も出ておりますが、風力発電につきましては、ちょっと、宿毛市では風力はできないと。調査の結果、風力がないということでございまして、調べてもいただきました。

これは、ちょっと無理な話なものですから。あとは、私どもでできるのは、太陽熱発電かなというふうなことでございます。



できましたら、ちょっと、政府の方も、そろそろ太陽光のことにつきまして、少し、もっと開発して、パネルの安いパネルにするとか、蓄電池を、さっき言いましたように、安くするとかいうふうな取り組みもしていただいていますので、そういうものを使うものに対して、交付金事業をするとかいうこともございます。

そういったものを生かして、学校を建てるとか、まず公共の建築物については、そういうものをぜひ採用していきたいなど。

例えば、学校は、学校の屋根にそれを、太陽光パネルを取りつけて、学校で使う電力ぐらいは、そこでやっていただきたいなというふうな構想は持っております。

まだ、庁舎もボロボロでして、なかなかここが建てかえということまでの財政力はありませんので、今のところ。まず、学校とか、先ほどのうも申しあげました消防署を、これは建てかえないと何ともなりませんので、そういったものに取り組んでいきたい。

そういった公共の建築物に対して、太陽光パネルを取りつけていくと。少し、値段は上がるかもしれませんが、長い目で見れば、それが地球温暖化防止にも役立つし、自前のエネルギーを使うというふうなことになろうかというふうに思います。

それから、以前も、中平議員からもたびたびありましたバイオマスタウン構想、こういったことについても、今、取り組んでおります。これが、早く実現できるようなことで、自分たちも頑張って、またまいりたいというふうに思っております。

それから、火災報知器の件でございます。ひとり暮らしというよりも、これは全戸に火災報知器は取りつけていただきたいなど。ひとり暮らしだからということではなくて、やはり各家庭に取りつけていただきたい。これが1本5、

000円ぐらいだからどうかというふうな話もございます。これはまた、財政の方と、またちょっと話しまして、余裕は、ほとんど財政的にはありませんが、できるところから、やはり安全のためですので、検討もさせていただきたいなというふうに思います。

それから、後期高齢者につきましても、またるるお話がございました。私ども、実はこれ、高知の方に後期高齢者広域連合というふうなことで、各市町村から人を派遣して、また県の方からも、人を派遣していただいて、この連合をつくって、取り組まなきゃいけない。

そういったことで、せつかく人員削減やり、行政改革の中の1つとして人員削減やりながらも、こういったところに人を派遣しなきゃいけない。そしてまた、電算システムの改修をしなきゃいけないとか、そういうふうな、非常に我々地方自治体にも、金銭的な、財政的な負担がたくさんかかっている制度でもあるということでございます。

こういったことについては、ぜひ、私どもとしましては、国の方へ、やはり我々の自治体での問題でもありますし、高齢者の方々の、非常に大切な問題でありますので、いべきことは、先ほど申しあげましたように、ものを申しでないかなきゃいけない、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 温暖化問題についての答弁等についても、今後、取り組んでいくということでございます。

先ほど、市長は、提起されました、今後学校へということにつきましても、ところによっては、新築するところで、既にそういうものを組み込んで建築をしているところもあるようです。市長は、今お話になりましたように、その学校

で使うぐらいの電気、場合によったら、それ以上のものを賄っているという話も聞きますので、そういう面も含めて、今後、市長は前から話されておりますエネルギー転換ですね、これについて、ひとつ今後とも、市の重要課題の1つということで位置づけて、取り組んでいただきたいと思います。

それと、後期高齢者制度について、市長自身も今、地方への負担もかかっているということでございますが、きのうも議論になりました、現在の内閣の新しい政策、まだ予算化をされておられません、給付金、2兆円の給付金、これについては、非常に批判が多いということでございます。これについて、反対だという意見の方が圧倒的に多いわけでございます。

こういう選挙前にしてのばらまきではないかという意見も出ているわけでございます。こういったお金があるのであれば、市長は自治体の方へというお話もありましたが、これだけのお金があれば、今、後期高齢者に対して、これほどの負担を強いることはない。目安として、1,800万以上の人には、制限しようかということもありますが、それほどお金のある人に対してまで、給付金を出す必要があるのかなど。それよりも、今、後期高齢者で本当に生活に苦しんでいる人に対して、こういう医療保険料の削減、こういったものに回す方が、国民の期待にこたえるのではないかと思いますので、そういった面も含めまして、市長の方からも、この給付金について、どう考えているか、お聞きしたいと思います。

それと、もう1つ、この問題で、保険料問題ですね。これについては、何も触れていただけませんでした。先ほど、私が心配するのは、これからどんどんふえていくという面でございます。

現在、先ほど言ったような月6,000円ぐ

らいということですが、これが2015年ごろには、私たちの試算では、月額8,000円程度になるんじゃないかと。そして、2025年ごろには、1万3,000円。そして2035年ごろには、月額2万1,000円ぐらいにあがってくるんじゃないかと。これは、日本の人口は、高齢化していくことと、それに伴って、医療費がふえてくる、こういったことから起こってくるわけですので、この、こういう状態をなくしていくためにも、政府からの支出金、国庫負担金ですね、これをふやすように、ぜひ働きかけていただきたい、このように思うわけです。

以上、再質問は終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えいたします。

2年ごとに保険料を見直したら、上がるんで大変だから、国庫負担を多くしろというご質問であったかと思いますが、これ、保険料設定につきましては、先ほど申し上げましたように、医療費の動向にあわせた保険料設定でございますので、私ども、2年ごとに上がるというふうな認識そのものは、まず持っていなくて、保険料の将来予測について、いろんな意見があるということは承知しております。

ただ、上がるのか下がるのか言われますと、私自身、はっきりわかりませんので、そのお答えについては、ちょっとお答えしかねるということでございますので、ご容赦を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 今の部分ですが、上がるか下がるかの議論ではなしに、現実には上がるということは、もう明確なわけでございます。

これは、厚生省の担当官が言っておりますが、

医療費が際限なくふえていく。この痛みを、後期高齢者自身が、みずからの感覚で感じ取っていただくことにするために、この制度をつくったと言っているわけですね。

医療費が際限なくふえていくと。それを、後期高齢者が分かち合うと言うたらなんですが、それを負担してもらおうと。だから、そのためにつくったんだということを、厚生省の担当官が、公式な場所で言っているわけですね。

そういった面から見たら、下がるということは考えられんわけですね。

見直すたびに上げていくと。もう、これはだれからみても、否定することのできない事実だと思っわけです。

それを下げる唯一の方法は、先ほど、私が述べましたように、国庫負担金をふやせば下がると。

それから、まだほかにも、多少はありますけれどもね。例えば、大手の薬剤会社、こういったものの薬、それからこういう機材、こういったものを引き下げさす。

こういうこともあろうと思いますが、全般的には、現在の状況では、高齢者がふえていく。そしてまた、それを支える若い人が減っている、この比率が変わっている、こういう状況の中から、医療費はふえていく、その負担を、ふえればふえるだけ、高齢化人口がふえればふえるだけ、割合もふやしていくということになっておりますので、これはどうしてもふえていくということになるんじゃないかと思っます。

この問題について、もし説明があれば、説明してもらいたいと思っます。

厚生省の担当官が、この医療費は際限なくふえていく。この痛みを、高齢者の皆さんにもわかってもらうために、この制度をつくったんだと言っているわけですね。

そういったことに対して、だから際限なくふ

えていく、こういう事実はあるんだということでございます。

そのことについて、どう考えるか。そしてまた、これを食いとめるためには、国庫負担金をふやす以外にはないというふうに、私は考えると。このことに対して、市長はどう考えるかと、この点について再度答弁いただきたい、こういうことでございます。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問でございますが、厚生省の担当官の言うことについて、私は、今初めて聞いた話でございます。際限なく、この保険料が上がっていくというふうなコメントだったかと思っますが、際限なく上げられては、やはり我々地方自治体に生きる高齢者の方々が、非常に困ると思っますので、この厚生労働省の担当官の方が言うことが本当であれば、これはものも申していかなきゃいけないなというふうなことは思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 5番浅木 敏君。

○5番（浅木 敏君） 今の答弁を含めまして、市長の方から、この後期高齢者制度の問題点については、市長自身も大きな疑問を持っているというふうな感じの答弁もいただきました。

私といたしましても、これから、この制度、私自身としては、廃止するべきだと考えますので、そういうふうに取り組んでいくことを決意いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上で終わります。

○議長（宮本有二君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時25分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 1時00分 再開

○議長（宮本有二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

9番寺田公一君。

○9番（寺田公一君） 9番、一般質問を行います。

今回の質問者は私で最後のようですので、市長初め執行部におかれましては、簡潔なご答弁を、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず市長の政治姿勢についてをお聞きをいたします。

中西市長が初当選をなされましてから、宿毛市政のかじ取りを始めて、早いもので5年の歳月が流れようとしております。

その間に、宿毛佐伯フェリーの突然の休止、三原、大月との市町村合併の不成立など、宿毛市を取り巻く多くの難問に、精力的に取り組み、市民のための市政に取り組んでこられたことは、多くの市民が認めるところであります。

しかし、宿毛市を取り巻く情勢は、厳しさを増すばかりであり、出口の見えない状況であることは、市長も痛感していることと思います。

そんな中、地域の浮揚策、また起爆剤になればということで、タッチアンドゴーを当地に誘致してはということで、調査を民間レベルで行ったというふうに聞いておりますが、市長はどのように把握をしておりますか。

去る6月議会において、同僚の西郷議員の方からの質問に対して、市としても調査の可能性について発言をしております。このことについて、市長のご所見をお伺いをいたします。

また、宿毛新港の防波堤について、現在の第1防波堤のケーソンの据付は、今年度中に完了をしようとしております。第2防波堤については、先行きの見えない状態であり、早期着工、整備に向けて、私たち自由民主党宿毛市支部も、市長、そして我が党の県会議員ともども、国土交通省四国地方整備局、また高知県に対して、

毎年、要望活動する中の最重要課題として、位置づけているところであります。

5年前に、ユニークなプランがありました。当時の若者は、非常に新鮮で斬新なプランであるということで、期待をしていたところもあるようですが、可能性を調査したいというような質問に対する答弁があり、現在に至っております。

現状はどのようにになっているのかをお聞きしたいと思います。

次に、課の再編について、お聞きをいたします。

平成18年度から、それまでの農林課、水産課、土木課、都市建設課の4課を産業振興課、建設課の2課に再編をいたしました。

事業の集約と効率化を図ることが大きな目的であったとは思いますが、3年目を終えようとしております。現在、再編に対する評価を、どのようにお持ちなのかをお聞きをいたします。

課の再編には、メリットとデメリットとあると思うのですが、再編前の4課の合計人数が、人員が33名、20年度現在で、2課を合わせて22名というふうに、単純に人数の比較だけではできないとは思いますが、3分の2近くになっております。

特に、産業振興については、手薄になっているのではないかと思います。市長のお考えをお聞きいたしたいと思ひます。

次に、ケーブルテレビについて、お聞きします。

西南地域ネットワーク株式会社、通称SWANテレビですが、放送開始から6年を経過しているというふうに思ひます。市内のブロードバンド対応と情報化、多チャンネル化、そして来る地上デジタル時代への対応と、その存在意義は大変大きなものがあると思ひます。

しかし、設立当初から、市内のすべての教育

施設、公共施設を結んだことから、多額の設備投資が必要となり、当初計画したほどの契約件数も伸びず、結果的に宿毛市からの貸付を受ける経営になっているのが現状であります。

そこで、現在の契約戸数についてをお聞きいたします。

また、視聴者が最も気がかりなのは、地上デジタル対策ではないかというふうに思います。

2011年7月24日にアナログが停波することは、皆さんよくご存じとは思いますが、どのような改修が必要なのか。そして、契約者はどのような形になるのかをお聞きしたいと思います。

次に、宿毛市の運動公園の施設管理について、お聞きいたします。

芳奈にある宿毛市総合運動公園は、宿毛市民はもとより、幡多郡内の多くの住民が利用する、県内でも有数の運動施設だと思えます。

その中心にある市民体育館は、2002年のよさこい高知国体のプレ大会に間に合うように建設されたと記憶しておりますが、建設から7年余りしかたっておりません。

ところが、メインアリーナの2階の壁に、無数の張り紙がされております。心ない利用者によってあけられた穴の目隠しであるわけですが、それとともに、サブアリーナ、武道場の方の壁にも、2カ所の穴が見受けられます。

この現状を、管理者としてどのようにしているのかを、まずお聞きしたいと思います。

最後に、小中学校の再編計画について、お聞きをいたします。

昨年11月、唐突とも思えるような形で、再編計画が示されてから、1年が経過をいたしました。

27年度を最終年度とする計画であったというふうに記憶しておりますが、現在の進捗状況、また今後のスケジュールについてをお聞きをし

て、1回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、タッチアンドゴーの関係ということでございますが、初めに、米海軍空母艦載機の離着陸訓練施設というところでございます。

これ、去る9月の25日だったというふうに記憶しておりますが、商工会議所関係者を中心にしまして、合わせて15名ほどの方が、岩国市の在日米軍施設を視察されたことについては、新聞報道等を通じまして、承知をしております。

しかしながら、その後、行かれた関係者から、誘致に向けた正式な提案はございません。正式に、私の方に、それを見てこうしたという、こうしたいというふうな話がないということございまして、現在も、誘致の適否については、慎重に、行った方々が検討されているのではないかと、そういうふうなことを思っている状況でございます。

6月議会で、西郷議員の質問にお答えしたとおり、私としては、誘致の意向については、全くの白紙ということでございまして、市民からの要請等もありましたら、一定の考慮をしなきゃならない問題というふうには考えておりますが、今後も、市民からの声に、真摯に耳を傾ける中で、慎重に対応してまいりたい、このように思っております。

ただ、1点だけ、非常にうるさいということだけは聞いております。どこがどういう形になるのか、ちょっと、具体的なものは、はっきり承知しておりませんが。

次に、宿毛湾新港の、湾港の第2防波堤の整備についてでございます。

現在、第1防波堤のケーソンの据えつけが、来年の2月に予定をされておまして、今年度

中に第1防波堤の完成を見られるめどがつかまりました。

この第1防波堤は、岸壁マイナス7.5メートルを中心とした水域の静穏度が確保できるというための防波堤でございます。港湾の利用促進を、これからもどんどん進めていきたいというふうなことは思っておりますが、もう1つあります、それに並行してありますマイナス13メートル岸壁でございます。これは、第2防波堤の整備なしでは、静穏度が図れません。

現地を、多分、市会議員の皆様方も見られたと思いますが、7半岸壁の方だと、今は静穏度がかかなり図れておりますが、13岸といいますが、マイナス13メートル岸壁ですが、これは、まだまだ静穏度が図れない状態でございます。この第2防波堤がないと、やっぱり無理だということを、これは港湾の技術屋さんも、みんな承知をしているところでございます。

その形での、港湾整備計画をつくっておるということでございます。

宿毛湾港の工業流通団地への企業誘致とか、客船誘致などにも、非常にこのことが足かせと言いますか、障害になっていることは、私ども承知しておるわけでございまして、企業誘致をしながら、企業が来れば第2防波堤ができるというふうなことを言う人がおりますが、港を使う人にとって、安全、安心に船が着けられない限りは、恐らく企業誘致もないと、私は思っております。だから、インフラ整備が先ですよということは、私は十分承知をしておりますし、そういった場でも、いろんな場でも、そういうことを申し上げてきたつもりでございまして、まだまだ玉子とニワトリみたいなことを言いまして、企業誘致が進めば、防波堤に着工できるんじゃないかと、そんなことを言う人がいます。

私自身は、第2防波堤が先でございます、ということを上申しております。

そういうことで、第2防波堤の早期着工に向けては、霞が関の方に行ったときも、港湾局長を訪ねまして、ぜひお願いしますと。

つい先週も、知事を訪ねまして、来年度予算に向けて、着工の、とにかく足がかりでも何でもいいですから、知事、お願いしますということで、お願いをしてきた経緯もございまして。

今年度、第1防波堤が完了するということを含めまして、次のステップとして、第2防波堤の着工に、ぜひお願いしたいということでございます。

それで、もう1点の、16年の3月議会におきまして、私が、日本にはない船で、以前は艦船防波堤というのがありまして、船を沈めて、それをすぐに防波堤がわりに使えば、工期を長くとらないでもできるという発想からきたものでございまして、それも、できれば観光のこともあるし、できれば空母、日本にはない船を、そこに置きたいというふうなことを、表明させていただきました。

これも、整備手法の1つとして、私は今でも考えてはおるんですが、可能性について、宿毛市、市として具体的な調査は、まだ実施はしておりません。

これは、さきに申し上げましたとおり、第2防波堤の整備について、着工のめどが、まだ全くついておりませんし、いろいろな方に聞きますと、空母そのものも、日本にはないものでございまして、今、横須賀には、原子力空母が配備されておりますが、原子力空母は、私はあげると言っても、なかなかここには、原子力は要らないかなというふうなことを思っております。

そんなことで、この具体的な調査については、かかっておりません。この第2防波堤の、やはり整備というものが、一番、やっぱり重要な問題でございますので、やはり、早く着工のめど

をつけたい、この面の方が、今は最優先課題であるというふうに、私は思っております。

次に、課の再編でございます。の対する評価についてでございますが、17年度に策定しました宿毛市行政改革大綱、これ集中改革プランにおきまして、最も効果的、効率的な業務体制を目指して、組織機構の見直しを行うことといたしました。

18年度から、農林課、水産課、土木課、都市建設課の4課を、産業振興課、そして建設課、2課に再編して、取り組んできたところでございます。

定員の削減というふうなこともございまして、こういった形でも入れていったわけでございますが、産業振興課に、第一次産業の振興部門を集約化しまして、それまで、農林と水産部門それぞれで取り組んでいたものを、有機的に結びつけることによって、相乗的にそれぞれの振興につなげていくことができるようになったというふうに、私自身は考えております。

また、農林課、水産課、土木課等の技術部門を、建設課に集約することによりまして、災害等の対応などにつきましても、効果的な対応が可能となっております。

人員の削減はもとより、効率的、効果的な行政運営に取り組むことができたものというふうには考えておりますが、ただ、寺田議員ご指摘のように、人数そのものは、4課あったときから、2課になった形では減らしております。これは、人数の削減につきましては、定員削減の目標も、行革で立てておりまして、この2課だけでなく、ほかの課の定数についても、削減したりをしております。

そういった形での定員でございますが、指導体制が手薄になっているんじゃないかというご指摘でございますが、一部あるかもしれませんが、私どもといたしましては、それぞれの職員

が、それぞれの体制の中で、仕事を必死に頑張っていたというふうに、私自身は評価をしております。

以前のように、専門的な知識を持った職員がいるわけではございませんが、それぞれ一次産業関係では、農林振興係、水産振興係として、それぞれ職員が配置され、何かあれば、お互いが協議して、その中で協力していくというふうな事務処理を行っていることでございまして、各漁業組合、森林組合等々とも、いろいろな話をしながら、行政を執行してまいっているというふうに思っております。

次に、ケーブルテレビでございますが、ケーブルテレビ会社そのものが、やはり多額の設備投資を、入っていただく、設備投資の前に入る契約を、やっぱり取り交わすべきであったと、私自身は思っています。

私自身が就任してからも、具同の方の設備投資を、結構なお金を出しております。その前には、宿毛市内の例を挙げて、やはり、さきに契約をどれだけしてくれるかということのニーズ調査をした上で、それで採算がある、採算が合うというふうなことを調査した上で、設備投資をすべきだというふうに、事前には申し上げたわけですが、それをそのまま執行されてしまったという経緯もございまして、非常にケーブルテレビ会社が資金難に陥っている部分があります。

依然として、SWANテレビの経営状況については、厳しいものが、まだまだあります。

一方では、四万十市の旧西土佐地域へのエリア拡大が、平成21年から実施されるというプラスの要素も出てきております。これは、経営の安定化に、非常に寄与するのではないかなというふうなことは思って、期待もしているところでございます。

そして、お尋ねのSWANテレビの契約件数

でございますが、11月20日現在で、3, 332件でございます。

それから、次にデジタル改修に対する費用につきましては、衛星放送のデジタル化に対応するために、3, 000万円。自主放送用のデジタル化対応のために、約800万円、計3, 800万円を計画をしているとのことでございます。

改修の時期につきましては、衛星放送のデジタル改修と歩調を合わせて実施するそうですが、私も、少し理解ができない部分も、専門家でないから、なかなか聞いても理解できない部分もございまして。

視聴者の方のデジタル対応についてでございますが、テレビの上に取りつけるような、セットトップボックスへの取りかえにかかる工事費用が発生しますが、これ、視聴料金につきましては、現在、番組提供会社と交渉中でございます。まだ確定していないということでございます。

ただ、まだ不明な部分もございまして、本当に専門の方々に、きちんとしたことで、皆さんに、市民の方々に説明を、きちんと、わかりやすくできるような資料なりを、やっぱり用意をして、説明していくべきだと、私は思っております。私自身も、納得をしたいというふうに思っております。

そういうふうな状況でございます。これが、きちんと、はっきりわかりましたら、また改めまして、いろいろな公共の場で説明をさせていただきたいというふうに思っております。

次の総合運動公園の施設管理等につきまして、あとは教育長の方から説明をさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の

一般質問にお答えをいたします。

まず、最初に、運動公園の施設管理についてのお尋ねでありますけれども、議員がご指摘のように、宿毛市の総合運動公園につきましては、幡多地域の拠点スポーツ施設として、各種大会や体力づくりなど、多数の皆様にご利用をいただいております。

中でも、市民体育館につきましては、年間約2万人の方々に利用をいただいております。

市民体育館の建設につきましては、多目的な体育館として、多種多様な競技に対応するように、体育協会等各種スポーツ団体の意見も聞きながら、広さや構造など、検討した経過もございます。

しかし、2階の壁の破損につきましては、新たな競技種目の普及など、近年のスポーツの趣向の変化に対応しきれなかった、そんな面があるのではないかと考えております。

これは、かなり質量の大きなボールが、かなりのスピードで壁に直接当たったものと思われるます。

また、ご指摘のように、武道館にも2カ所、同様の破損を確認をしております。

その後の対応といたしましては、直接、ボールが壁に当たらないように、防球ネットを設置して対応を図った結果、以降の破損は、ほぼなくなっております。

破損箇所につきましては、一部、取りかえも行いましたけれども、大部分におきましては、同色の壁の紙を張って、応急的な対策をしております。しかし、来年3月には、宿毛市で花へんろマラソンが開催をされ、他県などから多くの方が訪れることにもなり、今議会に破損ボードの取りかえ予算を計上させていただいております。

それから、学校の再編成につきましてのご質問に、お答えをいたします。



この再編につきましては、何人かの議員の方からご質問がありましたので、重複をする部分があると思いますけれども、ご容赦をお願いしていただきたいと思っております。

教育委員会で、数年前から宿毛市の児童生徒の減少傾向、学校施設の老朽化に伴う整備状況とか、それから昭和56年以降に建設された学校施設の耐震診断及び耐震補強工事等を考慮する中で、学校編成について、何度も協議をしたと伺っております。

それから、具体的な学校編成の取り組みにいたしましては、平成17年度から、橋上中学校の宿毛中学校への統合や、それから、小筑紫地区の小学校の統合問題が計画をされ、議会でも説明をされ、地域へ説明会が行われたと聞いております。

そして、平成19年度になりまして、地震など災害から子どもを守ることや、児童生徒にとって、望ましい教育環境を整える視点から、教育審議会に市内の学校の再編につきまして、学校の適正配置及び適正な規模、統合の時期につきまして、諮問をいたしました。

4回の審議会を行いまして、10月5日に、宿毛市立小中学校再編に関する答申をいただきました。

その後、教育委員会でも協議をいたしまして、さらに市の執行部とも協議をいたしまして、宿毛市立小中学校再編計画を策定をいたしました。

昨年11月7日に、議員協議会で報告をしたとおりでございます。

その再編計画に基づきまして、昨年11月から先月までの1年間に小筑紫地区の小学校3校統合の説明会を、小筑紫地区で3回、田ノ浦地区で5回、栄喜地区で5回、合計13回開催しております。

また、10月30日、宿毛市PTA連合会との懇談会におきましても、小中学校再編計画の

全体について、説明を行いました。

栄喜地区におきましては、先月は7日に市長も出席をして、説明会を行いました。保護者を含む地域住民の意見といたしましては、児童が減少する中で、近い将来においては、現在、計画の枠組みの中で、教育活動するようになると思うけれども、現時点においては、統合を賛成するまでには至っておりません。

しかしながら、本年3月議会におきまして、基本的には3校の地元住民や、保護者の方のご理解をいただき、合意を得た上で、統合の小学校を建築し、ある程度的人数で教育活動を進める計画を提示しております。

今後も、栄喜地区につきましては、子どもたちの安全、安心な、望ましい教育環境を第一に考え、統合について説明を続け、理解をしていただけるように、引き続き、努力をしております。

今後のスケジュールといたしましては、小筑紫地区小学校統合校舎の基本計画が決まりつつありますので、今月中に新しく建てる校舎の概要につきまして、小筑紫地区で説明会を行う予定としております。

また、再編計画にあります宿毛地区小学校の統合に向けた大島、宿毛、松田川、橋上の統合に向けた地元説明につきましては、新しい校舎の建設予定地に、ある程度の目安ができれば、できるだけ早い時期に各地区に出向いて、説明を行いたいと考えております。

なお、再編計画では、大島、宿毛、松田川、橋上の4小学校の統合を、平成24年度に、東部地区の山奈、平田小は、30年度に統合を、沖の島小中学校と耐震補強工事を行いました咸陽小学校につきましては、現状のままで教育活動をしてまいる予定でございます。

それから、中学校につきましては、小筑紫、片島、宿毛、橋上、東中の5校の学校統合を、

平成27年に行う計画となっております。

以上です。

○議長（宮本有二君） 9番寺田公一君。

○9番（寺田公一君） 9番、再質問をいたします。

まず、タッチアンドゴーの部分につきまして、まだ民間からの何のアプローチもないしということですので、これ以上、余り聞くこともないんですが、うるさいですという話を市長がされましたので、うるさいと聞いておりますというお話を。

先日、行政視察で、岩手県の方に私たちも行き、また、途中で表敬訪問という形で、ブルーインパルスの基地等も視察させて、視察と言うか、訪問させていただきました。

機種は違うと思いますし、ですが、うるささの度合いというのが、どこら当たりなのかということも、やはり、もし計画が、市民の方からきたときに、やっぱり調査する必要があるんじゃないかなというふうに感じました。

そこらあたりは、市長としては、宿毛市としては、そういう民間からのアプローチがあつてから考えるということではよろしいのでしょうか。そこらあたりを、ご答弁をいただきたいと思います。

次に、課の再編についてですが、確かに職員皆さん、頑張っていると思うんですが、特に第一次産業の部分ですので、農協、森林組合、漁協と、農林水産というふうにあるわけですが、特に私の場合、農林業は、自分もやっているということで、特に農協と森林組合との付き合いの仕方というのが、薄くなっているんじゃないかというふうに感じます。

特に、職員の数が、課の、2課で合わせて22人ですが、農林振興という部分で言えば、課長、補佐をのければ、4名。水産でいけば、横浜市からの交流派遣の職員を入れて2名という

形になってますが、その指導の仕方という部分が、どういう形ですればいいのかというのがちょっとわかりませんが、行政の考え方が。

やはり、農家が求めるのは、いかにして生産性を上げていくかであるとか、資金であるとかという部分を、やはり宿毛市も一緒になって考えてほしいというところがあるんじゃないかと思うんですが、今のところ、余り、農協なり森林組合との付き合いというのが見えてこないというのがあります。

ここのあたりが、市長の言われる専門的な職員が少なくなったというところではないかと思うんですが、やはり、その専門的な職員を、今から直接養成するのか、そういうところと連携をとっていくのかというのは、行政の考え方であると思うんですが、やっていくべきじゃないかというふうに考えます。

市長のお考えをお聞きしたいと思います。

ケーブルテレビについてですが、この部分では、実際、ケーブルテレビに加入しなくても、テレビは見えるわけです。難視聴地域以外は、テレビが見られるわけですが、やはり、市として、整備を手がけた大きな要因としては、行政チャンネルであるとか、なかなか民間では整備が進まないブロードバンド化、インターネットのブロードバンド化について、市内の全域を目標に、整備していこうというのが、スタートの大きな要因であったというふうに思うんです。

そこで、この部分でいくと、やはり本当なら、宿毛市がある程度予算化をして、不採算路線という部分を整備すべきじゃなかったのかというふうに考えますが、今現在も、まだ5パーセントといわれる、距離は結構長いんですが、橋上の北部とか、山奈の北部とかというところの、SWANの幹線がいてない地域がかなりあります。

この部分について、どのように考えているの

かをお聞きしたいと思います。

そして、まだ、中身がよくわからないということでしたのですが、生活弱者といわれる方が、市内にもおられるわけですが、テレビが、本当にそういう人にとっては、テレビが唯一の楽しみやという人もいると思うんですが。

国は、来年度には5,000円程度のチューナーをつかっていこうというような話もしてありますが、市としても、やはりこういうところに手をかけてくるべきじゃないかというふうに考えますが、その部分、お考えにないのか、お聞きしたいと思います。

次に、運動公園の維持管理ですが、新しい競技ができてきたと。それは、新しいスポーツというのは、常にできてくるわけですから、それに体育館が耐えれないということになれば、その競技については、ひょっとしたらご使用をご遠慮願うということが必要なのかなというふうにも考えますが、この防球ネット等で、管理がそれ以降、破損がないのであればいいんですが、これ、特にサブアリーナ、武道場という部分では、もともと許可されてないのに、そこを使ってやっていたとか、いう部分で、やはり特に夜の管理について、委託をしてますので、手薄になる部分はあると思うんですが、夕方見て、朝見れば、どのような人たちが使っているかわかるわけですから、その人たちに対して、責任を持たした形で使っていただくというのが、基本的な考えではなかったか。

そこからいくと、今までの破損についても、やはり当日の利用者にある程度の責任を持たすこともできたんじゃないかと思いますが、そのときには、今まではしてなかったわけですから、どういう判断をしたのかというのが、お聞きしたいと思います。

また、そういう悪質な利用者というのは、やはりある程度、利用を禁止するとかいう処分も

すべきじゃないかと。ちゃんと利用してくれている方に、不利益を与えるわけですから。まして、市民の財産ですから、宿毛の体育館というのはね。そういうことからいくと、悪質な人については、もう使わさんこともあり得るよということ、やっぱりすべきじゃないかというふうに思いますが、そのこの当たりのご答弁をいただきたいと思います。

次に、小中学校の再編計画ですが、栄喜の小中学校で、先月、話したときに、近い将来はということで、来年度当初からの、22年度ですね。22年度からの統合に、まだはっきりご返事がもらえてないというふうに聞きました。

現在の生徒数を考えると、かなり少なくなると思うんですが、校舎の安全性についても、なかなか不安があるんじゃないかと思うんですが、まだ1年余りありますので、その間に同意していただくということが、基本的な考えで、まだそれ以上のことは考えてないということですか。それをお聞きしたいと思います。

また、統廃合ということで考えると、去る17年でしたか、篠山小中学校を改築しようというときに、宿毛市議会の中でも、臨時会を開いて、もう一度、見直したらいいんじゃないかということも、話したこともあるんですが、そのときの教育委員会の考え方として、山村留学、また小中一貫教育というような事業に取り組みながら、教育効果を上げ、また生徒数もふやしていきたいというような話もありました。

そのような部分が、現在、どのようになり、篠山小中学校の生徒数が現在どれくらいで、今、今後の見通しがどのようになっているのかということをお聞きしたいと思います。

教育委員会の考え方として、私が今まで、いろいろな形で聞いた時に、小中学校の統廃合というのは、やはり地域の理解のうえに立ってやるべきやというお話をいただいておりますが、その

考えに、今も変わりはないのか、教育長にお聞きをしたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

いわゆる離発着訓練の関係でございますが、うるささの度合いというものがどういうものか、私もはっきり聞いたことがないので、実感として、全然わかりません。

ただ、聞くところによるとということで、本当にこれをやるのが、市民のいわゆる生活に影響する。結構、私も実は、東京で暮らしたとき、友達の家なんか行って、電車のガタガタいうところのすぐそばに下宿があったりして、これももう、泊まったりしてたんですけども、非常に眠れない。これは生活の、自分のリズムに、非常に障害があるんじゃないかなと、そんなことも思ったことがありまして。

市民が、その騒音に耐えられるのかどうかというふうなことは、非常に大切なことじゃないかと思えます。

だから、これもやっぱり聞いてみなきゃいけない。それが何時間も続くのか、何日も続くのかとか、そういうこともやっぱり調べてみなきゃわからんのかなという。

ただ、私、先ほど申しましたように、白紙の状態でございますから、そうしますと、聞きに行った方々の意見も、やっぱり聞いてみないと。こういう視点、こういう人はどうですかというふうなことも、やっぱり聞いてみて、例えば、陳情に霞が関の方にも行きますから、そのときに、担当の防衛庁の人からもお話を、ついでに聞くようなことも、岩国へ行かれた方の話も聞きながら、そういうこともついでにいつてみるべきかなと。

とにかく、聞いてきた人の意見を、とりあえ

ず聞かなきゃいかんのかなというふうなことは思います。

だから、今、あってから、民間からのアプローチがあってから調査するのかというお話でございましたが、自分からも、ちょっと聞いてみたいというふうなことを思っております。

それから、課の再編での、特に農協なり、森林組合とのつき合いの仕方が薄い、薄くなっているんじゃないかなというふうな話でございます。

私自身は、それほどつき合いの仕方が薄いとは思ってはいないわけですが、この間も、JAはたの会長さん以下の皆さんが、私のところへ七、八人でおいでになりまして、いろんな話もさせていただきました。

行政として、我々はすべきことをする話であって、森林組合の方々とも、やっぱりきちんとしたおつき合いをしなきゃいけない、こういうふうな認識ではおります。

だから、人間が4人しかいないから薄いんじゃないかとかいうふうなことじゃなくて、業務の中で、必要なときには必要なことを話し合いながらいくということが大切かなというふうなことを思っております。

それから、ケーブルテレビでございますが、いろいろブロードバンド化が、最初の発足の大要因であったというふうなことも、今、寺田議員からも聞いておりますし、また、我々もそういうことは認識はしているわけですが、そのある一定、不採算路線といわれるところもございまして。やはり、市域全体、私自身は、反省としては、やはり皆さんのニーズを聞いた上で、整備をすればよかったねというふうなことを、先ほど申し上げました。これがなかったために、今、こういった赤字を抱えながら、実行しているというふうにございますから、一定、デジタル化の時期を含めまして、やはりテレビが見え

ない、これからデジタルになって、生活弱者の方、テレビだけを、夕方から楽しみにしておられる家庭がおるということは、十分承知もしておりますので、これがデジタルになって、全然、電波も届かなくなったら、これも全く、私どもが、国がその方の楽しみを取り上げていると一緒にございますので、そういうところになりますと、市が一定、公設民営というふうなことも考えなきゃいけないのかなというふうなことを、私は今、思っているわけでございます。

これについては、やはり、まだまだ総務省からの支援策というものが、交付金がどういうものが出るかと。今、何か少しずつ、少しずつ、総務省に行ったときもそうでしたんですが、総務省の方を批判するわけではございませんが、総務省の方、1回こっちへ来てもらいたいというふうに、私は思うんです。

というのは、地図でしかものをやってみせませんから、高低差がわからない。高低差がわからないということは、ここに1つ鉄塔が建てれば、全部いくじゃないですかという認識が、総務省、東京におられる方にはあります。

我々の方は、山があるんですということを言っております。だから、こういった山の陰になりましたら、全然、デジタル見えないんですよということも言っております。

ここには人が住んでいるということも、話をしてきたわけでもございまして。だから、テレビが確実に、デジタルが切りかわったときに、全戸に漏れなく見えるようなことを、我々、宿毛市としても、国がやらない場合は、宿毛市としても、最終的にはやらなきゃいけない、そういうふうな決意は持つておるつもりでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

施設の利用につきましては、利用者が気持ちよく利用できるように、それぞれの代表者につきまして、口頭とか、文書で再三、使用についてのお願いをしております。

それから、夜間の施設管理人に対しましても、使用前、使用後の点検を徹底して、適切な施設の管理を図るように、指示をしておりますけれども、議員ご指摘のとおり、やっぱり責任者として、もう少し厳しく、そのことをチェックする必要があったのではないかと反省をしております。

なお、施設を破損した場合には、今後とも、速やかに報告を求めるとともに、悪質な、破損したものに対しては、修理をしていただく、そういうような措置もとりたいと思っておりますし、それから、議員ご指摘のように、目に余るような悪質な利用者につきましては、利用を禁止をするというような、厳しい措置もとる必要があるのではないかと考えております。

それから、続きまして、栄喜小学校の現状でありますけれども、今、平成20年度は、17名の児童数で教育活動しております。

今のままで児童数が推移をしてまいりますと、平成26年度におきましては、10名ということになりまして、私が常々申しておりますように、できるだけ、大規模になって、子どもが萎縮するということなどは考えものでありますけれども、ある程度の人数の中で、集団思考を高めるためにも、ある程度の人数はほしい。その規模で、教育活動を進めるということには、ちょっとほど遠いのではないかと考えておりますし、例えば、1年生が1人、2年生が2人というようなところで、教育活動を続けることについては、教育行政を預かる者として、いかなものかと思っておりますので、今後とも粘り強く話をしていきたいと、こんなふうに思っております。

それから、山村留学につきましては、議事録がありまして、平成17年第4回の議会で、現在、議長の宮本議員のご質問に、当時の嶋教育長の方から、山村留学については、篠山の小中学校でも検討をしておりますけれども、受け入れる里親の確保とか、環境整備なんかで、いろいろ課題があって、受け入れはなかなかできにくいのではないかと、そういうような答弁をしておりますし、今、そのことを受けて、教育委員会でも、ちょっといろいろと議論をしてみましたけれども、なかなか条件をクリアするのは大変難しいのではないかと、現在は考えております。

以上です。

失礼しました。

一貫教育につきましては、12月6日でしたか、篠山小中学校で、小中一貫教育の発表会もありまして、いろいろメリット、デメリットが検証されたということを聞いております。

その中では、やはり系統的な教育ができる。小学校は小学校の教育課程があり、カリキュラムがあって、中学校は中学校の教育カリキュラムがあるわけですが、その中で、中学校の授業のありようと、中学校と小学校では随分違っていて、小学校から中学校に入学した際に、子どもがいろいろと混乱を起こしたりして、今、問題になっておりますように、中1ギャップということで、子どもが対応しきれなくなって、不登校になる子どもが出てくるだとか、いろいろな問題がありますので、一貫教育の中で、同じ学び舎の中で指導することによって、子どもの心を緩和するだとか、そういうメリットがあると思います。

それから、篠山の小中学校におきましては、その中で、英語教育に取り組みをしておりますし、これが国際化に向けての、かなり成果を上げていると、こういうふうに聞いております。

それから、あこは、篠山の南と書いて「ささな」と読みますけれども、篠南の地域を、みんなで見つめ直して、ふるさとを愛する心を育てるという、そういうことに学校が、とても寄与したと、こういうふうな、校長先生から話もいただいております。

それから、課題といたしましては、やはり人数が、だんだんだんだんと減っていく中で、先ほど私も申しましたように、集団の中で、ある程度の人数の中で、多様なニーズに対応できる子どもを、多様な教育をするのには、ちょっと難しく、そこをどういうふうに、今後、クリアしていくかについては、かなり課題があると、こういうことを、校長先生の方から指摘を受けております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 9番寺田公一君。

○9番（寺田公一君） 再質問をいたします。

まず、タッチアンドゴーですが、これは、判断をするための調査、これを判断するためにも、やはりいいものか悪いものかを判断するためにも、調査は必要じゃないかというふうにも思います。

この点について、市長、お考えあれば。これ以上の質問、再質問はいたしません。

次に、ケーブルテレビですが、公設民営化でもというような答弁がありました。これは、実際、私の地域もエリア外ですので、非常に、私個人としては、もしできればうれしいなというふうに思いながら聞いたんですが、実際、費用対効果で言えば、言われるように、不採算。ただ、一番情報が欲しいところ、また情報が来にくいところへ情報を伝達するというのが、行政がやっぱりしなきゃならんところであるというふうに、僕も考えてますので、ぜひ、国等と協議しながら、できるだけ市内全域をカバーするネット網をつくっていただきたいというふうに

思います。

それと、学校について、学校の再編についてですが、先ほど、最後の方で、地域の理解を得てからするのかという質問をしたつもりでしたが、それについて答弁が抜かれていますので、それを、次のときにしていただければと思います。

篠山の小中学校の、先ほど、聞くのを忘れてたと思うんですが、生徒数と今後の推移について、先に、それとともに聞きをしたいと思います。

以上で、再質問終わります。

○議長（宮本有二君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

タッチアンドゴーの関係でございます。判断するための調査があるのではないかということでございます。これはもう、当然でございますので、いろいろな聞き取りとか、先ほど申しましたように、行った方のお話聞くとか、その上でどうこうとか、いろんな話の中を聞いて、その上で何をすればいいのか、そういったことを、ちょっと求めてまいりたいと思います。

それから、ケーブルテレビのこともありました。

私、そういった意味で、公設民営化、ある時期、国の方がやらない場合、これはやっぱり、宿毛市民だれもがテレビを見たいという欲求、それから見せてあげなきゃ、今、文化的、最低限度の文化的生活というのは、テレビが見えることだろうと思いますし、これは、ケーブルテレビができたときの経緯からもそうでございますので、やはりある一定時期が来ましたら、国の方で何ともならないということになりましたら、議会の了解を得て、皆さんの了解を得て、公設民営化という手も、私は考えなきゃいけないというふうに、先ほど申し上げました。

それから、先ほど、寺田議員の方から、費用対効果もあるかもしれませんということですが、やはり、公共性のあるものについては、費用対効果ばかりでは図れないと思います。ある一定、むだなお金は使ってははいませんが、市民のために、やっぱり文化的に、最低限度の生活をできるというものについての投資というものは、宿毛市民の皆様は許して下さるんじゃないかなと、そういうふうなことも思っておりますので、皆さんの、またご協力をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの、前の質問の中で、農民の方が農業指導というふうなお話もございました。

実は、私自身も、ここに、宿毛市の方に、県から、農業指導所がここにはありません。そんな関係で、宿毛市もやはり、専門性のある職員というものも要るんじゃないかということで、人を、今は土佐清水が公募しまして、農業の指導の方がおみえになってますね。

そんな形で、やっぱり宿毛市の職員に、少なくとも1人ぐらいはこれ、農業指導員がいていいんじゃないかなというふうな思いがありまして、以前、昨年度でしたか、県の方に、人を割愛していただけないかという申し入れもしたことがございましたが、その時は、中村に農業指導所があるから、そこを使うというふうな話で終わっております。

また、漁業の方につきましては、漁業指導所が宿毛にありますので、これは漁業組合の方とも、いろいろタイアップされて、一次産業の振興には努めておられると思います。

それでも、私自身は、やはり宿毛市のが、一次産業の市ですよということを、大分前から言っております。それならそれで、農林水産、その専門の人たちが、1人ずつおっついていいんじゃないかなというふうなことは、ずっと思っ

おりまして、人の配置につきましても、こういったことを考えてはおるんですが、なかなか人そのものが得られてないという状況でございます。

これからも、農業指導、それから漁業指導、それから森林の、例えば専門家とか。

森林関係は、大体、森林組合の方々が、プロがおられますから、これについては、あんまり心配は、私自身してないんですが、やっぱり産業振興という面では、農業の専門家、漁業の専門家が、この宿毛市に欲しいというふうな気持ちは持っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、現在の篠山小中学校の児童生徒数でありますけれども、本年度は、篠山小学校の児童数は20名です。うち、宿毛市からの通学の児童が11名です。それから、篠山中学校の生徒は16名です。うち、宿毛市からの通学生徒は3名となっております。

平成26年度には、篠山小学校では22名、それから、篠山中学校におきましては、10名の在学生になる予定でございます。

その後は、減少傾向になる見込みでございます。

それから、栄喜の小学校についての教育委員会のこれからのかわりについてのご質問がありましたけれども、粘り強く、22年度に向けて取り組みを進めたい。

いろいろな地区で、統合に向けて、大きな統合計画が、いろいろな地区で行われておりますし、その中で、学校の設置条例を改正をして、議会に提出して、決まった後で先生の配置がどうであるとか、存続の問題が出てくるだとかいう、住民といろいろなトラブルが起きており

ます。

そんなことのないように、強行突破するのではなくして、教育的に、子どものために、できるだけ精いっぱい、栄喜小学校の地区には説明をして、理解を求めていく所存でございますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 9番寺田公一君。

○9番（寺田公一君） 市長は市民のため、また宿毛市政を執行するために、教育長はまた、子どもたち、また宿毛市民の社会体育の振興のために、これからもよりよい政策を行っていただくことを願いながら、私の一般質問を終わります。

○議長（宮本有二君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第2「議案第20号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 皆様、ご苦労さんでございます。

追加ご提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第20号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、健康保険法施行令の一部が改正され、平成21年1月1日より、産科医療において、無過失補償制度が導入されることとなりましたので、出産育児一時金を3万円増額することができるよう、本市の条例の一部を改正しようとするものでございます。

以上が、ご提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、お願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。



ありがとうございます。

○議長（宮本有二君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

今日は、これにて散会いたします。

午後 2時17分 散会

平成20年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第8日（平成20年12月10日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第20号まで

-----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第20号まで

-----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

-----

4 欠席議員（1名）

13番 山本幸雄君

-----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君  
次長 児島厚臣君  
議事係長 岩村研治君

-----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君  
副市長 岡本公文君  
企画課長補佐 岩本昌彦君  
総務課長 出口君男君  
市民課長 弘瀬徳宏君  
税務課長 美濃部勇君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	三本義男君
環境課長	岩本克記君
人権推進課長	小栗幹夫君
産業振興課長	頼田達彦君
商工観光課長	立田明君
建設課長	安澤伸一君
福祉事務所長	沢田清隆君
水道課長	豊島裕一君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	小島正樹君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	有田修大君
学校給食 センター所長	岡村好知君
千寿園長	村中純君
農業委員会 事務局長	小野正二君
選挙管理委員 会事務局長	土居利充君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第20号まで」の20議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。4番、松浦でございます。

これより、本議会に提案されました議案についての質疑を行いたいと思います。

質疑に入ります前に、一言答弁者に要請をいたします。

実は、私も時間を見つけては、定例会の議事録を読んでおりますが、その中で感じたことが1つあります。

質疑の答弁の中で、款・項・目・節を説明する上で、4けたないし5けたの数字のみで説明をしている答弁者がおります。市民の皆さんが、後日、議事録を見るときに、あるいはこの放送をお聞きの場合でも、数字のみの説明では理解が大変難しいのではないかと思います。

私も、本日からの議案質疑において、改めてまいりますので、ぜひ答弁者においてもよろしくお願いをいたします。

それでは、質疑に移ります。

私が今回、質疑をする内容は、議案第1号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

まず、最初はページ18ページ、第2款総務費の第1項総務管理費、3目秘書広報費、11節需用費についてであります。

宿毛市PR用バッグ製作費として42万円が計上をされております。新規の予算と思われま

すが、どのようなバッグを、どのくらい製作しようとしているのか、あわせてその活用方法等についてお示しをいただきたいと思っております。

次は、ページ19ページ、総務費の第2項徴税費、2目賦課徴収費、19節負担金補助及び交付金についてであります。

幡多広域租税債権管理機構負担金としての49万5,000円についてであります。当初予算において、742万5,000円が計上されております。今回、増額をしなければならない理由について、お伺いをいたします。

あわせて、費用対効果の観点からお伺いをいたします。

さきの決算委員会の場で、租税債権管理機構の取り組み状況について報告があったかと存じますが、いま一度、今日までの取り組みを行う中で、どのような成果が得られたのか、その状況についてお示しをいただきたいと思っております。

次は、ページ25ページ、第4款衛生費の第3項清掃費、1目塵芥処理費、19節負担金補助及び交付金についてであります。

幡多広域市町村圏事務組合負担金の775万5,000円についてであります。当初予算において、2億1,289万7,000円が計上されておまして、合計しますと2億2,065万2,000円であります。

今回、このように大幅に増額をしなければならない理由について、ご説明をいただきたいと思っております。

次は、ページ27ページ、第6款商工費の第1項商工費、5目観光費、19節負担金補助及び交付金についてであります。

この予算は、本年度の新規事業であろうかと存じますが、菜の花まつり補助金として50万円が計上されております。名前のおり、菜の花まつりでありますので、開催時期については、3月ころと思っておりますが、場所及び規模等、その

内容についてお示しをいただきたいと思います。

次は、29ページ、第7款土木費の第5項砂防費、1目住家防災工事費、15節工事請負費についてであります。

がけくずれ住家防災対策工事費として480万7,000円が計上されております。これについても、当初予算において611万5,000円が計上されております。県単の工事についてであろうかと存じますが、今回、新たにふえた件数はどれくらいなのか。そして、工事を行おうとしている場所をお示しいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（岩本昌彦君） 企画課長補佐、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算、ページ18ページ、2款総務費、1項総務管理費、3目秘書広報費、11節需用費、宿毛市PR用バッグ製作費について、ご説明をいたします。

この予算は、宿毛市のピーアールを行うことを目的に、宿毛大使や講演会の講師、並びに各種イベント等のゲストとして本市においでいただいた方々などが、資料や特産品などを收容することができるように、布製のバッグを製作をしようとするものでございます。

これまでは、資料や特産品などを収めるのに、手ごろな入れ物がなくて、封筒や使い古しの紙袋なんかに入れてお持ち帰りをいただいていた経過がありまして、今後はこのバッグを活用することができますし、継続して利用が可能になりますので、お帰りいただいた後も、日常にご利用いただくことによりまして、本市のピーアール効果が期待できるものではないかと考えております。

また、花へんろマラソンや豪華客船の寄港時

などの各種イベント時に、お土産として販売することも検討いたしております。

この時期に、補正予算を計上させていただいた理由につきましては、3月22日に開催を控えております宿毛花へんろマラソンにおいて、優勝した方々などへの賞状や副賞なんかの入れ物に活用することを予定しておるからでございます。

先ほどもご説明しましたとおり、材質といたしましては、重い物でも收容できるように、布製にいたしております。サイズの的にはB4サイズの手提げタイプで、まちは13センチ程度で考えております。製作費400円の単価で、1,000枚程度を製作するというふうに予定をしております。

なお、効果的なピーアールを行うために、バッグの側面にイラストをプリントする予定にしております。そのイラストのデザイン画を作成するために、関連費用として同じページの2款1項3目12節に手数料4万円を計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 税務課長。

○税務課長（美濃部 勇君） 税務課長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算、19ページ、第2款総務費、第2項徴税费、2目賦課徴収費、19節負担金補助及び交付金の中の幡多広域租税債権管理機構負担金49万5,000円の増額理由でございますが、当初予算に742万5,000円計上させていただきました。

平成20年4月1日に設立されました幡多広域租税債権管理機構へ、宿毛市の負担金といたしましては、一般会計に742万5,000円、国保特別会計に607万5,000円、合わせて1,350万円の予算を当初予算に計上させ

ていただいておりますが、各市町からの派遣職員が、当初の見込みよりベテラン職員が派遣されましたことによりまして、人件費で250万の不足となっております。

それ以外には、滞納整理システムの構築、搜索により差し押さえいたしました物件を、インターネットで公売するためのホームページの作成等の費用といたしまして109万8,000円の、合計359万8,000円の予算不足が生じております。

幡多全体での移管件数は400件でございますので、この件数で割りますと、1件当たり8,995円の負担となり、宿毛市からは、100件の移管をしております。

そのため、89万9,500円の、宿毛市の負担となりますけれども、当初予算の一般会計の案分率は55パーセントでございますので、この率を掛けた金額49万5,000円を予算計上させていただいたものでございます。

残りの金額40万5,000円につきましては、議案第3号宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算に予算計上させていただいております。

また、どのような成果が得られたかのご質問でございますが、幡多広域租税債権管理機構では、幡多6市町村から本税及び督促手数料合わせて4億3,896万3,621円の移管を受け、徴収に当たった結果、平成20年11月末現在、本税督促手数料及び延滞金を合わせて9,406万232円の徴収を行っております。

本税での徴収率で言いますと、19.6パーセントの徴収実績となっております。このうち、宿毛市分といたしましては、本税及び督促手数料合わせて1億3,770万2,846円の移管を行い、徴収実績といたしましては、本税、督促手数料及び延滞金を合わせて1,859万4,094円の徴収を行っております。

本税での徴収率では、12.5パーセントの状況となっております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 環境課長。

○環境課長（岩本克記君） 環境課長、4番、松浦議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）、ページ25ページ。第4款衛生費、第3項清掃費、1目塵芥処理費の19節負担金補助及び交付金の幡多広域市町村圏事務組合負担金、通称、幡多クリーンセンターの負担金でございます。

今回、775万5,000円の増額をしなければならない理由についてのご説明ということですが、せっかく松浦議員に負担金に関するご質問、いい機会をいただきましたので、ここで幡多クリーンセンターの負担金に関する算出と、内容をご説明申し上げまして、あわせてお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議員の皆様もご存じとは思いますが、平成10年7月、幡多8カ市町村が出資いたしまして、中村市上ノ土居、現在の四万十市の上ノ土居に広域ごみ処理施設を建設いたしまして、14年12月に操業を開始しております。

操業開始当時は、市民の皆様もごみとして出せば、何でも焼ける、処理できるといったようなこともありまして、現在でも生ごみと一緒に、分別もせず、家庭ごみと一緒に出しておるといったような話も聞いております。

しかし、今では、やはり資源ごみ、家庭ごみと分別をして出していただくのが基本でございます。出すには、少しでも重量を軽くして出すことが大事です。

ここで、負担金の算出の根拠について、少しご説明を申し上げます。

なぜなら、負担金の内容には大きく分けて2つあります。1つは、主に人件費等ございま

す施設整備経費の負担金。これは、必要経費に均等割10パーセント、人口割90パーセントの率を掛けて算出した経費でございます。

もう1つは、持ち込まれたごみ処理に係る経費、必要とする費用等の運営経費の負担金であります。これも均等割10パーセントと、重量割90パーセントの率を掛けて算出するものです。

この運営経費が、ごみの重量で負担金に大きく影響を及ぼすものであります。おのおのの市町村がごみを出して、重いほどその分、市町村の負担となって返ってきます。ですから、出すごみの量が軽いほど、負担金は少なくなるわけでございます。

今回の負担金の増額については、大量の増加によるものではございませんが、理由といたしまして、センターへのごみの搬入量が、平成20年4月から8月と、平成19年4月から8月までの実績の比較では、2パーセントの減となっておりますが、最近の燃料高騰によりまして、燃料のコークスの値段が1トン当たり、当初3万3,600円から、9月末現在で4万9,350円にまで高騰いたしまして、さらに10月から3月までには、7万350円にまで値上がりを見込まれており、このことが大きな増額の要因となっております。

ちなみに、当初、コークス量1,800トンと見込み、3万3,600円で計算し、6,048万円計上しておりましたが、燃料の高騰のあおりを受け、10月から3月までの残見込量934.5トンで計算してみますと、全体では、1億348万4,325円必要になってまいりました。

また、それに比べ、ごみの量が減になっておりますので、飛灰処理費等が、当初より614万2,000円減額になっておることから、今回のクリーンセンター負担金全体では、3,2

85万8,000円の計上を行うもので、そのうち、宿毛市負担金が施設整備経費、54万7,000円増額と、運営経費720万8,000円の増額を合わせて775万5,000円となり、今回、補正をお願いするものでございます。

このことから、負担金についての主は、おのおのの市町村が出すごみの量の重さで負担されております。

19年度の実績で申しますと、クリーンセンター持ち込みの処理量8,228.53トンで、宿毛市の負担金は2億77万8,043円、下水道分209万8,000円を合わせて、全体では2億287万6,043円になっております。1トン当たりになりますと、2万4,655円、約1キログラム25円となりまして、1人当たり約8,500円、1世帯当たり約2万3,000円を負担しておるわけでございますので、私は、地区長連合会の総会、また市政懇談会の折には、再三、お願いを申し上げておりますように、1世帯で1日3食のごみの水分を合わせて大きじ5杯分減らしていただきますと、年間で27リットル減になりまして、1世帯では年間405円減になりますが、全世帯では約407万円の削減になります。

さらに、1世帯がコップ1杯200cc年間に削減していただければ、減らしていただければ、年間で約1,000トンで90万の負担金が減額になりますので、どうか家庭ごみを出す際には、とにかく水分を切りまして、なるべく軽くして、分別をして、指定に決められたステーションへ出していただきますよう、皆様にご理解とご協力をお願いいたしまして、答弁にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（宮本有二君） 商工観光課長。

○商工観光課長（立田 明君） おはようございます。商工観光課長、4番、松浦議員の質疑

にお答えをいたします。

議案第1号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算、27ページ、歳出の第6款商工費、第1項商工費、第5目観光費の19節負担金補助及び交付金として、菜の花まつり補助金50万円を計上させていただいておりますが、その先ほどの質問で、菜の花まつりの場所とか、規模、内容等について、説明をさせていただきます。

菜の花まつりにつきましては、商工会議所や和田地区が中心となりまして、今年の秋に試験的に菜の花の植栽に取り組んできた経緯がございますが、ことし、本格的に市内の各種団体25団体でございます。その団体で組織する実行委員会を立ち上げ、景気低迷に悩む本市の商店街や産業の活性化、観光交流やピーアールを目的に、菜の花を、稲作が終わった圃場に植栽しまして、開花の予定時期の来年3月14日から3月29日の間、開催をするものでございます。

16日間、花は咲いておるのですが、開催の期間中の土曜日、日曜日には、地場製品の販売、それから各種イベントも開催する計画となっておりますとお聞いております。

なお、イベントの内容につきましては、今後、実行委員会の中で、私どもも入らせていただきまして、精査して、よりよいイベントになるように努めてまいりたいと考えております。

植栽場所につきましては、花へんろマラソンのコースにも隣接している和田地区に約8ヘクタール、それから列車からも観賞できますように、宿毛東駅の南側に2ヘクタールの植栽をする予定でございます。

いずれにいたしましても、何様初めての取り組みでございますので、この事業にかかわっている市民の皆様、今後、継続的な取り組みをいただく中で、宿毛を代表する花イベントの1つとして、本市の交流人口の拡大、地域経済の

活性化や観光振興につながっていくものではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 建設課長。

○建設課長（安澤伸一君） おはようございます。建設課長、4番、松浦議員の質疑にお答えをいたします。

議案第1号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算（第5号）。29ページ、第7款土木費、第5項砂防費、1目住家防災対策費、15節工事請負費480万7,000円についてでございます。

これは、がけくずれ住家防災対策工事費についてでございますが、この事業は、質問のように、県単事業でございまして、当初予算では2件分の枠といたしまして、611万5,000円を計上しておりました。

本年、5月末の集中豪雨によりまして、山奈町山田の天神地区で1件、民家の裏山の被災がございまして、緊急に対策を講じたいということで、県の方にも要望しておりましたが、今回、県からの割当のめどがつかまりましたので、補正をしようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 4番松浦英夫君。

○4番（松浦英夫君） まず、冒頭に訂正の部分、私の発言で訂正の部分があるかと思いますが。

今の建設課長が説明された中ですけれども、1目の住家防災、私、工事費と言うてはなかったかと思えます。対策費のようなので、訂正をお願いいたします。

今、るるお話をいただきました。ピーアール用バッグ、本当に素晴らしい、そういう面ではアイデアではないかなという思いがいたします。

それと、租税関係についても、費用対効果の部分から考えると、一定の成果が上がっておる



かなという思いがいたします。

そして、菜の花まつりの部分も、十分、ご説明でわかりました。これについても、再質疑は行いませんが、それぞれ有効に活用、そしてまた、対策をしていただきたいというふうに思います。

1点、環境課長が語る、詳しくご説明をいただきました。私なりに、この問題についても、非常に興味を持っている部分でありますので、1点、私の思いを申し上げながら、やっていきたいというふうに思います。

本当に775万5,000円の増額について、負担金の算出及びその根拠、並びに内容については、詳しくご説明をいただきました。本当にごみを処分するのに費用がかかり、多額の負担金を出しているのがよくわかりました。

ごみの問題につきましては、本9月議会においても、中平議員の発言の中で、ごみは厄介者ではなく宝だという、そういった気持ちになりなさいというご意見や、本議会においても、有田議員の方からも、清掃接待班の組織化の議論がなされました。

ごみの問題を活発に論議することは、市民の皆さんに関心を持っていただく上からも大切なことではないかと思えます。そして、私を含めて、ごみに対する市民のモラルの確立が大変重要ではないかと思えます。この質疑の答弁を聞くにつれて、ごみがお金になることを痛感いたしました。

ちりも積もれば山となるとのことわざもありますが、そういった意味で、ごみの問題は他人事ではなく、官民一体となり、排出抑制に取り組まなければならないと、改めて痛感をいたしました。

そういう面で、私自身も今後の取り組みの中で、この問題については真剣に受けとめて対応してまいりたいということをお願いして、質疑

を終わります。

○議長（宮本有二君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 1番、質疑を行います。

私が行います質疑は、議案第1号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算についてであります。

景気が非常に低迷する宿毛市に、年末を前に、積極的な景気対策補正予算を期待しておりましたが、残念ながらそのような予算は提案されておりません。

平成21年度予算の査定も、間もなく始まると思えますが、財政健全化も大切ですが、その方針を少し緩める時期が来たと感じております。次回の、来年度予算編成に期待いたしまして、今回の質疑に入りたいと思えます。

議案第1号別冊、6ページ、債務負担行為補正、宿毛佐伯航路運行経費支援事業補助金の債務負担行為の設定であります。

3月議会の、同僚の野々下議員の質疑におきまして、その支援策について、県と幡多6カ市町村との支援策を、今年度かためていくという答弁がございましたが、今回の債務負担行為の設定について、その理由とフェリーの支援方針の動向について、お聞かせ願いたい。

続いて、30ページ。第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費、15節工事請負費40万円、教育委員会適応指導教室設置工事費であります。

今議会に教育委員会の点検評価報告書が提出されておりますが、その中で、教育相談室において、不登校児童生徒の保護者を対象に、適応指導教室を開設し、登校刺激を行ったと報告されておりますが、今回の予算で、どのような教室をつくるのか、また、この教室は効果を上げているのか、児童生徒の登校刺激により、問題解消できた事例が、どのくらいの実績があるのかをお聞かせ願いたい。

最後に、32ページ、第9款教育費、第4項社会教育費、2目、3目、4目、5目、文教センター管理費、公民館費、図書館費、歴史館費ですが、すべて貴重な一般財源を1,600万ぐらい減らして、特定財源を充てておりますが、この特定財源について、どのような財源を充てているのかをお聞かせ願いたい。その財源について、説明願いたい。

以上、1回目の質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（岩本昌彦君） 企画課長補佐、1番、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、平成20年度宿毛市一般会計補正予算、ページ6ページ、第2表債務負担行為表補正。宿毛佐伯航路運航経費支援事業補助金2,000万についてのご説明でございます。

質問内容といたしましては、本予算を債務負担行為で計上した理由と、それから支援の動向ということであったかと理解をいたしておりますけれども、まず、初めに支援の動向と言いますか、本補助金の概要について、ご説明をさせていただきます。

本補助金は、燃料費の急激な高騰などにより、経営状況が悪化し、本年度決算においても赤字が見込まれております株式会社宿毛フェリーを支援するために、ドック検査費用の3分の2を補助しようとするものであります。

ただし、補助対象経費につきましては、当期損失額を上限とさせていただきます。

補助の実施主体は、本市でありますけれども、補助金の財源といたしまして、県が2分の1、残りの2分の1を、本市を含む広域の市町村、6市町村で負担をすることとなっております。

今回、補助対象がドック費用であるということから、その実施前に、すなわちこれ、実施は来年2月ごろになると思うんですが、その前に

交付決定を行わなければならないという事情から、今回、その予算的な裏づけとして、債務負担行為を計上することといたしました。

今後のスケジュールといたしましては、今議会でもし予算を可決いただけたといたしましたら、平成20年度中に交付決定を行い、平成21年度で補助金を予算化して、平成21年の6月以降、宿毛フェリーの決算によりまして、当期損失が確定した後に、予算執行を行うということとなります。

以上でございます。

○議長（宮本有二君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（小島正樹君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号別冊、ページ30ページ、款項目、9・1・2の15節工事請負費40万の内容でございます。

これは、西庁舎なんですけど、教育委員会の中に教育相談室に適応指導教室、不登校の方の対応で頑張っているわけなんですけど、設置をしております。

その中で、現在は常時、ほとんど毎日、来ておられる生徒さんが3名、それから時々言いますか、来ておられる生徒さんが3名がおります。

4名ですか、おられます。そのために、指導教室が手狭になったために、隣の部屋の、現在、倉庫等に利用している部屋を改造しまして、分科として、それぞれ課題のある子どもさんについて、いろいろと分けて指導いうか、対応をするために、今回の改造をする予算であります。

現在、平成20年度中に24名の小中学校で、いろいろ課題があつて学校によろ行かない生徒がおるわけですけど、その方々への対応を、なるべく多くの方に来ていただくようにするため

の、今回の工事であります。

実績としましては、19年度に学校に復活というか、復帰した生徒さんが2名おられます。今後、精いっぱい頑張っ、できるだけ多くの生徒さんに来ていただいて、最終的には、学校への復帰のために努力をしたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（宮本有二君） 企画課長補佐。

○企画課長補佐（岩本昌彦君） 企画課長補佐、1番、今城議員の質疑にお答えいたします。

議案第1号、平成20年度宿毛市一般会計補正予算、ページ32ページ。9款4項2目から5目までの、その他に計上されている財源についてのご質問であるというふうに理解しておりますけれども、このことにつきましては、少しページをさかのぼっていただきまして、ページ15ページ、19款諸収入、5項雑入、5目雑入、1節雑入というところで、財団法人高知県市町村振興協会基金交付金1,501万2,000円という予算が計上されておりますけれども、この予算を、それぞれの財源に充当いたしましたものでございます。

この交付金について、若干ご説明をさせていただきますけれども、現在、サマージャンボ宝くじの収益金の一部を、財団法人高知県市町村振興協会が基金として積立をして、運用しております。この基金は、当財団の活動費に充てられておりますけれども、最近の市町村の厳しい財政状況を考慮し、平成20年度から22年度までの3カ年にわたって、この基金から市町村が行う地域振興事業に対して、交付金が交付されることとなりました。

このたび、平成20年度分の交付額が決定されましたので、今議会で補正予算計上をさせていただいたものです。

なお、この交付金は、地方財政法第32条に

規定する事業に充当することとなっておりますので、本市においては、32条の規定中の美術館、図書館、文化会館等芸術文化活動の拠点となる施策の運営の充実、その他地域における芸術文化の振興に係る事業に該当いたします文教センター、公民館、図書館、歴史館の運営に係る事業の財源に充当させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（宮本有二君） 1番今城誠司君。

○1番（今城誠司君） 大変詳しい説明をいただきました。よくわかりました。

使えそうな財源をかき集めて、積極的な景気対策を期待しております。

以上で質疑を終わります。

○議長（宮本有二君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号から議案第11号まで」の11議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第11号まで」の11議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第12号から議案第20号まで」の9議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたしま

す。

おはかりいたします。

議案等審査のため、12月11日及び12月12日は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、12月11日及び12月12日は休会することに決しました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

12月11日から12月14日までの4日間休会し、12月15日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時47分 散会

## 議案付託表

平成20年第4回定例会

付託委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会 (6件)	議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第18号 議案第20号	宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市税条例の一部を改正する条例について 半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について 幡多広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約について 財産の取得について 宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
産業厚生 常任委員会 (3件)	議案第16号 議案第17号 議案第19号	指定管理者の指定について 指定管理者の指定について 市道路線の変更について

平成20年  
第4回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第13日（平成20年12月15日 月曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第20号まで

（議案第1号から議案第11号まで、討論、表決）

（議案第12号から議案第20号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第11号

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号及び意見書案第2号

意見書案第1号 地方の道路整備の財源確保に関する意見書の提出について

意見書案第2号 危険な気候変動を回避するために「気候保護法」の制定を求め  
る意見書の提出について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第20号まで

日程第2 陳情第11号

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号及び意見書案第2号

----- . . . -----

3 出席議員（15名）

1番 今城誠司君	2番 岡崎利久君
3番 野々下昌文君	4番 松浦英夫君
5番 浅木敏君	6番 中平富宏君
7番 有田都子君	8番 浦尻和伸君
9番 寺田公一君	10番 宮本有二君
11番 濱田陸紀君	12番 西郷典生君
14番 中川貢君	15番 西村六男君
16番 岡崎求君	

----- . . . -----

4 欠席議員（1名）

13番 山本幸雄君

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 夕部政明君

次 長 児 島 厚 臣 君  
議 事 係 長 岩 村 研 治 君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市 長 中 西 清 二 君  
副 市 長 岡 本 公 文 君  
企 画 課 長 岡 崎 匡 介 君  
総 務 課 長 出 口 君 男 君  
市 民 課 長 弘 瀬 徳 宏 君  
税 務 課 長 美濃部 勇 君  
会 計 管 理 者 兼  
会 計 課 長 小 島 秀 夫 君  
保 健 介 護 課 長 三 本 義 男 君  
環 境 課 長 岩 本 克 記 君  
人 権 推 進 課 長 小 栗 幹 夫 君  
産 業 振 興 課 長 頼 田 達 彦 君  
商 工 観 光 課 長 立 田 明 君  
建 設 課 長 安 澤 伸 一 君  
福 祉 事 務 所 長 沢 田 清 隆 君  
水 道 課 長 豊 島 裕 一 君  
教 育 長 岡 松 泰 君  
教 育 次 長 兼  
学 校 教 育 課 長 小 島 正 樹 君  
生 涯 学 習 課 長  
兼 宿 毛 文 教  
セ ン タ ー 所 長 有 田 修 大 君  
学 校 給 食  
セ ン タ ー 所 長 岡 村 好 知 君  
千 寿 園 長 村 中 純 君  
農 業 委 員 会  
事 務 局 長 小 野 正 二 君  
選 挙 管 理 委 員  
会 事 務 局 長 土 居 利 充 君

----- . . . ----- . . . -----

午前11時26分 開議

○議長（宮本有二君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第20号まで」の20議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号から議案第11号まで」の11議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第1号から議案第11号まで」の11議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 全員起立であります。

よって「議案第1号から議案第11号まで」の11議案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第12号から議案第20号まで」の9議案について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（有田都子君） 総務文教常任委員会に付託されました議案審査の結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第12号、13号、14号、15号、18号及び20号の6議案であります。

議案第12号は、宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

人事院勧告に基づきまして、平成20年4月に遡及して、さかのぼりまして、一律700円を加算した給料表に改定しようとするものであります。

議案第13号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法の一部を改正する法律等が、平成20年4月30日に交付され、施行されております。

条例で指定する学校法人や、社会福祉法人に対する寄附金については、寄附した金額から5,000円を差し引いた残りの金額の10パーセント、つまり市民税6パーセント、及び県民税4パーセントが税額控除できることになっております。

そのため、対象となる法人については、高知県条例との整合性を保つ必要が生じ、今回、高知県において対象法人を包括指定したことを受け、本市においても県と同様に、包括指定するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第14号は、半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案の内容は、半島振興法が平成17年4月1日に改正され、半島振興対策実施地域のうち、過疎地域並みの要件を満たす地域については、製造業に加え、旅館業が追加されているため、本市の条例を半島振興法に基づいて、同様に整備しようとするものであります。

議案第15号は、幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約についてであります。

本案は、幡多広域市町村圏事務組合に、幡多郡内の6市町村が出資して、幡多広域ふるさと市町村圏基金を設立し、基金の運用益で各種事業を行っているのですが、総務省において、基金の取り扱いが緩和され、事業に支障のない範囲内で基金の取り崩しができることとなったため、第286条第1項の規定に基づき、組合規約の一部を改正することにつき、同法290条の規定により、議会の議決を求めるものであり



ます。

議案第18号は、財産の取得についてであります。

もともと斎場及び総合運動公園用地の目的として、宿毛市が土地開発公社に先行取得依頼をしていた山奈町芳奈字神ノ谷4235番1以下9筆に当たる土地が、今回、高規格道路事業である中村宿毛道路用地の対象となりました。

現在、この土地については、本来の目的としての土地利用の計画もないため、高規格道路事業用地として売却することを目的として、宿毛市が土地開発公社から再取得する契約を締結することにつき、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第20号は、宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

主な内容は、健康保険施行令の一部が改正され、平成21年1月1日より、産科医療において分娩に関連して発症した脳性まひ児及びその家族の経済的負担を速やかに補償し、将来の脳性まひの予防に資する情報を提供することを目的としての無過失補償制度が導入されることになり、出産育児一時金を3万円増額することが可能となるよう、当市の条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、6議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査をいたしました結果、いずれも原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案6件についての報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（中平富宏君） 産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第1

6号、第17号、第19号の3議案であります。

議案第16号及び議案17号の2議案は、いずれも指定管理者の指定であります。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、これまでの実績などを考慮した結果、「宿毛中央ダイケアセンター」を「社会福祉法人 宿毛福社会」に、「すくもサニーサイドパーク」を「宿毛市産業振興株式会社」に、引き続き平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間、指定管理者として指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第19号は、市道路線の変更であります。宿毛市小筑紫町石原と、大月町添ノ川を結ぶ市道石原添ノ川線は、宿毛市分を市道、大月町分を町道として認定しておりますが、高知西南地区広域営農団地農道整備事業による用地調査により、宿毛市と大月町の境が市道の終点より、道なりに287.6メートル、大月町側であることが判明いたしましたので、同区間を市道とするよう、本路線の終点を変更することについて、道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上3議案につきまして、担当課から詳しい説明を求める中、慎重に審査しました結果、原案を適当と認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（宮本有二君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第12号から議案第20号ま

で」の9議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第12号から議案第20号まで」の9議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(宮本有二君) 全員起立であります。

よって「議案第12号から議案第20号まで」の9議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「陳情第11号」を議題といたします。

これより「陳情第11号」について委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長(中平富宏君) 産業厚生常任委員会に付託されました陳情について、審査結果のご報告をいたします。

本委員会に付託されました陳情は、陳情第11号、宿毛市森林整備計画書作成についての1件であります。

洞爺湖サミットでも、大きく取り上げられました地球温暖化防止について、我が国は、1,300万炭素トン森林吸収目標としており、この目標を達成するためには、平成19年から24年度の6年間に330万ヘクタールの整備間伐が必要なことから、平成20年5月16日に森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法が公布、施行されたことを受け、この法律を活用するために必要な森林整備計画書を作成し、本市の間伐事業促進に役立てるために、宿毛市に対しまして、宿毛市森林整備計画書の作成を求めるものであります。

担当課の説明を受け、陳情の趣旨も踏まえて、慎重に審査しました結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情について、ご報告を終わります。

○議長(宮本有二君) 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第11号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「陳情第11号」については、お手元に配付いたしました「審査報告書」のとおりであります。

本件は「審査報告書」のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

おはかりいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「意見書案第1号 地方道路整備の財源確保に関する意見書の提出について」及び「意見書案第2号 危険な気候変動を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書の提出について」の2件を一括議題といたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(宮本有二君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより「意見書案第1号」について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

5番浅木 敏君。

○5番(浅木 敏君) 5番議員の浅木でございます。ただいまから討論を行います。

私は、ただいま提案されました「意見書案第1号 地方の道路整備の財源確保に関する意見書」に反対する立場から、討論いたします。

今、地方と都市の格差が広がって、この宿毛市でも深刻な経済困難となっております。その原因は、農林漁業など一次産業や、中小企業を切り捨て、一部大企業だけが潤う構造改革路線を、小泉政権以来推し進めてきた結果であります。

医療や福祉の後退、定率減税廃止などによって、この7年間に全国平均で、4人家族は40万円もの負担増、加えて投機マネーによって、原油を初め諸物価の値上がりにより、市民生活は大変深刻な事態となっております。

仕事を求めて、若者は都市へ出て、地方の高齢化に拍車がかかり、地方の活力がますます低下させております。

こうした事態を食い止めるためには、地方が潤う財政対策をするべきであり、削減した地方交付税を元に戻すなど、さらにそれを拡大することが大切であります。

こうした財源がふえれば、宿毛市でも市民の営業や暮らしを支える政策が大きく進むわけがあります。

地方支援の財源にも活用するため、福田内閣は、市民の声に押されて道路特定財源の一般財源化を約束いたしました。ところが、政府は、東京湾へのもう1本の橋の建設を初め、全国でも6本もの橋を架ける計画など、むだの多い道路中期計画は撤回せず、さらに国土交通省は、来年度予算で道路予算を15パーセントもふやすという概算要求を行っております。

私たち日本共産党は、老朽化した橋の修繕や落石防止など、道路の災害、あるいは交通事故対策等、市民の命と暮らしを守るための道路整備や、道路建設は最優先する必要があると考え

ております。

しかし、今、提案されている内容は、地方の道路整備とは言いながらも、道路中期計画を含めた政府の道路予算関連予算自体を維持させるように求めるものとなっております。市民生活がこれほど困難になっているときに、道路だけの予算確保を求めることは、道路特定財源の実質維持を求めることと同じであります。

よって、私はこの意見書決議に反対するものであります。皆さん方にもご賛同を呼びかけ、討論を終わります。

○議長（宮本有二君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

おはかりいたします。

これより「意見書案第1号」について、採決いたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（宮本有二君） 起立多数であります。

よって「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

これより「意見書案第2号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

おはかりいたします。

「意見書案第2号」は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって「意見書案第2号」は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（宮本有二君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会にあたり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） 市長。閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月3日に開会をいたしました今期定例会は、年末を控え、何かとお忙しい中、議員の皆様方におかれましては、連日ご熱心にご審議をいただき、提案申し上げました全議案を、原案どおりご決定いただきまして、まことにありがとうございます。

今議会はもとよりでございますが、この1年間、一般質問や委員会審議等を通じまして、お寄せいただきました数々の貴重なご意見やご提言、そしてまた今回、決算認定の際のご提言等を真摯に受けとめまして、今後、さらに検討を加え、これからの市政の執行に反映させてまいりたいというふうに思います。

また、厳しい財政状況を踏まえまして、今後も引き続き、行政改革大綱及び集中改革プランの推進はもとよりでございますが、さまざまな行政課題に積極的に取り組んでまいります。

一般質問にもありましたように、3月22日

には、宿毛初のフルマラソンがございます。このフルマラソンのピーアールも兼ねて、さまざまな場面で、議員の皆様方、そしてまた我々も必死の努力をしております。どうかご協力を願いたいと思います。

ここで、まことに申しわけございません。一般質問のときから、ちょっとフルマラソンへの参加人数のことを、ふえておりますので、ご報告を申し上げます。

フルマラソンに、ただいま参加人数が369名となっております。5キロ、3キロを含めまして、トータルで、現在の参加人数が425名という数字が出ております。フルマラソン、1,000名を予定しておりますので、どうか市民の皆様にもお願いを申し上げたいというふうに思いますので、どうぞご協力を願いたいと思います。

なお一層のご協力でございます。

ことしも残りわずかとなりましたが、議員の皆様におかれましては、どうか健康にご留意をされまして、すばらしい新年を迎えられますようにご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

**○議長（宮本有二君）** 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成20年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前11時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 宮本有二

議員 中川 貢

議員 西村六男

平成20年12月10日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 有 田 都 子

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第12号	宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第13号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第14号	半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第15号	幡多広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約について	原案可決	適 当
議案第18号	財産の取得について	原案可決	適 当
議案第20号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当

平成20年12月10日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 平 富 宏

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第16号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第17号	指定管理者の指定について	原案可決	適当
議案第19号	市道路線の変更について	原案可決	適当



平成20年12月10日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 平 富 宏

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第11号	宿毛市森林整備計画書作成について	採 択	妥 当

平成20年12月10日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

総務文教常任委員長 有 田 都 子

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件   (1) 総合計画の策定状況について
- (2) 行政機構の状況について
- (3) 財政の運営状況について
- (4) 公有財産の管理状況について
- (5) 市税等の徴収体制について
- (6) 地域防災計画について
- (7) 教育問題について
- 2 理 由   議案審査の参考とするため

平成20年12月10日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

産業厚生常任委員長 中 平 富 宏

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
  - (2) 商工業の活性化対策状況について
  - (3) 観光産業の振興対策状況について
  - (4) 市道の管理状況について
  - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
  - (6) 下水道事業の運営管理状況について
  - (7) 保育施設の管理状況について
  - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成20年12月15日

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿

議会運営委員長 西 郷 典 生

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件   (1) 議会の運営に関する事項  
          (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項  
          (3) 議長の諮問に関する事項  
          (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由   議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

地方道路整備の財源確保に関する意見書の提出について  
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成20年12月15日

提出者	宿毛市議会議員	中平富宏
賛成者	宿毛市議会議員	松浦英夫
〃	〃	今城誠司
〃	〃	野々下昌文
〃	〃	寺田公一
〃	〃	濱田陸紀
〃	〃	岡崎 求

宿毛市議会議長 宮 本 有 二 殿  
説明 口頭

地方の道路整備の財源確保に関する意見書

中央経済圏から遠隔の四国西南地域において、高速交通網の整備の遅れは地域の産業・経済の発展と生活文化の活性化を阻害する大きな要因となっている。

また、一般国道56号平田・宿毛間は洪水時には道路冠水等により交通が遮断される区間があり、生産物の輸送や、救急医療、台風、地震等の防災対策上大きな支障となっており、一日も早い幹線道路の整備が喫緊の課題となっている。

このような状況の中、道路特定財源の一般財源化に伴い、「地方道路整備臨時交付金」を衣替えし、道路を中心とした公共事業に用途を拡大した1兆円規模の新たな交付金制度を創設し地方へ配分することや、揮発油税などの暫定税率を3年間維持するとの案が示され、政府・与党で調整が行われている。

特に、地方道路整備臨時交付金は、地方の自主性・裁量性により、地域の課題に柔軟かつ効果的に対応できる制度であり、本県においても、これまで1.5車線の道路整備など地域の実状にあった道路整備をこの制度を活用してスピード感を持って進めてきた。また、四国8の字ネットワークにおいては、その整備率が四国の他の三県に比べて大きく遅れていることから、1日も早い供用に向けて、関係機関と共に取り組んできた結果、やっと今後の進捗に目処が立ってきた。

今後の道路整備のあり方を検討する際には、道路整備の遅れている本県の実状や脆弱な財政状況を十分認識するとともに、地方の「底力」を発揮できるよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 平成21年度に創設が予定されている「地域活力基盤創造交付金（仮称）」について、政府・与党で調整が行われているが、道路は地域活力の向上に資する最も基礎的な社会基盤であることから、その配分については、道路整備の遅れている地方に優先的に配分すること。

2 四国8の字ネットワークをはじめとする国直轄事業や高速道路へのアクセス道路等の補助事業については、道路予算全体が縮小しないようにしたうえで、「命の道」の整備がまだまだ必要な本県に重点的に配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月15日

高知県宿毛市議会議員 宮本有二

内閣総理大臣殿  
総務大臣殿  
財務大臣殿  
国土交通大臣殿

----- . . ----- . . -----

意見書案第2号

危険な気候変動を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成20年12月15日

提出者	宿毛市議会議員	中平富宏
賛成者	宿毛市議会議員	松浦英夫
〃	〃	今城誠司
〃	〃	野々下昌文
〃	〃	寺田公一
〃	〃	濱田陸紀
〃	〃	岡崎 求

宿毛市議会議員 宮本有二 殿

説明 口頭

危険な気候変動を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書

今年2008年、京都議定書の第一約束期間が始まったが、わが国の対策は遅々として進まず、二酸化炭素を中心とする温室効果ガスの排出量は依然として増え続けている。

一方、年々気候変動による悪影響が世界各地で顕著になっており、このままでは将来世代に安全・安心な地球環境を引き継げず、私たち自身の生活の安全や経済活動の基盤にも深刻な影響が及びかねない状況にある。

このような中、ことし7月に開催された洞爺湖サミットでは、2050年までに温室効果ガスを半減する必要があることが合意された。そのため先進国は、2007年バリ合意に沿って、

率先して大幅な削減を実現しなければならない。

とりわけ日本は、今後、気候の安定化のために世界各国と協調した温暖化防止対策を実現することが重要となるのであり、温室効果ガス削減の中・長期的削減目標を設定し、その目標を達成するための施策を包括的・統合的に導入・策定し、実施していく必要がある。

その具体策として、日本が責任をもって対応するためには、まずは京都議定書の6パーセント削減目標を守り、2020年には1990年比30パーセント、2050年には1990年比80パーセントといった大幅な排出削減経路を法律で掲げることが必要である。

また、排出削減の実効性を担保するための制度として、炭素税やキャップ&トレード型の排出量取引等の制度を導入することで炭素に価格をつけ、脱温暖化の経済社会を構築し、再生可能エネルギーの導入にインセンティブとなるような固定価格買取制度などを実現するべきである。

よって、国におかれては、上意の内容の実現を約束する法律を制定するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月15日

高知県宿毛市議会議長 宮本 有二

衆 議 院 議 長 殿  
参 議 院 議 長 殿  
内 閣 総 理 大 臣 殿  
外 務 大 臣 殿  
経 済 産 業 大 臣 殿  
国 土 交 通 大 臣 殿  
環 境 大 臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成20年第4回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	4番 松浦英夫君	1 地域特産品開発支援事業について（市長） 2 父子手当について（市長） 3 保育行政について（市長）
2	3番 野々下昌文君	1 市長の政治姿勢について（市長） (1) 金融危機による市民生活への影響と認識、定額給付金への期待について (2) 定額給付金支給時の対応と認識について (3) 金融危機による本市地域経済への影響、中小零細企業への影響と認識、緊急保証制度について (4) 年末、年度末に向けて、中小零細企業への本市の支援策について (5) 燃料高騰に伴う一次産業への本市の支援策について 2 定住自立圏構想について（市長） (1) 宿毛市のメリットと今後の構想について
3	2番 岡崎利久君	1 第1回宿毛花へんろマラソン2009について（市長） 2 宿毛市都市計画事業、宿毛駅東地区土地区画整理事業について（市長） 3 宿毛市次世代育成支援行動計画について（市長）
4	7番 有田都子君	1 お接待への取り組みについて（市長） (1) 道等の清掃接待班（仮称）の組織化について (2) 旅館、各施設等への市民の文芸部門の作品展示について 2 潮干狩り場の復活について（市長） 3 教員の児童、生徒と向き合う、より深い時間確保について（教育長） 4 尊敬語、謙譲語等に留意した共通語による授業について（教育長）



5	5 番 浅木 敏君	1 市長の政治姿勢について（市長） (1) 地球温暖化抑止対策について (2) 住宅用火災警報器の設置について (3) 後期高齢者医療制度について (4) 市庁舎等の維持管理について
6	6 番 寺田公一君	1 市長の政治姿勢について（市長） 2 課の再編について（市長） 3 ケーブルテレビについて（市長） 4 宿毛市総合運動公園の施設管理について（教育長） 5 小中学校の再編計画について（教育長）

平成20年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案 (平成20年第3回定例会提出)

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 2号	平成19年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について	12月 3日	認 定
第 3号	平成19年度宿毛市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 3日	認 定
第 4号	平成19年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 3日	認 定
第 5号	平成19年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 3日	認 定
第 6号	平成19年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 3日	認 定
第 7号	平成19年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について	12月 3日	認 定
第 8号	平成19年度宿毛市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	12月 3日	認 定
第 9号	平成19年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 3日	認 定
第10号	平成19年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 3日	認 定
第11号	平成19年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 3日	認 定
第12号	平成19年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について	12月 3日	認 定
第13号	平成19年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 3日	認 定
第14号	平成19年度宿毛市土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	12月 3日	認 定
第15号	平成19年度宿毛市水道事業会計決算認定について	12月 3日	認 定

議 案（平成20年第4回定例会提出）

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	平成20年度宿毛市一般会計補正予算について	12月15日	原案可決
第 2 号	平成20年度宿毛市簡易水道事業特別会計補正予算について	12月15日	原案可決
第 3 号	平成20年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	12月15日	原案可決
第 4 号	平成20年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	12月15日	原案可決
第 5 号	平成20年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	12月15日	原案可決
第 6 号	平成20年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について	12月15日	原案可決
第 7 号	平成20年度宿毛市老人保健特別会計補正予算について	12月15日	原案可決
第 8 号	平成20年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について	12月15日	原案可決
第 9 号	平成20年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について	12月15日	原案可決
第10号	平成20年度宿毛市土地区画整理事業特別会計補正予算について	12月15日	原案可決
第11号	平成20年度宿毛市水道事業会計補正予算について	12月15日	原案可決
第12号	宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について	12月15日	原案可決
第13号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	12月15日	原案可決
第14号	半島振興対策実施地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について	12月15日	原案可決
第15号	幡多広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約について	12月15日	原案可決
第16号	指定管理者の指定について	12月15日	原案可決
第17号	指定管理者の指定について	12月15日	原案可決
第18号	財産の取得について	12月15日	原案可決

第19号	市道路線の変更について	12月15日	原案可決
第20号	宿毛市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	12月15日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 1 号	宿毛市森林整備計画書作成について	1 2 月 1 5 日	採 択